

令和四年度 文化財防災センターシンポジウム

無形文化遺産と防災

―被災の経験から考える防災・減災―





目次

開会の言葉	1
趣旨説明	2
第一部 報告	5
1. 地域復興のための無形伝承 – 無形文化遺産部の取り組みから – 久保田裕道（東京文化財研究所）	6
2. 無形文化遺産の防災に係るセンターでの取り組み状況 後藤知美（文化財防災センター）	15
コメント1 前原恵美（東京文化財研究所）	22
コメント2 佐藤翔輔（東北大学災害科学国際研究所）	25
質疑応答	27
第二部 事例報告	31
1. まつりの場の被災対応 – 等覚寺の松会・松庭の復旧について – 若杵善満（荻田町教育委員会）	32
2. 雄勝法印神楽の道具の再生 阿部久利（雄勝法印神楽保存会）	50
3. コロナ禍における祭礼開催をめぐる地域社会での合意形成 – 滋賀県・長浜曳山祭を事例として – 武田俊輔（法政大学）	60
質疑応答	71
小括	74
第三部 総合討論	77
閉会の言葉	92

開会の言葉

高妻洋成（文化財防災センター センター長）

本日は、令和4年度文化財防災センターシンポジウム「無形文化遺産と防災―被災の経験から考える防災・減災―」にご来場いただき、誠にありがとうございます。

文化財防災センターは、2020年10月に国立文化財機構本部に新たに設置されたセンターです。文化財防災に取り組む常設機関として設置されました。日本国内には非常に多様な文化財が存在します。文化財保護法には6つの文化財類型がございます。また同法は、これらの6つの文化財類型に併せて、選定保存技術や埋蔵文化財も文化財として捉え、保護すべき対象としています。近年では新たな制度の導入によって文化財の概念自体が拡大しており、もはや名称としては「文化遺産」のほうが適切なのではないかといった議論も行われている状況です。

ご承知のとおり、昨今、気候変動の影響等によって全国各地で災害が頻発するなか、文化遺産も被害を受ける事態が多発しています。私共のセンターでは「大切な文化遺産をいかに災害から守るのか」について取り組んでおります。文化財防災のプロセスは、災害による被害を抑止・軽減する防災・減災のみならず、被害後の迅速な救援体制を確立していく必要があります。

また、復旧・復興の過程で、次の災害被害を防ぐ体制を、いかにして築くのかも考えていかなければなりません。さらにいえば、取り戻されていく生活のなかに、文化遺産を位置づける方策など、我々と文化遺産との関係を総合的に捉え取り組んでいく必要があります。

東日本大震災以降、被災地の復興過程において、地域のお祭りや行事の再開が大きな注目を集めたことを、ご記憶の方も多いと思います。地域の方々が災害後の生活を送るなかで、無形文化遺産が精神的なよりどころとなり、その地域の復旧・復興に寄与することが確認されたわけです。

文化財の一つである無形文化遺産が、災害の被害から保護すべき対象であることは、周知のことです。そのうえで次に、無形文化遺産が受ける被害を最小化するために、どういう作業に取り組んでいけばいいのかが問題になってまいります。令和3年度の文化財防災センターの取り組みでは、有識者の方にお集まりいただき、この課題を1年かけて議論しました。本来であれば、本年度の早い段階で議論の成果を皆さまに報告する機会をつくりたかったのですが、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、3月まで延びてしまいました。後ほど、趣旨説明で、防災センターでの取り組みの経緯について当センター統括リーダー・小谷から詳しくご説明申し上げます。

東京文化財研究所では、東日本大震災発生以降、無形文化遺産の被害状況の把握や情報収集など、様々な事業に取り組んできておられます。加えて、国立文化財機構のアジア太平洋無形文化遺産研究センターでも、無形文化遺産に関する研究に取り組んでいます。文化財防災センターでは、東京

文化財研究所、ならびにアジア太平洋無形文化遺産研究センターと連携しながら、文化財防災体制構築のための具体的な策を提案するべく、引き続き取り組んでまいります。本日のシンポジウムは、今日ご参加の皆さまと、そのスタートをきる機会としたと考えています。

最後になりましたが、お忙しい時期にもかかわらず、本シンポジウムでのご発表や総合討議でのご登壇を快くお引き受けくださいました先生方にお礼を申し上げます。

（令和5年3月7日）



趣旨説明

小谷竜介（文化財防災センター）

文化財防災センターでは、2020年に設立された当初から、無形文化遺産の防災を大きな課題と位置付け、取り組んできました。先ほど、高妻センター長から話がありましたが、本日前中は、これまでの事業成果について中心にご説明してまいりたいと思っております。

1冊の書籍の紹介から始めたいと思います。スライド1に掲示しているのが、『無形民俗文化財が被災するということ』という書籍の書影です。この書籍は、東北大学東北アジア研究センター教授・高倉浩樹氏と、当時、東北大学に在籍されていた滝澤克彦氏（現・長崎大学人文社会科学域教授）が編集を務め、2014年に出版されました。表紙には「形のない文化財が被災するということ」とあります。



東日本大震災発生後に、無形文化遺産の担い手の方たちが自分たちの行事や芸能をどう再開をするのが非常に注目され、様々な研究者が現地に入り活動していました。その比較的早い時期に出版されたのが、この書籍です。「無形の文化財が被災するとは何なのか」から考え出して、震災以降、10年ほど取り組んできた成果を発表したものです。書籍のなかには、今日この後、お話される東京文化財研究所・久保田裕道さんの取り組みも掲載されています。

では、東日本大震災以前は、無形文化遺産と災害の関わりについて何も考えられていなかったのかというと、そうではありません。ユネスコでは「無形文化遺産の保護に関する条約」に基づく活動の一環として、「緊急時の無形文化遺産」を暫定議題と位置づけ、2016年から2019年までの間、検討しています。国際社会

では、緊急時と言いますと、自然災害よりも紛争や気候変動が強く意識されるようです。無形文化遺産と緊急事態との関わりが課題に提起されたのは、2010年であり、暫定議題として位置づけて本格的に検討を開始したのが2016年からでした。もともと国際的には緊急事態下の無形文化遺産について関心があったと言えるでしょう。

日本における災害と無形文化遺産

- 阪神・淡路大震災（1995）
だんじりなどに被害が発生するもの、それほど注目されず
- 中越地震（2004）
山古志の牛の角突き（重要無形民俗文化財牛の角突きの習俗）
に注目（復興基金のメニューの1つになる）
- 東日本大震災（2011）
指定、未指定を問わず注目される
- 熊本地震（2016）
特に注目はされていない???



2

対して、国内の災害と無形文化遺産についてみていきましょう。スライド2ではこれまで発生した大きな災害を列挙しました。1995年に発生した阪神・淡路大震災では、被災地で「だんじり」など、山・鉾・屋台行事が多く行われていました。「だんじりが壊れた・できなくなった」といった報告はあったようですが、地震発生直後に話題になることはありませんでした。

2004年の中越地震の際には、新潟県長岡市山古志地域に伝わる民俗行事「牛の角突き」の牛をどうするのかという話が話題になりました。山古志村は、山中の盆地状になった場所にあります。地震で発生した崖崩れで村に入る道が全て寸断され、全村民が村外に避難することになりました。その時に話題となったのが、牛の角突きの牛たちをどうするのかという点です。

最終的には、牛も救出をすることになりました。村民の多くの方は長岡市に避難しましたが、長岡市に仮の角突き場をつくって、地震発生後、約半年後に角突きを再開しています。おそらくこの事例が、無形文化遺産を明確に意識し、災害時にどういう対応をするのか考え始めた初めての例だと思います。この「牛の角突き」行事の継続のための補助メニューが、震災復興基金の

中には盛り込まれました。

そして、東日本大震災では、指定・未指定を問わず多くの芸能や行事が様々な支援を受けることになりました。その点については、後程、解説があると思います。また、各所で報告も積極的になされているところでもありますから、目にしたことがある方も多いと思います。

ただし、その後、2016年に発生した熊本地震では、様々やお祭りや行事が地域で行われていたにも関わらず、大きく注目はされておられませんでした。熊本城や阿蘇神社のように、有形文化財の被害は注目され報道も多かったように思いますが、無形の文化財については東日本大震災時ほどには注目されませんでした。

つまり無形の文化遺産の災害被害は、災害発生の度に注目されるわけではないということになります。では、まったく被害を受けてないのかというと、必ずしもそうではありません。当センターでは、熊本地震後の無形文化遺産に対する影響について調査を始めているところですが、何かしらの被害は生じていることが分かっています。ただ、被害を声に出せるか出せないかという違いがありそうです。

おそらく、われわれ文化財防災センターはこの点について今後ケアをしていかなければいけないのだと考えています。「被害が出ている」と声が出せない無形文化遺産の担い手を、どうケアをしていくのかという課題です。したがって、無形文化遺産の被災を考える上で、もっとも情報の蓄積があるのは東日本大震災の時ということになります。

日本における災害と無形文化遺産

- ・文化財関係者以外も関わっての再開に向けた支援の実施
(文化財レスキュー事業や文化財ドクター派遣事業、埋蔵文化財にかかる対応との大きな違い)
- ・情報収集と情報発信の大切さ
- ・地域の復興に資する無形文化遺産
- ・少子高齢化、過疎化による継承の困難さに追い打ちを掛ける災害という面が目立つ



3

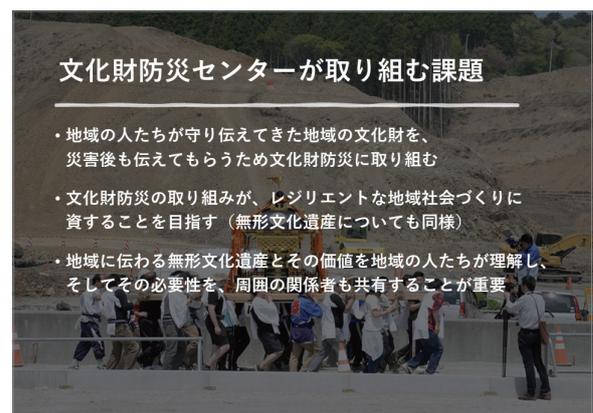
スライド3にはその時の経験を簡単にまとめました。東日本大震災時は、文化財レスキュー事業で動産の美術工芸品や有形民俗文化財が救援の対象となり、ドクター派遣事業で建造物が被害調査の対象となりました。そして、埋蔵文

化財についても迅速な調査をするために調査員を全国から派遣してもらい発掘調査を実施するというように、多様な文化財へ特枠で対応をしたのが、この時の特徴です。

文化財レスキュー事業、文化財ドクター派遣事業、埋蔵文化財への対応は、基本的には、その専門家による救援活動です。無形文化遺産については、東京文化財研究所の無形文化遺産部の方々が現地に入られました。私自身も文化財専門職員として、そして、民俗学を専門とする者として現地に入りました。

一方で、地域の芸能のファンの方が多額の支援をしてくださったり、現地に入っただけの支援活動に取り組んでくださったりもしました。専門家以外の人も関わって、色々な方がそれぞれ様々な方法で支援を行った点が、無形文化遺産の救援活動の最大の特徴でした。こうした動きは、動産・不動産の有形文化財や記念物にも応用できると考えています。

東日本大震災の事例を中心に、これまでの災害対応の事例を教訓として、次にどう展開していくのかが、われわれに与えられた課題となります。この後に発表される久保田さんは、様々な場面で、特に情報収集と情報発信が大切だと述べておられます。と同時に、地域の復興に、無形文化遺産は資するということも述べています。東日本大震災の時に、無形文化遺産を中心に、様々な文化財が地域の復旧・復興に大きな力を発揮することは明らかですが、この力を拡張していくのが、われわれの大きな仕事です。



4

以上、今後、文化財防災センターが無形文化遺産の防災に取り組んでいく上での課題を挙げました。文化財防災センターでは、地域にあり、地域の人たちが守り伝えてきた文化財を、災害を乗り越えて確実に継承してもらうため、文化財防災に取り組んでいます。そして、この取り

組みを通して、レジリエントな地域社会づくりを支援していくことを目指しています。

この観点から、文化財防災センターでは、無形文化遺産についても地域社会の継続に資するという観点から取り組んでいこうと考えております。それは、自分たちの住む地域に伝わる無形文化遺産のあり方や価値を、地域の方々が理解すること、そして周囲にいる関係者たちと共有することにあるのではないのでしょうか。趣旨説明は以上です。

第一部

報告

1. 地域復興のための無形伝承－無形文化遺産部の取り組みから
久保田裕道（東京文化財研究所）
2. 無形文化遺産の防災に係るセンターでの取り組み状況
後藤知美（文化財防災センター）

コメント1 前原恵美（東京文化財研究所）

コメント2 佐藤翔輔（東北大学災害科学国際研究所）

質疑応答



雄勝法印神楽

報告1 地域復興のための無形伝承

久保田裕道（東京文化財研究所）

はじめに

東京文化財研究所無形民俗文化財研究室長の久保田裕道と申します。今からお話するのは、東文研の取り組みのご報告ですが、「地域復興のための無形伝承」という発表タイトルをつけました。少々分かりづらいタイトルにしてしまいましたけども、その理由は後々ご説明したいと思います。

私が東京文化財研究所に着任したのは2013年のことで、東日本大震災の時には、まだこちらにおりませんでした。震災発生時、私は、一般社団法人儀礼文化学会という団体の事務局長をしておりました。

当時、儀礼文化学会の会長を務められていた明治神宮の宮司さんが、発生後間もない段階で東日本の被災地の祭りや行事がなくなってしまうのではないかと危惧を持たれ、私も被災地に調査に入るといって関わっておりました。同時に、公益社団法人全日本郷土芸能協会でも災害で芸能や行事が途絶えてしまうことを心配されまして、公益社団法人全日本郷土芸能協会の小岩秀太郎さんやその他の方々が、積極的に情報を収集しておられました。

今になってみれば不思議な感じはいたしますけれども、当時、無形文化遺産が被災するという認識は薄かったと記憶しています。文化財レスキュー事業が始まった際、無形文化遺産も支援してくれるのではと期待していたのですが、事業の対象に無形文化遺産は入っておりませんでした。

それでも、東北地方には、本当に多くの民俗芸能や祭り・行事が伝承されており、その多くが被災しているというのは確実でした。復興過程で、マスコミ等の報道関係者の方をはじめ、様々な方々を巻き込んでいった結果、無形文化遺産が地域の復興に資すると注目を集めました。それから12年が経過し、大震災以降も様々な災害が起こっております。本日は、この無形文化遺産の防災や復興について考えるきっかけになればと考えております。

東日本大震災時の対応

さて、私が取り組んできた事業を最初にご紹介いたします。まず東日本大震災関係です。

2011年8月には、宮城県牡鹿郡女川町に初めて調査に入りました。女川町には、「獅子振り」と呼ばれる様々な獅子舞が非常にたくさん伝承されておりました。



1

地図上、赤丸で示しているところは、この「獅子振り」が伝わる場所です。やはり震災の影響は大きく、2011年はどこの「獅子振り」もできなくて、2012年2月に再開したところが初めてだったと思います。スライド2右の写真は仮設住宅の中で「獅子振り」を舞っている様子です。



2

「獅子振り」は決して、地域外の人に見せるような芸能ではなくて、集落の人々だけでやっている芸能でした。女川町の竹浦地区の方々は、大震災発生直後は、秋田県内のホテルに一時的に避難しておりました。避難先のホテルで、どうしても獅子舞がやりたくなったそうです。そこで、地区のおばあさんが、急ぎょホテルにある座布団と空き缶とスリッパで獅子頭を作り、太鼓はホテルから借りてやってみたところ、皆さん非常に元気づけられたというエピソードが残っています。左側の写真は、その際に使われた座布団獅子の写真です。今でもこの地区の方は、座布団獅子を大切にしておられます。

東京文化財研究所では、岩手、宮城、福島とそれぞれに調査を続けてきております。もう一カ所の調査地が、福島県浪江町です。浪江町の荻宿地区は、現在は解除されましたが、福島第一原発事故の影響により居住困難区域に指定されていました。隣接地区は現時点では未だ帰還困難区域です。この地区に伝わっているのが「鹿舞」という芸能です。スライド3左の写真は、まだ居住ができない時期に私たちが調査した時の様子です。こうやって防護服を着て調査をしたこともございました。



3

現在はもう、地域に戻って居住することも可能なのですが、多くの方が戻ってきていません。大震災以前に居住していた100戸ほどのお宅のうち、現在戻っているのは20戸程度です。災害時はもちろん、災害後に人がなくなってしまう。これは女川でも同様の状況です。芸能を伝承していた人たちは、皆さんばらばらのところに住まれています。近いところでは、福島県内の二本松市等、中通り地域に居住されておりますけれども、なかには県外、千葉県や埼玉県に移った方もおられるため、なかなか集まることが難しい状況です。

地域の方にうかがった話を『かりやど民俗誌』にまとめました。その他、私が着任する前に今石主任研究員が調査していた岩手県大船渡市碁石地区の『ごいし民俗誌』もあります。さきほどの女川町では『おながわ北浦民俗誌』を作りました。これは、小谷さんにもご協力いただき調査を行いました。これらの成果は、各地域の震災前の様子を、出来る限り後世に伝えるための試みとして取り組んできたものです。

海外での災害事例

無形文化遺産部では、海外における調査にも取り組んできました。2015年にネパール地震が発生した際、震災発生前に私は、たまたま別の仕事でネパールのカトマンズに調査に入っ

ておりました。その直後、地震が発生し、その年9月には当研究所の文化遺産国際協力センターと一緒に調査に入っております。

スライド4左の写真は、地震によって被害を受けた建物の様子です。右の写真は、祭りが再開した際の様子です。日本の山車によく似たものを巡行している時に地震が発生し、そのまま道の途中に打ち捨てられていたものを、9月になってまた曳き直そうと祭りを再開しました。



4

国際的に日本の無形文化遺産保護は進んでいると期待されているところがあり、「何か協力いただけないか」と言われたのですが、正直申し上げて、なかなか難しいことでありました。むしろ、私たちが海外に行って災害地域で何が起きているのか、必要とされている支援を学ぶきっかけをいただいたと考えております。

私たちが何か有効な支援ができたということではないのですが、この時、カトマンズ盆地のコカナという地区の年中行事について地元の方々に教えてもらい、調査できるものは写真を撮って、文章については地元の方に協力をいただいて報告書にまとめました。この報告書を地域に配布して皆さんにご覧いただくことで、無形文化遺産の重要さを再認識してもらえないかと考えたのです。

先ほどご紹介した岩手県・宮城県・福島県で作成した民俗誌も、地域の方に震災前の伝承の重要を知っていただくきっかけになればということで、全戸配布致しました。

日本各地の災害による無形文化遺産への被害

東日本大震災以降も、日本各地で様々な災害が発生しているのは、皆さんご記憶のとおりです。私共は、そのたびにできるだけそこに赴くようにしておりました。スライド5の写真は、熊本地震時に大きな被害を受けたことで知られる阿蘇神社の「御田祭」の様子です。



5

右の写真を見ていただくと、7月のお祭りの時点では、神社社殿が大きく倒壊していることが確認できます。実は、この時は市街地の建物は大きく壊れなかったため、祭りはほぼ例年と同様にできておりました。

この祭りは、白装束の女性たちが神様へのお供え物を頭に載せて歩く様子で有名なのですが、左の写真は、同年のその様子を神輿が巡行する御旅所で撮影したものです。熊本地震では、御旅所の御仮屋と呼ばれる建物が倒壊してしまいました。そこが市街地の建物の目立った被害の一つだったと思います。

阿蘇神社の「御田祭」は地震によってさほど大きな影響を受けずに済んだようですが、その他の行事や芸能には地震の影響が出ておりました。例えば、地震の被害を受けた地域には、「阿蘇の虎舞」という民俗芸能が伝承されておりますが、もともと継承が難しくなっていたこともあり、熊本地震以降、なかなか再開できないようでした。

人吉の「球磨神楽」などその後の水害もありましたし、もともと過疎化によって実施が難しくなっているところに、地震によってさらに人が少なくなることで、伝承の難しさに追い打ちがかかってしまいました。これらの事例は、災害を契機に、それ以前に蓄積していた様々な課題が一気に噴き出してしまう形で伝承が弱体化されるという例でした。

また、2017年に発生した九州北部豪雨の事例をご紹介します。福岡県朝倉市の蜷城地域には獅子舞が伝わっています。この獅子舞で舞う獅子は、スライド6左の写真で示しているとおり少し変わったかたちをしており、胴体がシュロの毛で編まれて作られております。右の写真は、昭和28年に発生した筑後川大洪水時の水位を示した市内の掲示です。2017年の九州北部豪雨でも、腰辺りまでは浸かったといえます。



6

シュロの胴体を編む技術を持った方が、この豪雨の際に亡くなってしまい、獅子の胴体を編む方がいなくなってしまうました。ただし、既にある程度他の方が編み方を習っていたために、その後、左の写真のように、例年どおり開催することができました。道具の入手や製作に関しても、災害によって失われるリスクがあり、無形文化遺産といっても、行事やお祭りに必要な用具など有形の部分をどう保護していくのかという点もセットで考えていかなければなりません。

スライド7の写真は2018年に発生した北海道胆振東部地震発生2日後に行われた北海道深川市・雨竜郡沼田町の獅子舞奉納の様子です。



7

この時、私は地震発生に関係なく、もともとこの獅子舞の調査に行く予定が入っておりました。そこに地震発生の報道を聞いて、「これはどうなんだろう」と思っておりましたところ、航空機もキャンセルにならずホテルにも宿泊できるとのことでしたので予定通り調査を行いました。旭川市近くの深川市が調査地だったので、地震が発生したエリアからの距離もあり揺れによる直接的な被害はありませんでした。

しかし、現地では停電が大規模に発生しており、私が調査に入ったタイミングは電気が復旧したかどうかのタイミングでした。調査先でコンビニに行きましても、何の具も海苔もないおにぎりしか売っておらず驚いたことを記憶して

おります。そうした状況下、地震発生から2日後のタイミングでも、写真のように獅子舞を演じておりました。この獅子舞も先述の事例と同様、過疎化が進んでいる地域のもので、継承についてはもともと課題があったようです。

2019年に発生した台風19号による被害についてもご紹介したいと思います。令和元年東日本台風と名づけられた台風被害です。神奈川県箱根町宮城野地区には、大変珍しい、この地域にしか伝承されていない「湯立獅子舞」があり、当時私はこれを調査しておりました。スライド8左の写真が獅子舞の様子です。



8

ところがこの台風で、釜が据えてある地点から先が全て崩れてしまいました。土地は神社の所有地であるがゆえに公的な支援を得ることも難しく、地域の方たちは困っておられました。昨年（令和3年）に訪ねましたところ、右の写真のようにブルーシートが掛かっている箇所は崩落が進行しないようにし、残りの部分で獅子舞をやるようにしました。

ここまでご紹介してきたように、規模の大小はあれども、東日本大震災以降も毎年のように様々な被害が無形文化遺産に生じております。

無形文化遺産の防災とはなにか

改めて「無形文化遺産の防災とは何か」を考えてまいりたいと思います。「無形文化遺産」と申しまして、その内容は多様で多岐にわたります。文化財保護法や都道府県・市町村の文化財保護条例などを中心とする国内の制度には、無形文化財、無形民俗文化財、選定保存技術の3つのカテゴリーがございます。さらに、ユネスコの無形文化遺産保護条約上の定義で申せば、国内の制度上ではまだ文化財の対象になっていないものもその範疇に含まれます（スライド9-1、9-2）。

そもそも無形文化遺産としての対象は何か？

■日本の無形文化遺産

*無形文化財

演劇・音楽・工芸技術・その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上または芸術上価値の高いもの

*無形民俗文化財

衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術など人々が日常生活の中で生み出し、継承してきた無形の伝承で、人々の生活の推移を示すもの

*文化財保存技術

文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術または技能

9-1

そもそも無形文化遺産としての対象は何か？

ユネスコ 2003年採択

「無形文化遺産の保護に関する条約」

無形文化遺産とは、慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、社会、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるものをいう。

9-2

「防災の視点で見た無形文化遺産の特徴」として、スライド10では4点挙げております。まず、(1) 定義が一定ではない、(2) 物理的な復旧・復興だけでは不可能であるということがいえます。さらに事例でも見てまいりましたように、(3) 自然災害だけではなく、過疎化や人口流出等、様々な要因による消失リスクに直面しております。とりわけ無形民俗文化財は、(4) 地域コミュニティや宗教との関係性が強い性格を有しております。

防災の視点で見た無形文化遺産の特徴

- (1) 定義が一定でない
- (2) 物理的復興（修復・復元）が不可能
- (3) 様々な消失リスクに面している
- (4) 地域コミュニティや宗教との関係性が強い（民俗）

10

今回、私が発表タイトルで「地域の無形伝承」と表現した理由がこの点にあります。この後のコメントで、無形文化遺産部の前原室長から、無形文化財、例えば歌舞伎やお能、邦楽といった伝統芸能について話があるかと思いますが、私自身は、今回の発表で、各地域に伝わる無形の伝承に注目したいと考えております。

スライド11では、「無形文化遺産ごとの特質」を分類いたしました。Aは、演劇・音楽・芸能のように、行為そのものを見せる、芸能的なものです。Bは工芸で、何か作り上げるような技術です。Cは民俗知識と呼ばれるものです。例えば東日本大震災で「津波てんでんこ」という言葉が有名になりました。そういった地域の先人たちの知恵、さらに同カテゴリーに昔話や民話といった口頭伝承や、言語も入ってまいります。一口に無形文化遺産といっても、このようにそれぞれに特質がありますので、保護を考える場合は、それぞれ個別に考える必要があると思っております。

無形文化遺産ごとの特質

A：演劇・音楽・芸能のように行為そのものが価値の対象
 →芸術活動の一環として存在してきた芸能
 →地域コミュニティや宗教儀礼の中で維持されてきた祭礼・芸能

B：工芸・技術のように有形を生み出すための技（完成への過程）
 →職人などが維持してきた、製作・建造・採取等の技術

C：社会生活・民俗知識等のように実体がないもの
 →伝統的な知識（伝承知・在来知・民俗知識）・口承・言語等

11

さらに、AからCのカテゴリーは、それを伝える継承者の特質もあります。aは専門家や生計を立てているプロフェッショナルな人たち、あるいは、その先生から学んでいる一般の人たちが多くでしょう。bは、これまでご紹介してきたような、地域コミュニティに伝わる文化ですので、それを伝える地域の方々が中心です。cになると、皆さんが「津波てんでんこ」をご存知のように、伝承者すらはっきりしていないような、非常に広範囲の人たちが想定できます。

継承者ごとの特質

a：職業としての活動・個人的な活動

b：地域コミュニティと結びついた活動

c：特定の伝承者を認めにくい活動

12

ここからは、Bのような地域コミュニティに伝わる伝承に絞って話をしてまいりたいと思います。災害発生後、無形の伝承については、スライド13に示した3パターンの動きが起きると想定できます。

地域コミュニティにおける無形伝承の被災と復興・防災

- 1. 災害を機に変容・休止・廃絶へと向かう**
 - ・災害は、災害前の問題点を一気に加速させる。
 - ・原因1：物理的損害（場所の喪失もその一つ）
 - ・原因2：価値観の変化
- 2. 復興に資する**
 - ・地域コミュニティの再建の要
 - ・産業としての意義
- 3. 防災としての無形文化遺産**
 - ・在来知
 - ・災害の記憶

その他のリスク
長期的展望

日本の特殊性
文化と産業

世界的な注目
検証が必要

13

1つは、災害を機に変容してしまう、休止してしまう、廃絶してしまう事態です。2つめは、地域の方々が無形の伝承を復興することが、結果的に地域の復興に効果的に働く事態です。3つめは、特に民俗知識が代表例となるような、伝承そのものが防災に役に立つ場合です。こうした事例は、日本では大きく注目されておりましたが、国際的にはよく話題となります。

2018 スラウェシ島地震

(1) 価値観の変化

- ・インドネシアのカイリ族の伝統的な祈禱（治療）バリヤは、震災前はよく行われていたが、バル市の創立記念行事の一環として、海沿いでバリヤを行っていたところ地震発生。
- ・この事態に対し、海でバリヤを行ったから、イスラムの教義に反する部分があったために地震が起きたとの噂が流れた。それによって、バリヤの回数は激減した。

→宗教・信仰観念の希薄化



14

当研究所の文化遺産国際協力センターが事務局を務める文化遺産国際協力コンソーシアムの事業で、インドネシアのスラウェシ島に調査に行ったことがございます。スライド14は、スラウェシ島の津波災害後の様子です。ちょうどイスラム教の儀礼の最中に地震と津波が発生したため、その後、儀礼をちゃんとやっていたから災害が起きたという話が出てきました。

てっきり、儀礼はちゃんとやらないといけないという話になると予想していたところ、儀礼そのものの意味を疑問視する声があがったために、災害後に結局、儀礼が行われなくなりましたと言います。同様の事態は日本国内でも起こっている可能性はあります。災害後に行事やお祭りへの認識や意識が変化してしまうことはあるのではないのでしょうか。

また、このスラウェシ島の地震は、液状化による、非常に怖い、大きな被害が起きた地震としても有名です。スライド15の右は私が調査に行った際に撮影した写真、左がGoogle

Earthで表示された同じ場所の写真です。丸の箇所と同じ標識があるので、同じ場所だと分かります。この赤丸で示した先の、家が建っていた部分が液状化によって全て失われました。

(2) 在来知（民俗知識）の再認識

- ・地名にはナロド（液状化と地滑りの複合的災害）を想定したものがある。
- ・カオンボナ（現トンド）は「崩れる」意、カゴネナは「砂が多い」意で、10年に一度水害が起きていた。伝統的にこうした場所には住まないようにしてきたが、1980年代から住宅が増え、今回の被害を招いた。

15

実は、もとの地名には、そういう危険性がある場所であることを伝える情報が盛り込まれておりました。しかし、そうした情報が時間の経過とともに忘れられていって、危険箇所には人家が建てられたことで、今回の大きな被害が起きたと言われています。

こうした民俗知識が重要である一方、インドネシアの方にお話を伺っていると、例えば、怪我や出産の際には、正式な医師ではなく祈祷師に施術をしてもらうのが一般的ようです。医師が少ないという事情も関係しているのですが、「民俗知識」だからといって、一概には肯定できない部分もあると感じました。

(2) 在来知（民俗知識）の再認識

しかし一方で…

- ・伝統的な治療は都市部では少なくなったが、村落部には多く残っている。
- ・病気になる呪術師のところに行き、出産時にも産婆がいなければその呪術師が取り上げる。医者処方した薬よりも、呪術師や、伝統的な調合の薬、薬草を重視する傾向が強い。

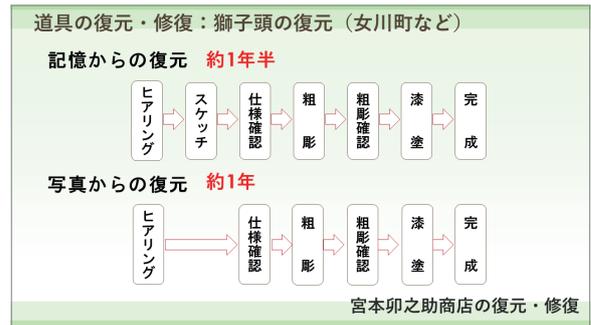
→現代に活用できる在来知と前近代の知識との整合性

16

用具の復旧・再生と民間からの支援

先ほど、福岡県朝倉市の獅子舞のシュロの胴体の話をご紹介しました。無形の伝承のなかでも、用具や場所といった有形の部分は復旧・復興や防災対策に取り組みやすい部分だと思います。

スライド17は、東日本大震災時に、各地の用具の復旧・再生に取り組んだ「宮本卯之助商店」の方が作成された図式を示しました。「宮本卯之助商店」は、台東区浅草にあって太鼓など祭り関係の用具を販売・修理を行う店です。



17

冒頭でご紹介した女川町竹浦地区の場合、獅子振りに使用する用具は津波で流されてしまい、当初は写真も見つかりませんでした。そのため地域の方の記憶をたよりに流されてしまった獅子頭を作り直しました。作り直す作業は、非常に手間と時間を要したそうです。ただし、スライド18に示したような細かな採寸をしておけばもっと容易に再生ができるでしょう。

被害にあった地区には、獅子頭を購入し、行事を再開させた例もございました。ただ、スライド19を見ていただくとお判りになるとおり、獅子頭の雰囲気は全く異なっております。



18



19

竹浦地区には、高級ブランドとして有名なエルメスが支援をいたしました。スライド20の写真は、2012年1月に六本木ヒルズにて竹浦地区の方がお礼の舞を演じているところです。炬燵に入っているのがエルメスジャポンの社長ですね。この後、日本財団による支援も行われ、

元々の獅子頭とほぼ同じものを再生することができました。

2012年1月 エルメスによる獅子頭の寄贈（女川町竹浦）



20

エルメスの支援で作った獅子頭は山形県で作ったため、獅子頭の形態はもともとの獅子頭とは異なっておりました。そのため、現在では日本財団の助成で作った獅子頭を使っております。だからと言ってエルメスの支援で作らなされた獅子頭がいけないわけではありません。無形の伝承については、担い手の方の感覚やお考え次第で、用具にこだわらない選択をとることも可能です。祭りや行事に使用する用具をどのように再建させるのかというのは、一つの大きな課題だと思います。

東日本大震災の際には、文化庁からはもちろん、様々な民間の団体から支援が寄せられました。スライド21・22にはその代表的ものを挙げております。

保護のための支援（東日本大震災）

支援団体による経済的支援

日本財団「地域伝統芸能復興基金」、企業メセナ協議会（GBFund）「百祭復興プロジェクト」、文化財保護・芸術研究助成財団「東日本大震災被災文化財復旧支援事業”Save Our Culture”」など

宗教関係による支援

社殿全壊・半壊309社、原発避難地域243社、何らかの被害約4,800社に対する神社本庁独自の支援（神社に対しては公的支援がない）。その他、神社復興支援基金を創設するなど様々な支援

21

交流的支援

交流文化産業としての芸能復興祭を開催（JTB コーポレートセールス）。民俗芸能をベースにした東北支援。行政機関・芸術家・芸術団体・文化施設・助成団体・企業・芸術系大学・文化ボランティア等の連携を目指した「文化芸術による復興推進コンソーシアム」など。

情報的支援

防災科学技術研究所によるアーカイブ、国会図書館・総務省による東日本大震災アーカイブ「ひなぎく」、東北文化財映像研究所（阿部武司氏）の映像記録など。

さまざまなサポート

全日本郷土芸能協会「東日本大震災・郷土芸能復興支援プロジェクト」、ふるさと岩手の芸能とくらし研究会「とりら 若手三陸沿岸の民俗芸能応援募金」、宮本卯之助商店による修復など。

22

経済的な支援の他、神社庁さんなどの宗教団体からも様々な支援が寄せられました。宗教と文化財については難しい問題ではありますが、ともに協力・連携していける部分もあるのかなと個人的には考えております。また、例えば、JTB が立ち上げたように、被災地を訪れ交流をはかる支援も行われておりました。

その他、当研究所でも取り組んでおりました、情報共有の取り組みや支援もございました。こうした情報は、全日本郷土芸能協会さんが精力的に収集・整理をされました。こうした取り組みは災害発生時のみならず、平時から支援に関する情報を共有し、担い手と支援を効果的に結びつける働きができる人材の存在が重要になってくるでしょう。

無形伝承のためにできること

2015年3月に宮城県仙台市にて開催された「第3回国連防災世界会議」では、「文化遺産と災害に強い地域社会」について国際専門家会合で議論され、無形文化遺産が心の復興を遂げる意味で重要だと指摘されました。

しかし、先ほどご紹介した福島県浪江町の鹿舞の例では、大震災以降、もう12年経過いたしましたけれども、3～4回程度しか鹿舞を行うことができていません。そのうちの1回は、スライド23左の写真に示した、福島県が芸能の記録をとった時です。

福島県浪江町の無形伝承をどう考えるのか



県による芸能記録



保存会の研修旅行

23

右の写真は地元の方にモチベーションを上げるために行った研修旅行の時のものです。この時は、埼玉県白岡市にある「獅子博物館」や鴻巣市の獅子舞保存会のところに行き、担い手の方同士で情報交換をしてもらいました。無形文化遺産の復興では、担い手の方たちの継承意欲をどう上げるかという点も重要だと思います。

もう一点、地域の中に無形文化遺産について話せるネットワークをつくることが重要ではないかと思います。スライド24左の写真は、福

鳥島浪江町菟宿地区の集まりの様子です。右側は、先ほど紹介したネパールのコカナ地区で行ったワークショップの様子です。



地域内にネットワークをつくる試み

菟宿地区の住民総会（2015）

ネパール・コカナ地区ワークショップ

24

コカナ地区の年中行事に関する本を作る時に、地域社会にいる様々な階層の人たちが一堂に会してお互い情報交換をされました。会合を経て、同じ地域に住んでいても、なかなかお互いの役割を知ることができていなかったことが分かったという感想が聞かれました。こうした集まりを持つのは、コカナ地区では初めての試みだったそうです。さらに言えば、地域社会の枠を越えて、広域のネットワークを作って情報収集することも可能でしょう。こうしたネットワーク作りは、防災に限らず、無形文化遺産の継承において重要な取り組みだと思います。

例えば、スライド25左で示したように、ユネスコの無形文化遺産となった「山・鉾・屋台行事」では、各行事の保護団体が構成される全国的な連合会「全国山・鉾・屋台保存連合会」を作っています。

同スライド中央は鳥取県で百数十カ所に伝承されている「麒麟獅子舞」について、県内で麒麟獅子舞を伝承する担い手たちの統合団体、「因幡の麒麟獅子舞連合保存会」、「但馬地域麒麟獅子舞保存会」が形成されました。両団体は国指定重要無形民俗文化財「因幡・但馬の麒麟獅子舞」の保護団体となっています。百十以上の麒麟獅子舞を伝承する団体が協力し、各団体が共通して直面する課題を共有していこうとしているわけです。

同スライド右は富山県の事例です。富山県では、何地区かの公民館が協力し情報共有をしながら、自らの地域が伝える獅子舞のアピールに取り組んでおられます。写真で示したチラシを作成し、「こことここで獅子舞やっています」と発信しています。防災という面においても、こういった日頃からのネットワークづくりが非常に役に立つのではないかと思います。



25

無形文化遺産情報ネットワーク

無形文化遺産部では、東日本大震災発生後、「無形文化遺産情報ネットワーク」を立ち上げました（スライド26）。「全日本郷土芸能協会」、当時私がおりました「儀礼文化学会」、そして「防災科学技術研究所」との協働でデータベースを作り、どの地域でどんな被害を受けて、どのような支援が求められているのかをわかるように整理しました。データベースでは、各地の無形文化遺産に関連する動画や写真も収集いたしました。

無形文化遺産情報ネットワーク

- 東日本大震災で被災した地域には、文化財指定を受けていない無形民俗文化財（風俗慣習・民俗芸能・民俗技術）が数多く存在した
- 震災後、多くの関連団体がこれらの文化やその担い手を支援しようと動き出したが、まず直面したのは、どこにどのような文化財があるのかを把握することの困難さであった
- そこで、①どこにどのような文化財があるのか全容を把握すること ②各文化財がどのように被災しどのような支援を必要としているのかを知ることを目的に、東京文化財研究所・防災科学技術研究所・(公社)全日本郷土芸能協会・(一社)儀礼文化学会が協同で「無形文化遺産情報ネットワーク」を立ち上げた

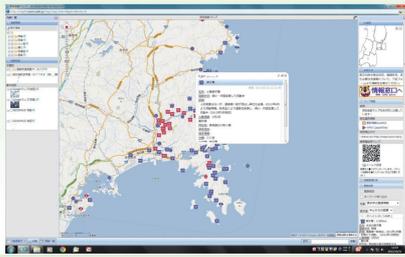
26



27

この後、文化庁にも協力してもらい、文化庁で保管していた無形文化遺産に関するデータを集約し、さらには各都道府県の文化財担当部署にもご協力いただいて、無形文化遺産のデータを集約し、データベース構築を行いました。

情報収集のためのデータベース



28

東日本大震災の際には、そもそもこういった無形文化遺産に関する情報を集約するデータベースがないために、各地の被害状況が判明しないという大きな課題がございました。現在は、無形文化遺産も含む全国の文化財情報を収集し有事の際に活用するデータベースとして情報更新を行いながら、無形文化遺産に関してはデータベース内の情報凡そ1万件について公開し、活用いただく体制となっております。

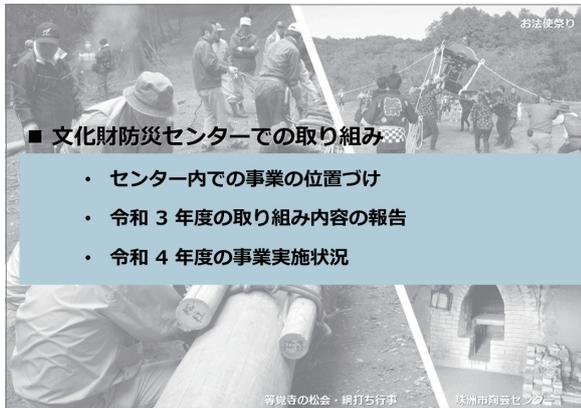
駆け足になりましたけれども以上でございます。ありがとうございました。

報告2 昨年度のセンターでの取り組み状況

後藤知美（文化財防災センター）

文化財防災センターに研究員として勤務しております後藤知美と申します。私からは文化財防災センターでの無形文化遺産の防災に関する取り組みについて紹介したいと思います。

本日お話しする内容は、次の3点です。1点目、文化財防災センターにおける無形文化遺産の防災事業の位置づけです。2点目は、令和3年度に取り組んだ事業の成果をご報告いたします。関係する様々な方々に御協力いただき、今後の事業の方向性について議論を行いました。そして、すでに令和4年度も終盤ですので、3点目として、今年度の取り組みについてもご報告いたします。



1

無形文化遺産の防災事業の位置づけ

文化財防災センターは、令和2年度に発足した新しい組織です。設立以降、様々なところで活動を始めているため、なかには無形文化遺産以外の分野での活動について当センターの名称を耳にされた方もいらっしゃるかもしれません。センターでの事業概要については、配布資料にセンターのパンフレットを同封しておきました。そちらをご参照いただけたらと存じます。

私どもセンターが使命として掲げているのは、スライド2に示した3つです。1つめが各種文化財を災害から守る減災、2つめが被災文化財を迅速に救援するための体制づくりや技術開発、3つめが災害時の被災文化財の救援活動の支援です。これら3つの使命を遂行、達成することで、多様な文化財に対する防災体制が構築できるという理念の下、活動しております。

文化財防災センター 3つの使命

- MISSION 1 各種文化財を災害から守る減災
- MISSION 2 被災文化財を迅速に救援するための体制づくりや技術開発
- MISSION 3 災害時の被災文化財の救援活動の支援

2

3つの使命を実現するために、現在、5つの事業（スライド3）を展開しております。無形文化遺産の防災に関しては、「災害時ガイドライン等の整備」に位置づけております。この事業は、平時の段階、災害発生直後の段階、そして、被害発生から復旧・復興していく段階に至るまで、どのように取り組めば文化財の被害を防止・軽減できるのか、その方向性や指針を示すことを目指して実施しています。

文化財防災センター 5つの事業

- 1 地域防災体制の構築
- 都道府県・文化財関係団体との連携構築
- 2 災害時ガイドライン等の整備
- 多様な文化財の分野別ガイドラインの構築
- 3 レスキュー及び収蔵・展示における技術開発
- 防災・災害対応のための技術開発
- 4 文化財防災の普及啓発
- シンポジウム・講演会・研修等の開催
- 5 文化財防災に関する情報収集と活用
- 文化財防災のためのDB構築

3

令和3年度の取り組み

令和3年度は、事業の方針を組み立てるため、無形文化遺産を考える上での課題を抽出し、有識者の先生方にその解決策や手立てについて御議論いただきました。ただし、無形文化遺産に係る全ての取り組みをセンターだけで実施することは困難です。したがって、同時に、特にセンターで重点的に取り組むべき事業を抽出する作業も行いました。

スライド4には、有識者会議に御参加いただいた5名の先生のお名前をあげました。先生方

には、年3回の会議のほか、個別の打ち合わせにも御協力いただきました。

無形文化遺産の防災に係る有識者会議

▼ **事業概要** 事業方針検討のため、有識者会議を実施

- ・ 課題の抽出をおこない解決策・手立てを議論
- ・ センターで取り組む事業方針・具体的内容の検討

▼ **委員構成**

- ・ 宮田 繁幸 委員 (東京福祉大学)
- ・ 村上 忠喜 委員 (京都産業大学)
- ・ 日高 真吾 委員 (国立民族学博物館)
- ・ 佐藤 翔輔 委員 (東北大学災害科学国際研究所)
- ・ 野嶋 洋子 委員 (アジア太平洋無形文化遺産研究センター)

※ [オブザーバー] 文化庁 (民俗文化財部門・芸能部門)
 ※ [会議事務局] 文化財防災センター職員および東京文化財研究所職員

4

スライド5には事務局が設定した、無形文化遺産の防災を考える上での6つの課題を示しています。水色で塗りつぶした3点、(3) 無形文化遺産が被災した場合の目標設定、(4) 防災・減災対策、(5) 災害対応が会議における主要論点となりました。

ここから会議で議論された内容についてご報告いたします。ただし会議で議論された内容は多岐にわたったため、全てのお話を説明するのは、時間的な制約から難しいところがございます。したがって、本日の報告では主要論点に絞ってお話してまいりたいと思っております。

有識者会議の実施と課題

各委員との事前協議に加え、年3回の会議を実施
 - 事前MT、7/28、10/8、3/25の3日間、会議を実施

▼ **議 題**

- (1) 無形文化遺産が受ける被害と問題点
- (2) 防災の対象となる無形文化遺産の整理
- (3) 被災した場合の目標設定
- (4) 防災・減災対策 (災害前の対策)
- (5) 災害対応 (災害後の対応)
- (6) 無形文化遺産を防災する意義

5

■ 無形文化遺産が被災した場合の目標設定

最初に、被災した場合の目標設定についてです。文化財に限らず一般の防災分野でも使われる整理だと考えますが、災害対応を検討するにあたっては大きく3つの段階に分けて考えることが必要です (スライド6)。災害発生前に被害の抑止や軽減を目指す段階 (スライド6・灰色)、次に災害発生を受けて応急的対応を行う段階 (同スライド・紺色)、そして復旧・復興を目指す段階 (同スライド・黄色) の3つです。

議題3) 被災した場合の目標設定

6

ただし、災害発生後から復旧・復興へと進む過程は、例えるならばグラデーションのように進んでいくかもしれません。この3つの段階を念頭に、無形文化遺産が大きな被害を受けた過去の事例を検討いたしました。無形文化遺産への対応には、標準化できる段階 (スライド7・上段) と、無形文化遺産を担う主体によって動きに違いが生じ、担い手ごとの多様性が出てくる段階 (同スライド・下段) があります。

議題3) 被災した場合の目標設定

▼ **過去の災害事例を踏まえて検討**

標準化 できそうな段階

- ・ 安否確認・被害状況の把握
- ・ 関係者間での情報共有

多様性 が生じる段階

- ・ 外部からの支援
- ・ 再開までの方針や目標の共有
- ・ 各団体にあった再開のかたち

→ 次の災害に備える

7

スライド上段の標準化できる段階の必要作業から整理していきます。どの担い手にも共通して必要な作業が、安否確認や被害状況の把握や関係者同士での情報共有です。これらは、どの団体、担い手にとっても必要不可欠です。

一方、重要な課題として指摘されたのが、スライド下段の多様性が生じる段階です。外部から支援がもたらされるタイミングや支援内容は、状況によって異なります。また、再開までといった手順で進んでいくかは、団体の状況や考えに沿うものでなければならず、一律に決められるものではありません。つまり、外部で「こういうものだから」と設定できるものではないわけです。ただし、再開後、次の災害に備える段階に至れば、各団体が編み出した災害に

備える方法のなかに、他の担い手が共有し取り入れることができる方法が出てくるかもしれません。

■ 無形文化遺産再開に向けてのロードマップ



8

ここまで申し上げた内容を、時系列に沿って表した図をスライド8に示しました。まず、災害後の対応を、初期目標と中期目標の2つの段階に分けて考えました。STEP 1では、最初の段階、発災直後の対応を示しています。初期目標には、どの無形文化遺産にとっても等しく必要な作業を設定しました。STEP 2の中期目標以降は、先ほど述べたとおり、個別具体的な状況が反映されてくる段階を想定しています。

最終目標には再開を挙げました。委員の先生からは目指すべき「再開」には、時々の状況に合わせた「適応的な再開」と災害前に完全に復する「復旧的な再開」の2つのパターンが想定できると指摘がありました。2つのパターンは、どちらを目指すべきという話ではありません。適応的な再開をしたところがその後、復旧的な再開に戻ることも考えられますし、適応的な再開が災害後の新たな伝承のかたちとして定着する場合もあるでしょう。



9

当初、私が提示した想定図は災害後の対応に留まり、災害前の事前対策の段階が抜けておりました。この点を、先生方から指摘いただき、事前目標の段階を加えたのがスライド9です。

事前の段階には、STEP 1から3までを円滑に進行させる準備作業が必要です。繰り返しますが、ここで述べる「円滑」は、もっとも短期的にという意味ではなく、担い手の方の状況に沿った形で進行する体制を整えることを意味します。同時に、被害の抑止・軽減対策について検討する必要があります。事前の段階では、災害対応の準備と予防策について、関係者や担い手で話し合いながら取り組んでいく重要性を確認いたしました。

■ 防災・減災対策と災害対応

次に、事前目標への取り組み方、すなわち防災対策や災害対応を検討する上での考え方についての報告に移りたいと思います。

議論の前提として、災害社会学分野の災害の捉え方や考え方を参照いたしました。災害という言葉からは、一般に台風や地震、津波などの自然現象が想起されます。しかし、災害社会学分野では、災害の規模や被害の程度は、発生した自然現象（災害因・外力）と、災害に見舞われる社会の脆弱性に規定されるという捉え方をします（スライド10）。

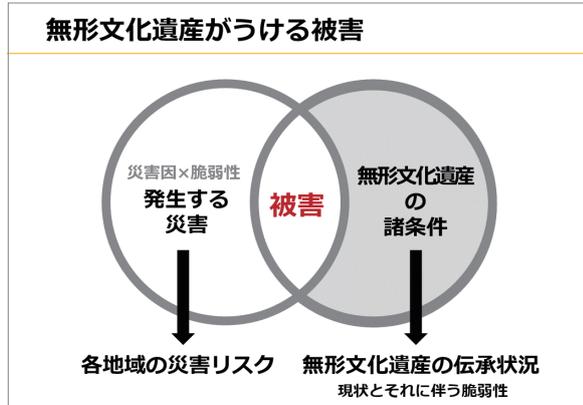


10

例えば、地震が頻発する日本で地震が発生した場合の被害と、地震の発生が想定されていない国で地震が起こった場合、被害の状況は大きく変わってくるでしょう。これは、建物の建築基準や市街のデザインなどのハード面はもちろん、避難訓練の状況や被害シミュレーションなど備えの部分で差があることによります。

この視点を無形文化遺産の被害を考えに援用してみました。スライド10で示した各地の災

害のリスクが、スライド11の左側の円になります。そして、無形文化遺産の被害は、災害の規模や程度に、各無形文化遺産の持つ様々な条件（スライド11の右側の円）が掛け合わさることで、被害となって現れると考えました。



11

今、無形文化遺産の諸条件と述べたものは、伝承状況とも言い換えることができます。あるいは各遺産の現状から見た脆弱性と言い換えることもできるでしょう。スライドの右円がかかっているからこそ、無形文化遺産ごとの多様な被害のあり方が生じてくるのです。

■ 無形文化遺産を構成する要素の整理

スライド11での整理を前提に、防災の観点から無形文化遺産の伝承状況について、どのように把握すればよいかを考えてみます。これまでの議論の成果も踏まえ着目した点が、無形文化遺産が持つ複合的な性格です。一般的に、無形文化遺産は、人の行為がその中心的な価値を形づくっていると理解されています。ただし、実のところ、人の行為自体は、用具、場所、環境等のそのほかの要素に支えられていることもあります。スライド12には、無形文化遺産を構成する人・場所・機会・用具の4つの要素について、具体例とともに示しました。



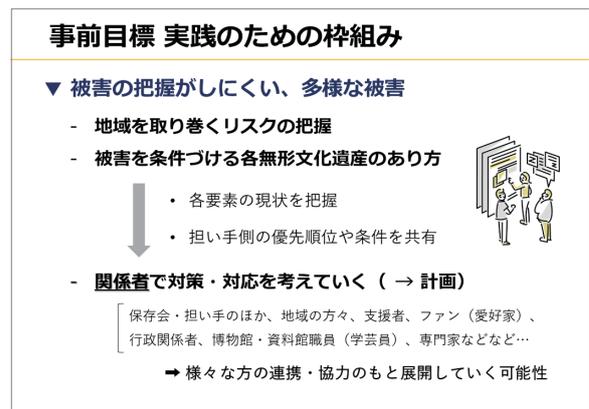
12

場所や用具に関しては、これまで指摘されてきたとおりです。先ほどの久保田さんの御報告でも、無形文化遺産の有形的な要素に関する話が登場しました。芸能を奉納する神社や、行事を行う公民館や集会場といった空間、獅子頭や神楽面などの用具から、お祭りや行事のたびに準備するような、軽微な用具まで含みます。

ここで新たに加えた要素に「機会」がございます。例えば、お祭りや行事をやる日、技術が発揮される機会、事前準備を行う村の寄り合いや打ち合わせ、練習を実施する機会がなければ行事やお祭りは行えず、継承することも難しくなります。東日本大震災の際には、被害を受けた芸能団体の皆さんが、別の場所での公演をとおして、自分たちの芸能について意識したり、改めて価値づけや評価をしたりすることがあったと聞きました。

このように、実際にやってみる、行ってみる機会を得ることは、無形文化遺産にとって非常に重要なことです。自然災害から話がずれませんが、近年の新型コロナウイルス感染症の流行により、無形文化遺産が影響を受けているという話がございます。この新型コロナウイルス感染症の影響は、この「機会」が失われることによって生じたものだと考えております。この無形文化遺産の4つの要素を意識しつつ伝承状況を整理することで、各要素が抱えるリスク、そして各無形文化遺産が抱えるリスクを可視化できるのではないのでしょうか。

■ 事前目標の実践に向けて



13

無形文化遺産の防災の難しさの一つに、被害の把握がしにくい点がございます。様々な被害が生じる無形文化遺産を防災するにあたって、(1) 地域や伝承地を取り巻く災害リスクの把握と、(2) 被害を条件づける各無形文化遺産のあ

り方を把握する2つの作業が必要です（スライド13）。特に（2）を達成するためには、スライド12で示した4つの要素を意識し整理すると考えやすいのではないかと考えます。

強調しておきたいのは4つの要素を捉える考え方です。スライド12の図は、平面的な表現をしております。しかし、担い手の感覚では、各要素に対する強弱や濃淡が出ると予想できます。芸能を伝承する団体にも、「衣装がなければ舞えない」と思う方、「神社に奉納するものだから、神社じゃなきゃできない」と考えられる方がおられるとします。一方、「衣装は借り物でやってみても大丈夫だから、他から借りてやってみてもいいんじゃないか」と考える方、「いつもの神社じゃなくても、こういう時だから、違うところでもやってみよう」とおっしゃる方もいるでしょう。

つまり、4つの要素の捉え方は、人によって、団体によって、無形文化遺産との関わり方によって、様々だと予想できるわけです。したがって、この4つの要素を理解するためには平面的に捉えるのではなく、4つの要素の関連性や優先順位も理解する必要があります。

会議では、これらの作業を、集まって話し合いながら行う重要性が指摘されました。その機会は、可能な限り、担い手の方だけではなく、関係者の皆さんにも入っていただくのがベストだと考えます。つまり、当事者や関係者の皆さんで現状を整理して被害を想定し、自分たちがそれに対してどう対応するかを考えることが必要です。

無形文化遺産を支えるための協議や相談は、保存会だけでなく、行政や学芸員、博物館、地域の人、そして支援者やファンのような、様々な人たちが関わる形態も想定しています。会議では、保存会を超えた連携や協力のもとで、防災に関する取り組みが展開する可能性があるという指摘をいただきました。

被害を防止・軽減する方法を協議することももちろん、被害をある程度、受け入れなければいけない場合に自分たちがどう動くのか、関係者の方にどう協力を求めるのかについて、あらかじめ協議できたらベストだと思います。

スライド14に仮に示したように、防災を考える上では、様々な課題や論点が出てくると想定できます。もしかしたら、防災だけでなく、後継者育成や技術伝承に関する長期的な課題と繋がってくるかもしれません。こうしたトピッ

クや課題を、関係する皆さんで話し合う機会を持つことが、災害を乗り越える力を育てる第一歩となるでしょう。



14

■文化財防災センターにおける事業目標と課題

有識者会議を経て、文化財防災センターの事業目標を、被害抑止・軽減、災害対応のための手立てを考える方法を具体的に示すことと設定しました。

今後、センターでは、スライド15に示した(1)～(4)に関して情報収集をしながら明らかにしていきます。具体的には、全国の事例を収集し、ブラッシュアップしながら対策案を練り上げ、ガイドブックやガイドラインといった形でその成果を可視化し、関係者の皆さんと共有することを目指します。

文化財防災センター事業の今後

▼被害抑止・軽減、災害対応のための手立て

- (1) 防災・減災の実践方法や各地での取り組み例
- (2) 被害想定を行うための情報収集や記録作成の方法
- (3) 被害想定に対する事前対応策の検討
- (4) 発生後の対応シミュレーション、連絡体制の確立

事例収集 → 事前目標 実践のための方法の例示

- ・ 担い手の方や関係者向けのガイドブック、ガイドライン
- ・ ワークショップの開催 → 人材育成
- 可視化 ・ 災害発生時の情報発信・情報共有の方法論の検討

15

有識者会議の席上では、文字情報や書類上の情報ではなかなか浸透しない可能性も高く、また、改訂もしづらいと指摘をいただきました。先生方からは、「ワークショップや研修といった、双方向でのやりとりをとおして共有する方法が有効では」という提案をいただいております。

ワークショップや研修を通じ、防災の観点から無形文化遺産について考えてくださる方が増えれば、これまで述べてきたプロセスがもっと効果的なものとなると、先生方のご意見をうかがいながら、私自身、考えております。

ただし、スライド15の下部に記載した「災害発生時の情報発信・情報共有の方法論の検討」については、具体的な構想ができておりません。委員の先生方からは「情報発信や情報共有のための場を構築する方向で」との意見を頂戴しております。担い手の方や関係者の方がすぐ利用でき、災害に関する情報が双方向でやり取りできるような仕組みを想像しておりますが、十分にイメージができていない部分がございます。今後、事業を進めていくなかで、効果的な仕組みを見つけられたらと思っております。

令和4年度の取り組み

被災事例調査

▼ 無形文化遺産の事例調査

- 無形文化遺産が災害によって被害を受けた事例を対象

- ・ 経験した災害の種類や規模
- ・ 災害によって生じた影響
- ・ どのように復旧・再開に至ったのか

- 過去の災害事例に関するヒアリング

- ・ 等覚寺の松会（令和3年8月の大雨）
- ・ 珠洲焼（令和4年6月19日発生 能登地方の地震）
- ・ お法使祭り（熊本地震）

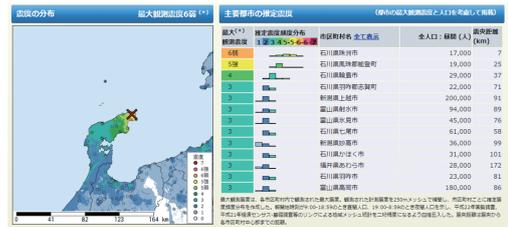
16

令和3年度の議論を踏まえ、3つの被災事例の調査を行いました。調査に御協力いただいたところは、福岡県京都郡苅田町の「等覚寺の松会」、令和4年に発生した地震で被害を受けた石川県珠洲市の「珠洲焼」、そして、調査に着手した段階ではございますが、熊本地震によって被害を受けた「お法使祭り」です。本日は珠洲焼の調査状況を報告いたします。

■ 珠洲焼の被災事例

令和4年（2022）6月19日に、能登地方で地震が発生しました。ウェブサイト・J-RISQによる各地の揺れの分布はスライド17のとおりです。能登半島の先端、珠洲市周辺は大きく揺れましたが、それ以外の地域の揺れはそこまで大きくなかったようです。

令和4年6月19日発生 能登地方の地震



<https://www.j-risq.bosai.go.jp/report/R-20191219152201-0081>

- 6月19日 15時 8分）マグニチュード5.4、最大震度6弱（珠洲市）
- 6月20日 10時31分）マグニチュード5.0、最大震度5強（珠洲市）
- ◎ 負傷者：7名（珠洲市：6名、能登町1名）
- ◎ 住家被害は一部破損3棟、非住家被害は全壊が1棟

石川県HP（石川県内の災害による被害状況・第20版7月1日時点）

17

珠洲焼は、平安時代末期から室町時代後期にかけて能登半島の先の一帯で生産された、中世日本を代表する焼き物です。周辺地域に残っている中世の窯跡は、国指定史跡に指定されています。ただし、現在、生産されている珠洲焼は、昭和50年代に珠洲市が中心となって復興させたものです。

今回、お話をうかがったのは、珠洲市役所の方や珠洲焼の後継者養成を行う施設の方、珠洲焼制作を行っている作家の方たちです。珠洲焼関係者の地震発生後の対応で素晴らしかったのは、制作者グループが早い段階でアンケート調査を行い、被害状況を把握した点です。珠洲市の産業振興課様にアンケート結果を共有していただいたところ、窯元や作品を焼く施設を持つ21軒中、薪窯3基で被害が発生したと回答がありました。また、作品や焼く前の作品が破損するなどの被害も発生しています。

地震による珠洲焼への被害

珠洲焼とは？

平安時代末期から室町時代後期にかけて、能登半島の先一帯（現在の珠洲市および旧内浦町）で生産された、中世日本を代表する焼き物。昭和50年代に珠洲市が中心となり制作者の育成を開始

被害状況の把握

・ 制作者グループによるアンケート調査

- ・ 39名中、31名から回答（8月8日時点）
- ・ 窯元21軒のうち、3基に被害発生（薪窯）
- ・ その他完成品が破損する等の被害が発生



四耳壺 15世紀前半（室町時代）

18

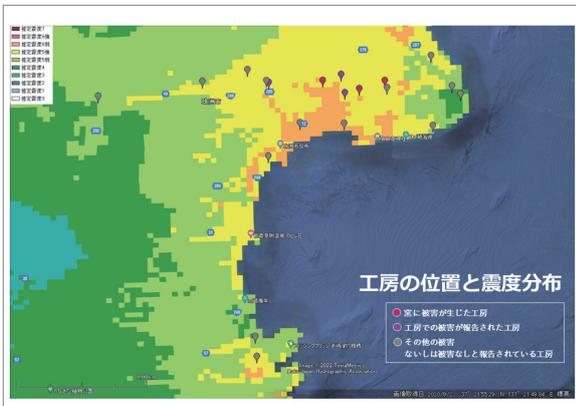
スライド19は地震による被害を受けた窯の様子です。右上の写真は、窯内にあいた隙間です。窯の隙間やずれがあると、窯の温度が上がりきらず、うまく焼けなくなる原因となります。さらに、珠洲焼の特徴である黒いマットな質感は、窯を密閉し還元焼成によって得られる質感

であり、その点から考えても窯の隙間やずれは大敵です。一方、現在はガス窯で制作している方もおられるそうですが、ガス窯の被害は軽微で済みました。被害が大きかったのはレンガ積みタイプの窯でした。



19

スライド20は、震度分布と各工房の位置を示す地図です。赤丸は窯に被害が生じた工房の位置です。紫色の丸は棚が倒れる、壁にひびが入るなど、被害状況が深刻だった工房の位置を示しました。一方、軽微な被害や被害がなかった工房は灰色の丸で表示しています。赤丸や紫丸は、揺れが大きかったオレンジから黄色のエリア付近に集中していることが分かります。



20

■被害や復旧状況に影響を与える要因

今回の調査で非常に参考になったお話が、被害や復旧に影響する要因についてです。被害の程度を決定づけた要因は大きく3つ考えられました。

1つめは、工房が立地している場所の揺れの大きさです。今回の地震は、市内でも強い揺れが観測された場所とそうでない場所に分かれました。大きな揺れが観測された場所に工房があるかどうかで被害の程度が変わりました。

2つめは、各作家の工房の制作スタイルです。例えば、工房が使用する窯がガス窯かレンガ積み薪窯かによって、被害の程度が異なりました。先に述べたとおり、レンガ積みの窯には隙間やずれが生じてしまい修理が必要になる場合があります。ところがガス窯を使用している工房は、窯についてはほぼ被害がなかったと報告されています。

復旧する段階においても、自作の窯か業者に依頼して作成した窯かによって状況が異なります。また、窯への火入れをしなければ、最終的な被害が確定できない点も印象的でした。火を入れてみないと焼けるかどうか分からないため、地震直後は大丈夫だと考えていても、実際火入れを試みたら駄目だったという方も、なかにはおられたそうです。

最後に、販売スタイルが被害の程度に影響しておりました。珠洲焼を焼いている方には、作品のストックをためておられる方とそうでない方がいるそうです。作品のストックをためている方は、ためている作品が破損すると個展に出品する完成品がなくなってしまうため、損害が大きくなります。しかし、注文を受けて制作するスタイルの方は在庫があまりないため、作品破損の損害を軽減することができました。

被害・復旧を左右した要因

- ・ **立地**（揺れが大きい場所に立地していたか）
- ・ **制作スタイル**（共有窯／ガス窯／併用／薪窯）
 - （復旧段階）自作の窯か業者に依頼して作成した窯か
 - （復旧段階）火入れを試みないと最終的な被害は不明
- ・ **販売スタイル**（受注生産／個展での販売）

窯の被害がショック
すき間やずれは
珠洲焼制作にとって致命的

地震の頻発が不安
釜焚きの火災も心配

地震対策と
日頃の制作活動上の利便性が…

21

以上、令和4年度の取り組みもあわせてご報告いたしました。今後も引き続き、文化財防災センターでは、被災事例の調査を行っていくとともに、各地の無形文化遺産の防災への取り組みについて、先進的な事例を調査してまいりたいと思っております。私からのご報告は以上です。

コメント1

前原恵美（東京文化財研究所）

ただ今ご紹介に預かりました、東京文化財研究所の無形文化遺産部で無形文化財研究室の室長を務めております、前原恵美と申します。まず、誤解を恐れず、率直に気づいた点を申し上げます。今日のプログラムを拝見すると、私が、無形の文化財のうち、特に専門とする、古典芸能を中心とした伝統芸能に関する事例の報告は含まれておりません。



この指摘は、決してマイナスの意味ではございません。私も日頃から頭を悩ませている点でございます。つまり、古典芸能を中心とした伝統芸能にとっての災害とは何なのか、防ぐとはどういうことなのか、手立てを講じることはできるのかを考えていく、そうした研究が、その他分野に比べて、まだ遅れていることを自覚しています。今日のシンポジウムを通して、先ほど述べた課題の解決に向けてヒントが欲しいと考えながら、今日も参加をさせていただいている次第です。私の感想あるいは気づいた点などを主に、3つお話をしたいと思います。

無形文化遺産部では、無形の文化遺産の継承に資するための調査研究を行うことを、一つの目標としております。そうした視点で考えると、その継承を阻害する要因、リスク、課題の洗い出しや、そうした問題に対する対応策を考えることは、普段から当部の使命であると言っても過言ではないと思います。

したがって、防災も含めて、無形文化遺産の継承を妨げる可能性のある課題に日常的に意識を向けています。もちろん、無形の文化遺産を継承するためには、例えば少子化や過疎化などが障害となる恐れがあることは、広く認識されています。これらの問題を一括りにして考える

ことは避けるべきですが、同様に、継承を支援する研究を行う上で、どのようにして災害を未然に防ぐか、またはその影響を軽減するかという点が、この無形の文化財の継承において重要なテーマとなると考えています。

「災害」という言葉は、久保田さんもおっしゃっていたと思いますが、無形の文化財の継承という観点から見ると、定義が難しい側面もあります。日本の法制度上では、自然災害を中心に定義されています。ですから、例えば最近の、新型コロナウイルスの感染拡大について、これが災害と見なされるのか、その評価はどうかという議論が出てきます。また、自然災害であっても、東日本大震災のような地震は予測が難しいとされていますが、台風はある程度予測が可能です。災害によって状況が異なるのであれば、事前の準備や対策方法についても色々な方法が検討されることでしょう。

それでは、自然災害から一旦離れて、新型コロナウイルスによる影響について考えてみましょう。新型コロナウイルスは「来るぞ、来るぞ」という予兆があり、結局、日本にも影響を及ぼす形となりました。こうした状況はある程度予想されたかもしれませんが、コロナ禍の影響を調査すると、むしろ感染症そのものよりも、感染症に対する対策の難しさによる混乱が、無形文化遺産の伝承を一時停止させる状況を引き起こしたのではないかと思います。

こうした背景から、無形文化遺産の部門内で、災害やそれに伴う状況を考えることは、これまでも行われてきました。しかしながら、文化財防災センター内での無形の文化遺産の防災における位置づけはどうなるのでしょうか。無形文化遺産の枠組みのなかで考える継承を阻害する要因としての災害の姿と、有形・無形を問わず文化財の防災を考えるなかでの災害の姿は、少し姿が異なるのではないかと思います。この点は、今後、連携を充実させていくなかで議論が深まっていく点だと思います。

さて、2番目の話題は何を守るかという視点です。無形の技は人を介して共有され伝承されるため、担い手の保護や、伝承者同士のコミュニケーションの維持も重要です。久保田さんは「有形のようなもの」と言い、後藤さんは「道具」

と表現され、文化財保護行政のなかでは「用具」という表現も使用されており、用語の違いはあれども、無形文化遺産を継承するために、有形の要素が不可欠であることは、久保田さんや後藤さんが指摘されたとおりに思います。獅子頭や装束、お神輿などもそうでしょう。古典芸能の世界では、楽器やかつら、大道具や小道具も含まれます。これらは、被災後の救援活動の観点から言えば、原状に復する際、完成形がはっきりあるため、迅速な対応や修復が可能なのかもしれません。

また、失われてしまった獅子頭を元通りにする方法について、先ほど話題に上がりました。原状に復旧するためには、被災前の状態が明らかである必要があります。したがって、芸能自体や芸能に必要な有形の用具に関しても、被災前の状態を記録しておく作業が重要です。同時に、自然災害だけでなく新型コロナウイルスのような他の災害も含めて、様々な被害からの復興していく過程を記録し、事例として積み上げることも非常に重要です。これは、民俗芸能だけでなく、古典芸能の場合も同じです。

先ほど、後藤さんの発表で、復旧や復興の方法は多岐にわたるということが示されました。この点は、民俗芸能での例と同様に、古典芸能や伝統芸能の世界でも同様です。むしろ、私は古典芸能のあり様の方があまりにも広範で多様なために把握されておらず、そのために研究が遅れているのではないかと感じております。

地域に伝わる芸能の場合、コミュニティや地域社会といった論点がよく取り上げられます。ただ、ここでいう芸能はほぼ民俗芸能を指していて、そこでは、一つの地区から市町村、都道府県、国まで情報が流れ、関係者や情報を共有するような、仕組みが構築されていると感じています。つまり民俗芸能については、完全であるとは言い難いかもしれませんが、ある程度地域と国を結ぶ文化財行政ルートが整備されています。しかし、古典芸能を中心とした伝統芸能の場合は、この仕組みがまだ存在しないのが現状です。これは、地域に根ざした芸能という性格の意味合いが、古典芸能と民俗芸能では異なるからです。全国規模で各地に伝わる古典芸能においては、日本各地の情報を吸い上げる仕組みが整備されておりません。そのため、伝統芸能を中心とした古典芸能に関しては、別のネットワークの構築が急務であると考えています。

ただいま、古典芸能については、全国規模と

申しましたが、一口に古典芸能を中心とした伝統芸能といってもその状況は様々です。伝承するコミュニティが日本全国にまんべんなく組織的に広がっている芸能もあれば、大都市、特に東京、京都、大阪など特定の地域に集中している芸能もあります。コミュニティの大きさや濃淡が多様であるため、関わる人たちのネットワーク構築の方法の捉え方も一概には言えない難しさがあると考えています。そこで、民俗芸能などの無形文化遺産において、防災を先駆的に実践している事例から、その方法を学ぶ必要があると思っています。

3番目の話題として、後藤さんのご発表のなかで、スライド12の図が印象的でした。人・機会・場所・用具の4つの要素は、古典芸能を中心とした伝統芸能でも、当然必要な4つの要素です。ですから、あの4つの要素が出てきたということは、文化財防災のなかに無形の文化遺産が入っているということに他なりませんし、さらに言えば、無形文化財の古典芸能を中心とした伝統芸能も同様の枠組みで考えることが想定されるわけです。



(後藤発表・スライド12)

先ほどのお話では、図では平面的な図になっているけれど、4つの要素にも濃淡があるはずとご説明をいただきました。その濃淡の割合が古典芸能を中心とした伝統芸能ではより多様なのであって、その4つの要素自体は必ず必要であると考えています。

古典芸能を中心とした伝統芸能の防災・減災は、考えにくく見えにくいと感じられます。しかし、現在、先行して検討が開始されている、民俗芸能や祭礼などにおける防災の事例を積み重ねることが、将来的には古典芸能を中心とした伝統芸能でも役立つと考え、注目しています。古典芸能を中心とした伝統芸能や工芸技術などの無形文化財においても、今後は積極的に防災

を考えていく必要があります、共通する要素を見つけ出したいと考えていますので、それらのキーワードが、今回のお二人の報告に含まれていると受け取りました。私からの簡単なコメントは以上とさせていただきます。

コメント2

佐藤翔輔 (東北大学災害科学国際研究所)

東北大学の佐藤翔輔と申します。今回の有識者会議のメンバーにお声がけいただいた当初、「私でいいのでしょうか」と申し上げました。と申しますのも、私の所属の名前を見てお分かりになるとおり、無形文化遺産については門外漢です。ですので、私は、先にコメントされた前原様のように、無形文化遺産の防災に対して提言のような、これからの方向性を示すようなことを申し上げるのは難しいので、感想程度の話にとどめさせていただきたいと思っております。



まず、久保田様からのお話についてです。タイトルが「地域復興のための無形伝承」でした。率直に言わせていただきますが、私のなかではこれまで、無形伝承と地域復興が結びついていないと感じていませんでした。しかしながら、今回の有識者会議や久保田さんのプレゼンを聞いて、私の認識が大きく変わりました。

私にとっては、防災といえば被災者の住居や生活の再建といった具体的な復興が主眼であり、無形伝承や地域文化が復興にどのように関与するのかという観点は意識していなかったのです。ですから、こうした視点が提起されたことは非常に新鮮でした。

特に印象的だったのは、写真で見た女川の獅子振りのおばあさんの笑顔です。また、停電の中でもお祭りが行われていたというご報告も驚きました。熊本地震の際にも、建物が倒壊して復旧も十分に行われていない状況下でお祭りが行われていたことが、報告されていました。今回の有識者会議でも聞いてはいましたが、本日の久保田さんのプレゼンを通じて、無形文化遺産が地域の復興を支える力を改めて理解することができました。

また、無形伝承の中での有形の存在が持つ利点と課題について再認識しました。被災時、有形の要素は取り扱いがしやすい一方で、難しさもあるということが述べられたかと思っております。特に印象的だったのは、事前に用具の採寸を行っておくことで復旧が容易になるという話です。

これは、一般の防災業界でもままたまならず、同様のことが課題とされています。防潮堤や様々な構造物が破壊された時に、それを復旧する時には、その時の図面が必要なのですが、意外に残っておりません。例えば、東日本大震災では防潮堤や構造物の復旧において、当時の図面や採寸データの不足が課題となり、災害復旧の算定作業の遅れに繋がった事例があります。なので、今回取り組まれたように、事後に無形伝承にも、用具等をきちんと復元するためのデジタル技術やデータの集積方法を整備し普及させることが重要だと感じました。

もう一点、久保田さんは、申請書を書くという支援方法もあったと報告されていました。これについても、被災された方も同じです。被災された方は、なかなか助成のための申請書を書くことができません。申請書の準備を手伝うところから支援が始まり、かつ、無形伝承を復旧させたい、再開させたいというモチベーションの維持・強化についても必要な支援の一つなのだというのを、発表から教えていただきました。

後藤さんの有識者会議に関する御報告では、災害対応のためのサイクル、ハザード、脆弱性といった言葉が登場しておりました。有識者会議における私の役割として、防災・減災における基本的な概念や用語のインプットがあると理解しておりました。一般的な防災や減災の枠組みを当てはめる検討をすることで、この文化財防災の枠組みがより効果的な方法を模索できると考えていたためです。そうした経緯もあって、後藤さん自身がこれらの言葉を調査に活かしていただいている点や、被災事例調査の報告でも、きちんとそういったハザードと脆弱性の中で物事を整理されて評価していた点が大変印象的でした。

また、今後の展望については、事前に目標を

設定するためにワークショップなどの場が重要であると報告されていました。この点についても会議では、「ガイドラインだけでは不十分であり、ガイドラインを実践するための場が必要」という点を強調し意見を申し上げました。ガイドラインは一つの指針ですが、その指針を具体的な行動に落とし込むためには、実践する場や機会が欠かせないというのが私の主張です。私自身、この点を非常に重要視しております。

有識者会議のなかで「適応的な再開」という言葉で盛り上がったというお話が登場しておりました。その背景について説明させていただきます。私はその言葉を提案した理由は、レジリエンス（復元力）という概念と関連性があるからです。

レジリエンスの定義は、英語で「resist、absorb、accommodate、adapt to、transform and recover」です。日本語では、「防御する、吸収する、適応する、変革し復旧する」といった意味です。分かりやすく申しますと、頑強で粘り強さがなければいけないのです。

この中で「適応する」という側面が非常に重要です。レジリエンスの概念を踏まえると、災害に対するアプローチは、単に防ぐだけではなく、災害に適応し変革し、新たな形に進化して復旧するという視点が含まれることがわかります。「適応的な再開」という表現は、この概念に基づいている提案です。

ここで、小谷さんの冒頭の話に戻ると、小谷さんの提案する文化財防災センターの目標は、文化財防災の取り組みを通じてレジリエントな地域社会を形成することとおっしゃっておりました。このアプローチは、実は続く久保田さんのプレゼンテーションの要点とも合致しており、結びついていると言えます。

ただ、私は後藤さんの話や有識者会議の先生方との議論等を踏まえた上で、それだけではないと考えております。そもそも、文化財防災そのものがレジリエントじゃなきゃいけないという話です。文化財防災することによってレジリエントな地域社会づくりを目指すことができるのですが、そもそも、文化財防災そのものがレジリエントである必要があります。なので、文化財防災センターが目指すものは、文化財、無形文化遺産がレジリエントになることじゃないかとあらためて感じました。

最後、言いつ放しでは恐縮なので、本日のプレゼンのキーワードである「目標設定」を自身

に課したいと思います。事前目標をつくるためのワークショップをやったほうがいいと言っただけではなくて、ぜひ、それについて、お手伝いや担い手として参画させていただきたいと思っています。乗せられた舟かもしれませんが、乗り掛かった舟ということです。

先ほど、前原さんは無形の文化財を守ることは、人を守ることであるとおっしゃっておられました。人を守るというのは防災の本質ですし、それが地域復興に関連するのであれば、もう、私はやらない手はないと思っています。最後は、一緒にやらせてくださいという話でコメントに代えさせていただきたいと思っています。

質疑応答

質問 無形文化遺産の伝承の守り方

京都大学防災研究所の金と申します。今回の発表、ありがとうございます。私は建築専攻で無形文化遺産については素人なのですが、現在は地域の防災にも関わっているなかで、日本全国での高齢化や人口減少によって沿岸集落が衰退していく現状を目の当たりにしています。こうした状況で地域が継続していく原動力は、祭りや行事といった無形文化遺産にあるのだと感じています。ただ専門外の分野であることから、無形文化遺産の価値をどのように理解すべきについては未だに模索中で、専門家の皆さんから教えていただきたいと思っています。

例えば、災害が発生し復興が必要な場合、現在だったらアーカイブに残していた動画や写真によって復元が容易になるかもしれません。しかし、その情報が10年や20年後に必要な場合、無形文化遺産、特に芸能に関連する部分は変化しています。そもそも地域に残されているデータ自体が古い状態であることがあります。私の調査経験のなかでは、アーカイブには主に昭和時代の情報が残っていて、そのうえで地域の方にヒアリングをするという状況があったわけです。

そうして地域の方にヒアリングをすると、現状の集落の状況では祭礼を過去のまま維持することはできないので、神輿の重量を軽量化するなどの過去の状況から変える選択肢が出てきます。あるいは、地域内の景観が変わっていることもあります。埋め立てられ、集落と海や山との関係が変化している場合もあります。こうした変化を踏まえながら祭りを維持していくためには工夫が必要です。

そう考えると、先ほどの久保田先生のスライドで、有形の物を採寸してデータを残す作業は、あんまり意味がないなと感じてしまいます。私は建築が専門なので、有形の文化財の場合例えば、採寸とか記録を残すっていうのは時間が経過しても意味があると感じられます。しかし、無形文化遺産は時間の経過に伴って変化するため、アーカイブだけでは対応が難しい部分もあるのではないのでしょうか。そのため、専門家や地域がどのようにして無形文化遺産の継続と地域の持続可能性を考え、行動するか、これにつ

いての具体的なアプローチがまだ見えていない状況です。

後藤先生の発表で提示された4つの要素は、私の感覚からすると、ほとんどが有形にも当てはまると感じました。しかしながら、現実の現場では、場所や空間の利用、そして人々の役割など、無形の部分も重要であると考えられます。ただ、このような要素は口承によって伝えられるものであり、記録として残すことが難しいことがあります。このような課題に対して、皆さんがどのようなアプローチをとられているか、教えていただければ幸いです。

回答

(久保田裕道) ご質問ありがとうございます。非常に重要なテーマであり、無形文化遺産部において、防災の取り組みだけでなく、無形文化遺産の保護全般に関わる根本的な課題です。この問題については常に考慮している問題です。

具体的な取り組みとして、用具の寸法や採寸の話が挙がりましたが、例えば芸能においては、踊り方などの芸態も記録化していく必要があるものに含まれます。こうした人の動きや音声を伴うものは映像記録として残すことが大切であり、そのため、文化庁や地方自治体でも記録事業を行っています。

しかしながら、映像で正確に伝えることは難しく、映像に誤りが残ってしまう可能性もご 있습니다。例えば、踊り方でこの位置まで手を上げる踊りがあったとして、たまたまもっと上まで手を上げてしまった様子が映像に残っていたら、ゆくゆくはそういう形に残ってしまうのではないかといった話ですね。この場合、「このかたちが正しいですよ」と誰がどうやって判別するのか、記録の信頼性をどのように保つかという問題が存在します。これらの課題に加え、映像を使った記録方法やアーカイブのあり方も検討すべきです。

近年では、スマートフォンなどで手軽に映像を撮影できる時代になりました。これからは、一般の人々も記録を残し、アーカイブ化する役割を担っていただく必要があると考えています。無形文化遺産部でも映像アーカイブ化に取り組んでいますが、費用と準備の課題があるた

め、なかなか進捗が難しい状況です。しかし、映像は発信手段としても有効であり、特にコロナ禍においては、民俗行事を映像で記録し、PRすることで、伝統を維持し、モチベーションを高める効果があると考えています。

最近では、コロナ禍の影響で規模が縮小された祭りや民俗行事が増えており、元の形に戻るかどうかについての懸念もあります。このような状況では、やはり過去の記録が非常に重要であり、過去の状態や形を知ることが今後の取り組みに役立つと考えています。古い記録を保管し、テキストと映像を組み合わせ、皆さんで共有できるような方法でアーカイブ化することで、無形文化遺産の伝承を支えていく手段を考える必要があります。これらの取り組みは、将来的な防災センターの活動とも連携し、無形文化の保護と防災の観点から共に進めていくべき課題と捉えております。以上です。



(小谷竜介) アーカイブの問題では、午後、発表していただく雄勝法印神楽さんの場合、東日本大震災の後に、「40年前のあの時に撮った映像を持ってないですか」と聞かれたことが印象に残っています。芸能を伝えている人は、過去の様子に関心を持つ方も多く、その点にアーカイブ化の意義があると感じます。現状から変化は場合によっては古いかたちに変化をしていく場合も考えられ、一直線にある方向に向かって変化をしていくわけではなく、揺らぎながら定まっていくものだと思います。後藤さん、何か補足はありますか。

(後藤知美) ご質問ありがとうございます。形がある要素に関する記録と、形がない部分の記録という2点の違いと差についてお話をいただいていたかと思います。業務上経験があるのですが、文化財の文脈で、担い手の方や保存会

の方とお話をする際、全くのゼロから何かを判断する・選択する場合は少なく、過去のことを踏まえた上で今の人たちが判断する事態のほうが多くあります。

今、久保田さんや小谷さんの話に出てきた事例から、また私自身の経験に鑑みても、無形文化遺産は、過去の姿を振り返って、自分たちの今の伝え方も考えて、その上で、今後どう担っていくのか考えることを常に繰り返し、行ったり来たりしながら一体の無形文化遺産として継承されていくスタイルを取ることが多いです。

最新の状態に戻したいという感覚を常にお持ちである場合、直近のものを常にアップデートすることで事足ります。しかし、例えば、今日のテーマの場合では、災害発生後に地域の皆さんが「じゃあどうやって今度は伝えていこうか」と考える際に、過去のデータ蓄積が、地元の方の議論を深めたり、決断を後押ししたりするのに重要な情報源・源泉となり得ます。

自分たちのご先祖様や昔の方が引き継いできたものを自分たちも引き継いでいくという感覚をお持ちの方が多く類のものでもあります。全く新しい物じゃなくて、自分たちにとって愛着がある物、地域で昔から伝えてきた経緯に対する執着や感覚を大切にするためにも、記録を取ってそれを継承して災害に備えるという作業は重要だと感じております。

(大石泰夫氏・國學院大學) 民俗芸能の伝承論を専門に研究してきて、今のような議論を学会のシンポジウムでやったりとか論文を書いてきたりした者ですので発言したくなりました。國學院大學の大石と申します。

防災に関係なく、ある無形文化遺産を伝承するなかで、例えば師匠さんが代わると、重視して伝えるものが少しずつ変わっていきつたりします。そういう中で、結局、その時に伝承を受け継いでいる人たちは元の形をそのまま受け継ぐという意識を持ちつつ、いろんな選択肢をしながら、自分たちの芸をつくり上げていくのが、民俗芸能の伝承の現場だと私は考えています。

ですから、ある定点で一つの映像記録を作る、それから、聞き書きの記録を作る。そのデータは、その時に新しく受け継ぐ人たちが、それを一つの参考にして自分たちの芸を新しくつくり上げていくための、大きな過去のデータになるのだと思います。獅子頭の採寸も同じことで、昔、古くからの獅子頭を残しているところを見

たら、獅子頭の形態はかなり変化をしております。

ですから、ある時点での獅子頭を一つの大きな参考に、そのままそれを作るのか、あるいは周辺地域の獅子を見て、「こっちのほうがいい」とお考えになるなら、それを参考にして自分たちが作ることもあるでしょう。ただ、いずれの場合にしても、実際に伝承していく人たちが何を重視して、元の形で伝えていくのかを考えるためのアーカイブは作っていくべきだろうと思っています。



(小谷竜介) 佐藤先生のコメントにもあった、ワークショップでみんなで話し合っていくという部分とも繋がっていくご指摘でした。関係者が話していくうちに、必要な情報もおのずと決まってくるし、話す時点でどういった情報を集積できているかで、話の内容の密度が変わってくるのだと思います。

質問 無形文化遺産の防災を行う動機づけ

甲南女子大学の有本と申します。無形文化遺産と防災という今日のテーマについて、すごく興味深く感じております。無形文化遺産が防災のためになる、役に立つということは、まさにそうかなと思いますし、私もそういう理解をしておりますが、実際にその無形文化遺産、祭りだとか芸能だとかに関わっている方たちにとって、無形文化遺産を続けていこうとするモチベーションの主たる理由には、防災のためになるという理由は入ってこないのではないかと考えます。

防災はあくまで副次的な理由といいたまいますか、そういう点では防災を、少し言い換えて現場で伝承している方たちに伝える必要があるかと僕自身は感じています。その点はいかがお考えなのかをお聞かせください。防災のために、

未来のリスクに備えてという理由は納得できる理由ではありますが、じゃあ、毎年毎年やっているお祭りや芸能を防災のためにやっているという感覚にはならないと思います。なので、そこを翻訳するというか、何か間に1つ、ワンクッション挟むというか何かが必要になるのかなという気がするのですが、いかがでしょうか。

(小谷竜介) 先ほどの佐藤先生の、文化財自体がレジリエントという話と繋がると思いました。私自身は、まずは続けていくことに一番の意味があると考えています。本日のこれからの議論にも登場すると予想しているのですが、無形文化遺産をどうやって続けていけるかを皆で考えるプロセスが鍵になると思います。そして、このプロセスによって、文化財をより良く保存していくことと同時に災害にも強くなることを期待しています。そして最終的には、無形文化遺産を続けていくために、その地域自体も復興させなければいけないという話に繋がっていくと思います。このように発想が展開していくと、地域全体の防災に、文化財が貢献できますし、そうしていきたいと思っているわけです。

ただ、今、ご指摘をいただいたとおりで、まだ直接には繋がっていません。それをどういう形でつないでいくかについては、ガイドライン・ガイドブックを出して、それをベースにしたワークショップで、地域の方々为主体的に考える機会を通して展開をしていきたいと思っております。そうすると、結果的に災害が起こった時に、強い文化財になるし、強い地域社会になる、そういう流れを、今、想定しているということです。

(久保田裕道) 以前、兵庫県の方から教えていただいたのですが、祭りをしっかりやっているかどうかは、住民福祉の上でも非常に重要だそうです。例えば、祭りをしっかりやっている地域では、孤独な老人がお一人で亡くなってしまうといったそういう事態がなかなか起きにくいそうです。裏を返せば、しっかり祭りをやらないところは、住民同士の繋がりが希薄になり、そういった事態が地域コミュニティのなかで起きる可能性があるということです。

そのため、文化財部局で集めたお祭りのリストを、住民福祉の担当部署にも共有し、そこでも活用してもらうことをやったのだそうです。

これも重要なことで、災害復興後に色々と発生する様々な問題も、そこに関わってくると思います。

だからといって、伝承者に「これは住民福祉のためにやっています」と言うわけでは決してありません。それは、われわれ研究者とか行政の関係者が、こういう観点でも有用だと把握していればいいだけの話です。伝承者は伝承者で必ず悩みを抱えていて、後継者がいなくて大変だとか、コロナで規模を縮小しなくちゃいけなくて大変だとか、そういう悩みを抱えておられます。そうした危機に対してどう立ち向かっていくのかを話し合える場所をしっかりとつくるのが重要で、そうした場に外から「こんな考え方もあります」と提言できる人材も育てて関わってもらおうシステムをつくることによって、それが結果的に、防災にも役に立つということなのでは思いました。以上です。

質問 教育分野での取り組み

静岡県文化財課の大谷と申します。静岡県では、文化財保存活用大綱を作る時に、県指定と国指定の無形民俗文化財の保護団体の方にアンケートを取りました。アンケートのなかでは、今後10年間以内で休止してしまう可能性があるかどうかを問いました。

そうしましたところ、現在、県指定と国指定をあわせまして、おおむね60ぐらい団体があるのですが、そのうちの3分の1ぐらいから「継承が危うい」を回答が来てしまったものですから、昨年度から、直接各地に出向いて保護団体の皆さんにお話を伺う事業をしております。

今後起こるかもしれない災害への対策も重要ではあるものの、静岡県では、その前に今の状態を守らなければいけない状況のものが多いようです。お話を聞いてみると、保護団体の方々は非常に熱心で、続けていこうっていう意志がある方が多いものの、周りがあまりにも無関心で、その点が、モチベーションが下がる原因となってしまっていました。

静岡県では南海トラフ地震が来るということで、全県下で災害に備えております。しかし無形文化遺産の現状を見ると、地震が来る前になくなってしまいうものが増えてくる恐れがある状況です。自分としては、災害に対する事前対策に、教育とかそういう観点を入れていくのがいいのではないかと感じました。

これは、無形文化遺産だけではなく有形の部

分も含めて、地元の文化財を知らないっていう方が非常に多いですし、特に、無形文化遺産は自分たちがやっていることが文化財だと思われる方がいないという傾向も、地元に行ってみるとよく分かります。今、包括的に働きかけなければ、文化財がどんどん失われていってしまうかなという懸念がございます。感想めいたところで申し訳ないのですが、教育の要素を対策に含めていただくことができるかどうか、お話を伺えればと思います。



(後藤知美) 有識者会議のご報告をするなかで、ガイドブック・ガイドラインやワークショップのご提案について触れました。一般防災の分野でも地域の方を巻き込んだ様々な取り組みがされているそうですので、そういった試みを文化財防災の分野にも取り入れていきたいと考えています。無形文化遺産の防災の展開の一つには教育分野との接合もあり得ると考えます。例えば、子どもたち向けに、無形文化遺産の防災を扱う講座をやることもできると思います。

最終的に平時の文化財保護行政の業務を防災に応用したり、反対に防災における取組を文化財保護行政に生かしたり、そういった文化財保護行政全体のなかでの協働ができる可能性を感じています。今後の展開、ぜひ一緒にできたらと思っています。よろしくお祈りします。

第二部

事例報告

1. まつりの場の被災対応—等覚寺の松会・松庭の復旧について—
若杵善満（苅田町教育委員会）
2. 雄勝法印神楽の道具の再生
阿部久利（雄勝法印神楽保存会）
3. コロナ禍における祭礼開催をめぐる地域社会での合意形成
—滋賀県・長浜曳山祭を事例として—
武田俊輔（法政大学）

質疑応答

小括

後藤知美（文化財防災センター）



長浜曳山祭

報告1 まつりの場の被災対応－等覚寺の松会・松庭の復旧について－

若杵善満（苅田町教育委員会）



等覚寺の松会

(司会) 本日午後は、無形文化遺産、ここでは、各地に伝わるお祭りや行事、芸能等が被災した事例について、ご発表をいただきます。最初は、福岡県京都郡苅田町の苅田町教育委員会・若杵善満様のご発表です。苅田町には「等覚寺の松会」という民俗行事が傳承されていますが、この行事が、令和3年8月の大雨で大きな被害を受けました。若杵様には、その際にどのように対応し、復旧作業を今現在進めているかについて、お話をいただきたいと思っております。

(若杵善満) 福岡県苅田町教育委員会の若杵と申します。どうぞよろしくお願いたします。今回の発表では、多くの写真を準備し報告に使用しております。もし、口頭での説明が不十分だった場合、レジュメを参照していただければ取り組んだ内容が分かるようにしています。どうぞよろしくお願いたします。

苅田町の概況

それでは、国指定重要無形民俗文化財「等覚寺の松会」について、その中心的なまつりの場である松庭の復旧について、豪雨発生時の対応から恒久的な復旧に至るまで、事例報告を行います。

最初に、福岡県京都郡苅田町の概要と、被災前の「等覚寺の松会」の傳承状況や調査・保存事業についてご紹介したいと思います。苅田町は、福岡県北東部に位置し、北九州市の南に隣接しています。人口は約3万7千人、東西6キロ、南北8キロの面積約50キロ平米の小さな

町です。しかしながら、重要港湾の苅田港や北九州空港、東九州自動車道のインターが町内に立地しており陸海空のインフラ整備が進み、臨海部にはセメント、火力発電所、トヨタ、日産自動車などの工業地帯が広がる、非常に活気がある町です。

町内には、その面積に比して21件と多くの指定文化財が所在しています。天然記念物、史跡、無形民俗文化財、考古資料など多種多様な文化財が指定されており、中でも国指定は6件です。天然記念物「青龍窟」、史跡「石塚山古墳」、三角縁神獸鏡も出土しております。また、「御所山古墳」や「豊前神楽」も指定されています。

傳承状況と調査・保存

今回報告する「等覚寺の松会」は、豊前六峰の中で傳承されていた松会行事のひとつです。長刀舞と、柱上で幣切りを伝えるのは、現在では等覚寺のみとなりました。

等覚寺の松会は、わが国の民間信仰に影響を与えた修験の傳統をよく伝えており、特色ある行事として貴重と評価されています。スライド9で示したのが、寛政4年の『英彦山大権現松会之図』です。この中には、最初の柱起こしから田打ち行事や長刀舞、そして最後の幣切りと一連の行事の流れが描かれており、それらは現在の等覚寺の松会のなかでも見ることができます。

指定から20年以上が経過し、近年では傳承地の過疎化や高齢化により、担い手が減少する状況にあります。豪雨による被災以前は、スライド12や13の写真でお示したように、日産やトヨタの企業ボランティアに一部の行事に参加していただくとか、等覚寺の松会行事の關係団体からの支援の見直しや整理が行われている状況でした。

スライド14の映像記録の作成や、九州歴史資料館と共同で科研費を取得し、等覚寺周辺の山岳靈場や信仰関連遺跡の調査も行っておりました。この調査で遺物や遺跡の状況が分かってきたため、シンポジウムを開催したり、調査報告書を出版したりし、なるべく地元で調査で得た成果を還元するように取り組んでいました。

今回被災した松庭は、等覚寺の松会の中心的

な場所であるとともに、調査では、等覚寺城という中世期の山城内の場所であることが明らかになっていました。しかし、詳細な図面がなかったため、被災前には等覚寺城の縄張り図を作成していましたが、令和2年からは、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため行事は非公開でしたが、小規模な開催は続けられていました。

スライド18は、白山多賀神社の社殿前で松会を行っている様子です。通常の行事で立てる11メートルの柱の約6分の1、つまり2メートルほどの柱を使って行っている状況です。もともとは、スライド19の写真のように非常に高い柱を立てて行う行事でしたが、新型コロナウイルスの影響で、小規模に行われている状況でした。



等覚寺の松会・松庭の被災状況と対応

令和3年8月、豪雨災害によって等覚寺の松会の松庭の斜面が崩落しました（スライド20）。この辺りになりますが一気に崩落して、比高差約10メートル、面積で言うと240平米近くが被災しました。スライド21の写真のように、行事で柱を立てる箇所には立石（りっせき）がありましたが、その地点も土砂に埋没してしまいました。スライド22・23の写真には、よく観察すると、崩落した土砂の中に中世の土師器が見えます。土砂のなかからは、祭祀に関係する遺物や山城に関係する遺物、古代の瓦片も大量に確認できました。

私たちは、豪雨が落ち着いた段階で、先ほどスライド4で見ていただいた21件の文化財の指定のうち、史跡を中心に巡視をしておりました。ただし、等覚寺の松会に関しては、コロナ禍で中止が続いていたので、保護団体の方から、町の補助金を活用し松庭の観覧席や松庭に至る道の修理などをできないかと協議していたところでした。そのため、通常は実施しないのです

が、現地がどうなっているのかを確認に行ったところ、斜面の崩落を確認しました。8月19日木曜日の午前中に被害を確認し、午後には保護団体会長と現地で協議を行いました。そして、これ以上の崩落が進まないように、ブルーシートと土嚢で2次被害を防止するための応急処置をすぐに行いました（スライド25・26）。

20日金曜日には、被害状況位置図や写真をまとめて県に報告し、地権者との協議も開始しました。25日水曜日には、現地確認を実施した県と有識者から、今後の復旧について指導を受けました。また、この時点で県を通じて文化庁に相談しています。

文化財防災センターのヒアリング時には、被害状況を把握してすぐ、被害を発見した当日午後には保護団体と協議して、2次被害防止の応急処置を終了し、その後、1週間以内に、県有識者の現地指導や文化庁への相談を実施している点が、非常に早い対応だと評価を受けました。

迅速な対応を可能とした背景

自分でも、早い対応ができた理由を考えてみました。近年、町内では非常に多くの文化財の被災が起っています（スライド27）。国指定史跡の御所山古墳も被災し、山城である松山城、天然記念物「青龍窟」周辺でも非常に大きな土砂崩れがありました。私共に、被災文化財への対応の経験が既にあったこと、またブルーシートや土嚢など、応急処置に必要な資材が各地に備蓄されていたため、すぐに使用できる状況にあったことが功を奏したのだと思います。

さらに言えば、福岡県が令和3年3月に策定した『福岡県文化財保護大綱』に、災害発生時の対応や復旧の対応について何をすべきかが整理されておりました（スライド28・29）。この保護大綱に基づき、福岡県とやりとりを行い、関係者の方々との情報共有や、復旧の最終段階についての説明を、迅速に進めることができました。また、近年、先ほど述べたように、「等覚寺の松会」が伝承の危機にあったため、関係者との調整や、九州歴史資料館との共同調査を行っておりました。文化庁や有識者から、松庭に松柱を立てて幣切りを実施することが行事の伝承の中で最も重視すべき点だと、常々指導を得ておりました。

そして、コロナ禍の中で、先ほどご覧いただいたように、非公開で小規模な開催をする場合を経験しておりました。通常の行事の際は、30

メートルほどの綱を編んで奉納いたします。松庭以外の場所で幣切りを行った場合、そうした必要な設備の規模や構造が著しく変化した結果、あわせて行事の伝承状況も急激に変化する危険性が共有されていました。

もともとは、観覧席でおよそ1,000人の見学者が観覧していたのですが、令和3年8月には一気に土砂に埋もれ、柱を立てていた場所が埋没する状況になりました。その後、2次被害を防ぐために土嚢やブルーシートで覆った状況になっています（スライド31・32）。

復旧の基本方針の決定・復旧への対応

等覚寺の松会の松庭復旧の対応方針は、「松庭に松柱を立てて幣切りを実施できるようにすること」に決定しました。具体的な復旧方法を検討し事業化するため、地質や土木水利、考古学の専門家らと調査を進め、同時並行で、大量に出ている遺物を記録保存するための埋蔵文化財調査も進めています。ただ、目標の令和4年4月までに恒久的な復旧を行うのは予算措置も厳しく、日数も不足しておりました。そのため、段階的に復旧への対応を行うことにしました。

■ 復旧への対応1

まずは令和4年4月のまつりの場を確保するため、「復旧への対応1」として、応急的な保存修理を実施し、その後、「復旧への対応2」として、まつりが終わった後に恒久的な対応を行うことにいたしました。埋蔵文化財調査を進め考古学の先生方にも見ていただきつつ、地質学の先生に崩落要因を確認してもらい現在も復旧に取り組んでいます。また、この場所は通常の発掘調査場所とは異なるため、ドローンを使用し写真測量や3D計測を実施し記録をすぐに残せるようにしたり、地形図を作成したり、基準点を設置したりするなど、慎重かつ正確に復旧作業を進めています。

崩落要因は、斜面上方から大量の雨水が入ってきたことが一番大きな要因でした。そのため、上部からの雨水流入を緩和するよう、応急的な処置をする必要がありました。崩れた土を全て除去し、耐候性大型土嚢を積んでさらなる崩落を防いであうえで、地盤工学の専門家に指導を受けながら、上方から簡単な排水施設を用いて、下方に雨水が流れないような施設を仮設しました。まずは、もとの松庭で令和4年4月にまつりができることを目標に進めていきました。

地質や土木水利の専門家、そして考古学や民俗学の専門家に見てもらいながら、崩落の原因を抽出するとともに、過去に松庭がどういう状況にあったのかも調査を行いました。その結果、松庭周辺は中世の山城であって、崩落した斜面は敵が登ってくるできない防御施設とするため、急斜面にしていたことが分かりました。その上には等覚寺自体に関係する古代山岳寺院の遺物や遺構も確認されているため、そうした周囲の環境にも配慮しながら、復旧を進めました。この場所に松柱を立てるために、まずは応急的な処置を行った結果、「復旧への対応1」で、再び松柱が立てられるように、目標は達成されました。

■ 復旧への対応2

しかしながら、令和4年4月17日の行事では、新型コロナウイルスの感染防止対策のため、令和3年と同様、白山多賀神社社殿前で「幣切り」を行いました。前年と変化した点は、伝承のために「長刀舞」を加えた点です。まつりの後、4月後半からは恒久的な復旧を目指して作業を進めていきました。崩落個所にはコンクリート工法が最も有効とされていますが、この場所には遺跡や遺物が残っております。さらに、行事を行う環境の景観にも配慮が必要だという指導もあり、コンクリート工法を用いないことにしました。

経過観察を行ったところ、初めに積んだ植生土嚢は、この場所の日照条件が良くないためか、緑が生育しないことが判明しました。6月には文化財防災センターが伝承状況の調査に再度訪れ、経過報告しつつ意見交換やご指導をいただきました。恒久的な復旧に向けて予算措置を行い、地権者や関係者と協議・調整した結果、ようやく機械力を用いて抜本的に復旧する状況が整いました。機械を通すためのラインを設定し、「復旧への対応1」で使用した耐候性土嚢を外しました。

また、重機で斜面を階段状に段切りし、傾斜角を維持して碎石を充填し、斜面裾のところに蛇籠を設置して補強した上で、集水・排水管を設置しました。土質試験の結果、松庭の地質の土でも強度が担保できると分かったため、発生土を転圧し張り付けることで、崩落した土砂の場内処理も行うことができました。現在は、景観に配慮した緑色の浸食防止用多機能フィルターで被覆しています。また、斜面上部に土堤

を作ることで、上部からの雨水が流れ込まないようにしました。

スライド51の写真が今年の2月の時点の状況です。もともと柱を立てる所から1メートル以上は離れて復旧できましたので、まつりが原状の場所でできるようにという目標はクリアできたと思います。ただ、細部を見ると、このシートの緑色に違和感があったので、周辺の落ち葉を利用し簡易的な修景を試みたりしています。

まとめると、今回の復旧では、2段階の段階的な対応を行いました。恒久的な復旧の工法選択や予算措置のための時間が不足していたため、「復旧への対応1」では、令和4年4月までに応急的な保存修理を実施してスピード重視でまつりの場を確保しました。

「復旧への対応2」では、応急的な保存修理の経過や土木水利の有識者による指導、施工業者による崩落度の土質試験・設計に基づいて、恒久的な復旧を実施しました。雨が降っても、斜面表層が浸食されないよう、防止用の多機能フィルターを用いました。崩落の原因に、上部からの大量の雨水の流入があったため、工事立会で遺構の記録保存も行いつつ、側溝を上ಕ್ಕೆ土堤も設置し、雨水の流れ込みを防ぐ対策を行いました。来週以降、この部分に松柱が立てられるところまで、ようやく工事が完了する見込みです。先週も工事立会で、側溝設置箇所の記録保存を実施しました。

■被災前にできたこと／できなかったこと

最後に、この実務を担当して、被災前にできる対策として、何ができたか・できなかったかについて、5つほど挙げたいと思います。

1つめは、無形民俗文化財の伝承状況を把握し、保護団体と共に行事継承の価値を共有することです。この作業は、復旧への対応の基本方針・目標を決定するために必要な条件です。私共の場合、九州歴史資料館や九州国立博物館で有識者の先生方と共同で調査を行い、状況や映像記録を含めた調査報告書も作成していたため、その過程で行事や松会を行う空間の学術的な価値が専門家によって評価されていました。

この調査により、何が最も重要で、どの部分を優先すべきかを判断することができました。もし調査ができていなかった場合、実務をする側としては調整が難しく、事業に必要な予算や日程を確保することも難しい状況になったと想われます。

2つめは、ブルーシートや土嚢袋などの応急処置ができるような資材の準備ができるかどうかです。応急処置を行って2次被害を防止することで、他の調査や調整に入るための時間を確保できます。

3つめは、基礎情報の把握と更新です。私たちは、史跡に関しては用地買収なども進めているため、所在地や地権者等の情報は把握しています。今回、松庭については、神社境内にあったため当然、社有地だと認識しておりました。ところが、復旧工事に必要な各種届出のため、改めて登記簿の情報を確認したところ、関係者間では社有地だと認識していた土地の所有者が実は異なっていたことが判明しました。そのため、調査や工事を行うにあたって地権者との協議に3カ月ほど要しました。こうした基礎情報については事前に準備できることだと感じております。

4つめ、復旧に向けた迅速かつ組織的な対応を実施するために、町内の防災担当課との情報共有と連携が必要です。今回の対応では県・文化庁との縦の連携は早かったのですが、町内の連携には課題を感じました。豪雨があった場合には、他の道路が崩れたり、避難者誘導が必要になったりします。私自身も大雨当日は避難者誘導で公民館に詰めておりました。町内での対応はどうしても文化財は後回しになってしまう状況が生じているため、今後の対策や事前の準備ではこの課題に対処する必要があります。

5つめ、被災履歴やハザードマップ、文化財の位置情報を共有し、復旧に向けた対応の届出や記録作成に必要な詳細な地形測量図を作成することが必要です。特に、今回の場合では、被害が発生したのが遺跡内であったため、埋蔵文化財調査が必要になりました。詳細な地形測量図があれば、各種調査や手続きが迅速に進められるだけでなく、事前の備えにもなると考えられます。そこで、私たちは、今後の崩落の経過観察や災害対応に備え、詳細な地形測量図と基準点を設置しました。

このとおり復旧が完了したため、令和5年4月16日には、この場所で等覚寺の松会「幣切り」を実施することができます。新型コロナウイルス対策を十分に講じた上で、以前と同様にこの松庭で松柱を立て幣切りはもちろん他行事も実施できるよう、現在、保護団体や関係者と協議しています。以上で事例報告を終わります。

令和5年3月7日(火)
東京文化財研究所

令和4年度 文化財防災センターシンポジウム
無形文化遺産と防災—被災の経験から考える防災・減災—
第2部 事例報告1

まつりの場の被災対応 —等覚寺の松会・松庭の復旧について—

- はじめに
- 等覚寺の松会の伝承状況と調査・保存
- 等覚寺の松会・松庭の被災状況と対応
- 等覚寺の松会・松庭の復旧への対応
- まとめ

福岡県苅田町教育委員会
生涯学習課 まちの歴史担当
係長 斎藤善博

1



2



3



4

国指定

県指定

町指定

5



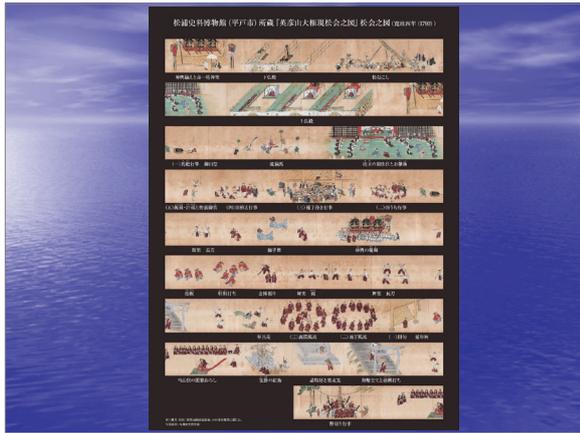
6



7



8



9

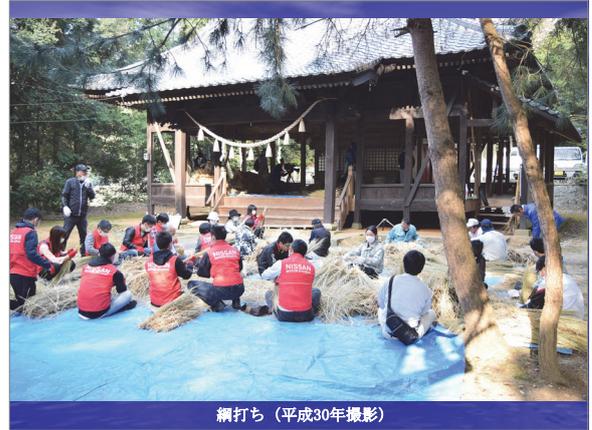


10



「網打ちボランティア募集」の新聞記事
(平成28年3月3日朝日新聞より転載)

11



網打ち（平成30年撮影）

12



等覚寺の松会行事関係団体の取り組み・支援等模式図

13



14

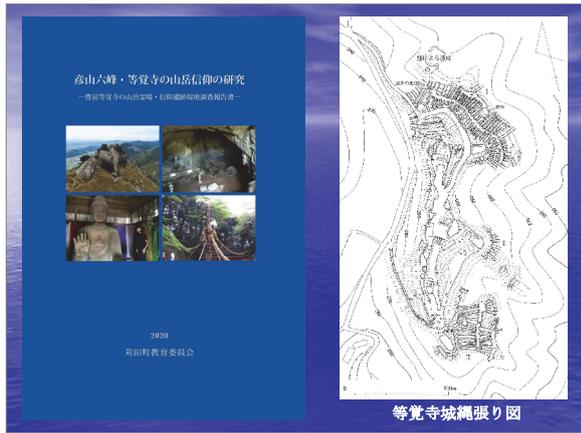


等覚寺周辺の山岳霊場・信仰関連遺跡等位置図

15



16



17



18



19



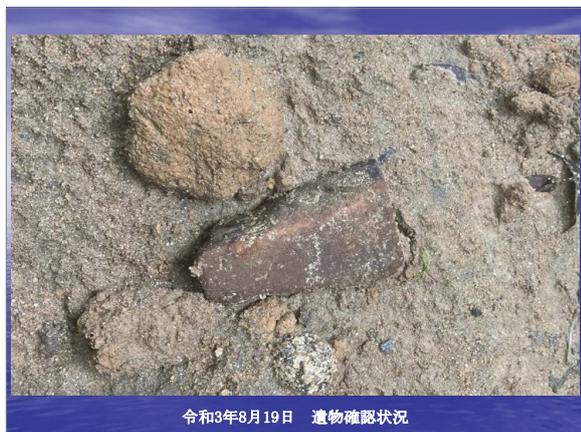
20



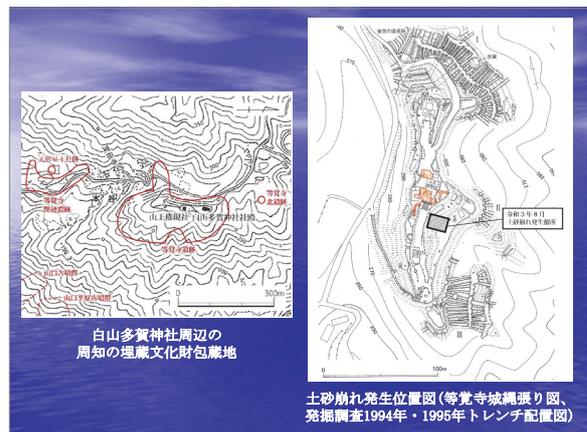
21



22



23



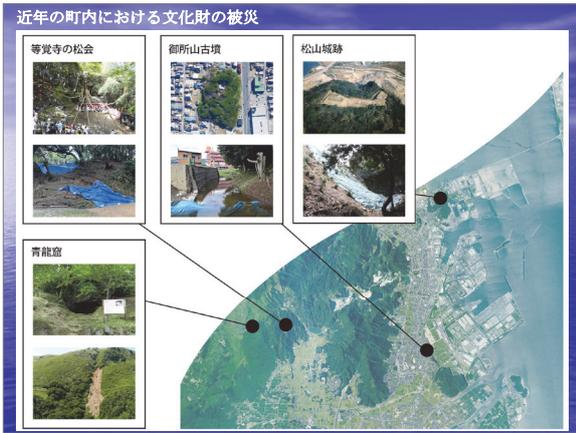
24



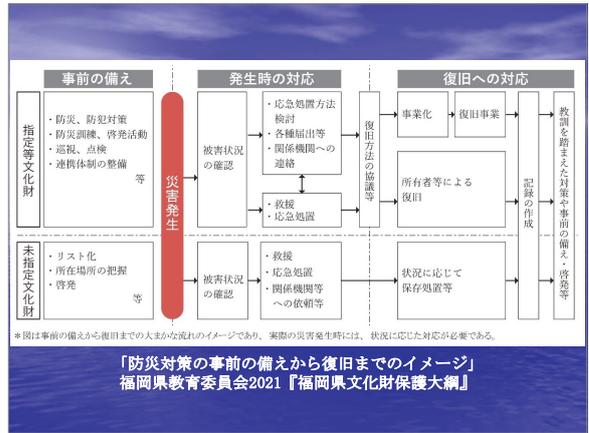
25



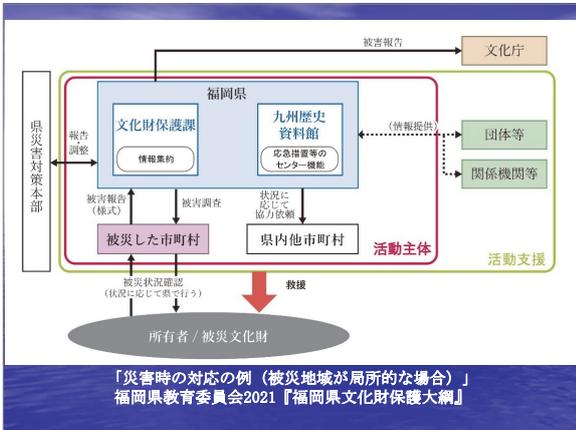
26



27



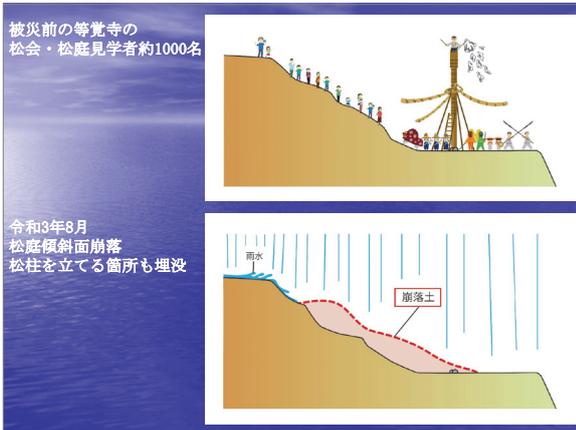
28



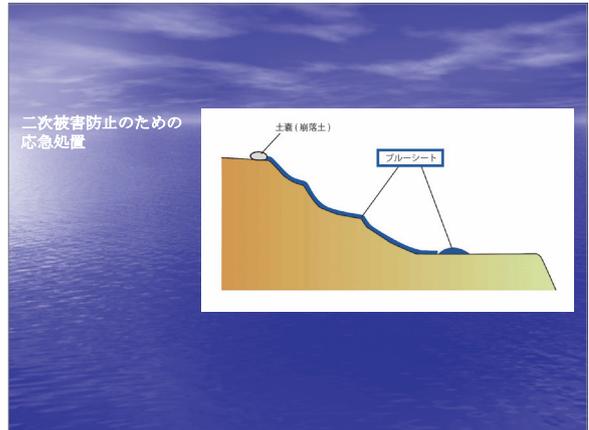
29



30



31



32

4. 等覚寺の松会・松庭の復旧への対応



令和4年1月21日 埋蔵文化財調査と復旧への対応1(応急的な保存処理)

33



令和4年2月1日 埋蔵文化財調査と復旧への対応1(応急的な保存処理)

34



令和4年2月1日 九州国立博物館主任研究員(考古学)現地指導

35



令和4年2月9日 刈田町文化財保護審議会委員(地質学)現地指導

36



令和4年2月17日 埋蔵文化財調査と復旧への対応1(応急的な保存処理)

37



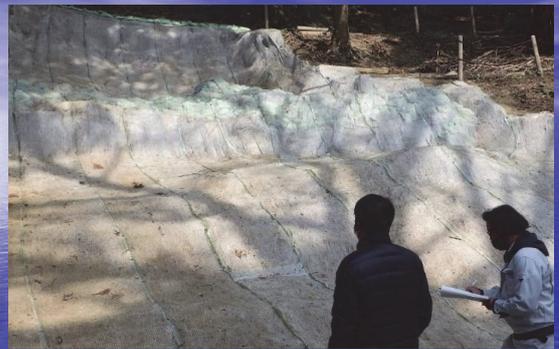
令和4年2月17日 埋蔵文化財調査

38



令和4年2月24日 国立文化財機構文化財防災センターによる現地視察

39



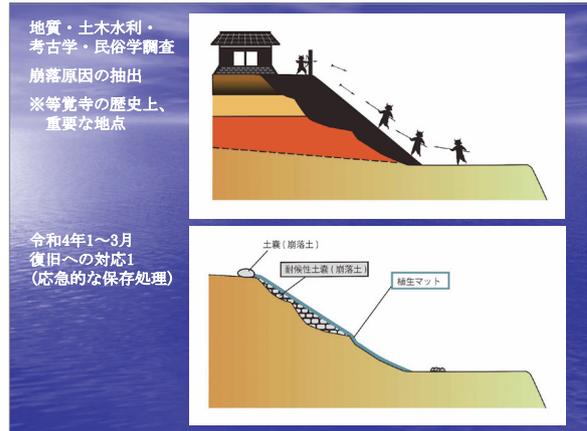
令和4年3月11日 宮崎大学教授(地盤工学)現地指導(南東より)

40



令和4年3月24日 復旧への対応1(応急的な保存処理)

41



令和4年1~3月
復旧への対応1
(応急的な保存処理)

42



令和4年4月17日(日)
等覚寺の松会 長刀舞・幣切り

43



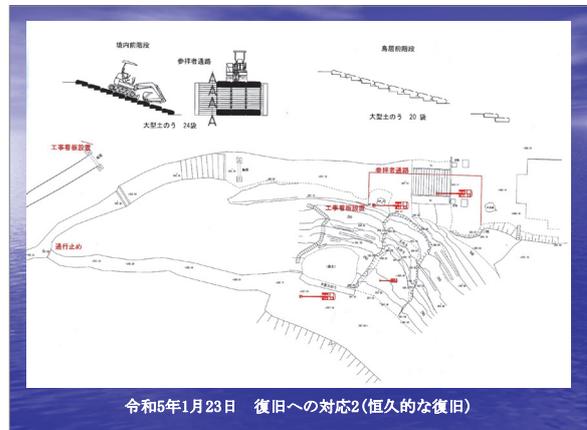
令和4年5月10日 復旧への対応1の経過観察

44



令和4年6月28日
文化財防災センター 伝承状況調査

45



令和5年1月23日 復旧への対応2(恒久的な復旧)

46



令和5年1月23日 復旧への対応2(恒久的な復旧)

47



令和5年1月30日 復旧への対応2(恒久的な復旧)

48



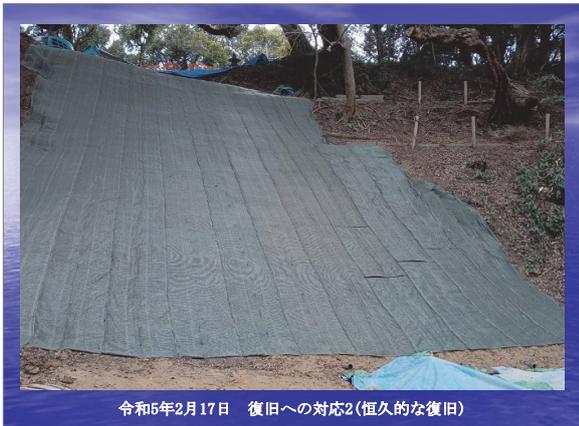
令和5年2月3日 復旧への対応2(恒久的な復旧)

49



令和5年2月14日 復旧への対応2(恒久的な復旧)

50



令和5年2月17日 復旧への対応2(恒久的な復旧)

51



令和5年2月27日 復旧への対応2(恒久的な復旧)

52



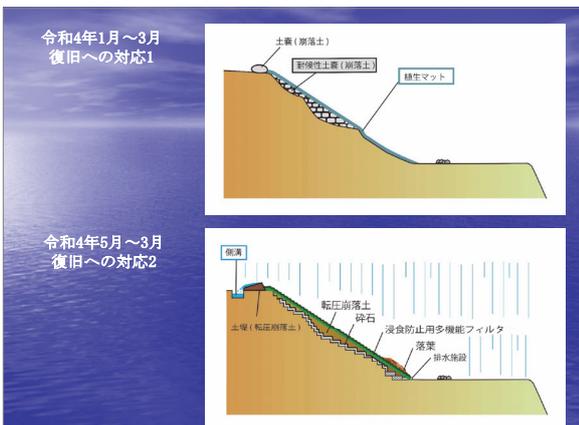
令和5年2月27日 復旧への対応2(恒久的な復旧)

53



令和5年2月27日 復旧への対応2(恒久的な復旧)

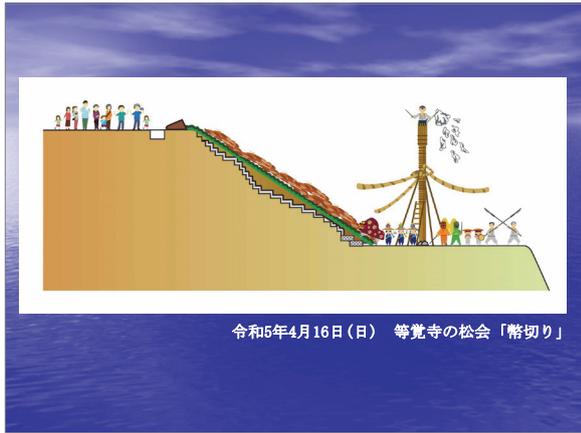
54



55

5. まとめ
- ① 復旧への対応の基本方針・目標を決定するための必要条件となる無形民俗文化財の伝承状況の把握や保護団体と行事継承のための価値の共有を行うこと
 - ② 2次被害防止のための応急処置資材の準備
 - ③ 復旧工事に必要な各種届出等を円滑に行うための所在地・地権者に関する情報更新
 - ④ 復旧への迅速かつ組織的な対応を実施するための防災担当課との情報共有と連携
 - ⑤ 既往調査、被災履歴、ハザードマップと文化財の位置情報の共有、復旧への対応の各種届出等や調査等記録作成に必要な詳細な地形測量図の作成
-

56



57



幣切り（令和5年4月16日）



松庭復旧状況と松柱（令和5年4月9日）



松庭復旧状況と松柱・大綱（令和5年4月13日）



幣切り（令和5年4月16日）



松庭（令和5年4月16日）



田打ち・見学者状況（令和5年4月16日）

「まつりの場の被災対応—等覚寺の松会・松庭の復旧について—」

福岡県荊田町教育委員会 若杵善満

1. はじめに

福岡県京都郡荊田町に所在する白山多賀神社において、毎年春に行われる修験道の祭礼である国指定重要無形民俗文化財「等覚寺の松会」のまつりの場である松庭が、令和3年8月の豪雨により被災した。荊田町教育委員会は、豪雨災害発生から現在に至るまで復旧事業に取り組んできた。当該事業については令和5年3月末が事業終了予定であるため、本報告時点では復旧事業が完了はしていないが、無形文化遺産の防災・減災を考える一事例として概要報告を行う。

2. 等覚寺の松会の伝承状況と調査・保存

(1) 伝承状況ほかについて

国指定重要無形民俗文化財等覚寺の松会は、等覚寺集落にある白山多賀神社の松庭に立つ松柱を中心とした行事で、毎年春に行われる修験道の祭礼である。延享2年(1745)に記された『普智山等覚寺来由』によれば、天曆7年(953)に谷之坊覚心によってはじめられたとされる。かつて英彦山と豊前の修験道の山々で五穀豊穡を祈る予祝行事として松会は行われていたが、明治時代になり修験道が禁じられ、その多くが途絶えたが、等覚寺の松会の一連の行事は25行事を数え、寛政4年(1792)に描かれた『英彦山大権現松会之図』の修験道の祭礼を今もなおよく伝えている。指定内容と現在の伝承状況について下表にまとめた。

指定内容と現在の伝承状況

指定名称	等覚寺の松会(とかくじのまつえ)
所在地	福岡県京都郡荊田町大字山口 ※白山多賀神社社殿・松庭、等覚寺奥の院青龍窟(国指定天然記念物)ほか
保護団体	等覚寺松会保存会(等覚寺区ほか)に在住する男性27名が中心)※「幣切り」を行う施主は、坊名をもち、等覚寺区に在住あるいは親族が在住する男性10名が輪番で行う。令和3年の等覚寺区自治会登録数は13世帯20名(男性8名・女性12名)である。
指定年月日	昭和31年(1956)7月21日 福岡県文化財指定 昭和50年(1975)12月8日 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財選択 昭和51年(1976)4月24日 福岡県指定無形民俗文化財指定(種別替え) 平成10年(1998)12月16日 国指定重要無形民俗文化財指定
指定理由	「豊前六峰の松会の行事は各地で伝承されているが、長刀舞と柱上での幣切りを伝えているのは等覚寺だけである。等覚寺の松会は、わが国の民間信仰に影響を与えた修験の伝統をよく伝えており、特色ある行事として貴重」とされる。

行事日程	平成 31 (2019) 年等覚寺松会保存会「松会行事日取り」・苅田町教育委員会調査
	3月第4日曜日 カズラたて
	4月第1日曜日 柱起し・綱打ち(山口区・八田山区)
	4月第2土曜日 七五三おろし・幣はぎ・モッソウづくり
	4月第2日曜日 御座・綱打ち(谷区・稲光区)・綱運び・綱かけ
	4月第3土曜日 シオカキ(塩会)
	4月第3日曜日 松会行事(禊→御神幸→獅子舞→鬼会→種蒔き→田打ち→おとんぼし→田植え→孕み女→楽打ち→鉞舞→長刀舞→幣切り)
	4月第3月曜日 柱倒し・受取渡し

関係団体の取り組み・支援等

No.	組織名等	内容
1	等覚寺松会保存会	①施主②松会行事主体(町補助金)③広報
2	等覚寺区婦人会	①直会準備②「モッソウづくり」行事主体③松会当日の等覚寺特産品販売
3	等覚寺応援団	①「柱起し」・「七五三おろし」行事支援②等覚寺蕎麦の提供
4	国崎八幡神社	①白山多賀神社兼務②「御座」・「御神幸」等行事参加
5	郷土の自然と文化を守る会	①「綱打ち」・「綱運び」・「綱かけ」行事支援(町補助金)
6	白川地区区長会	①「柱起し」・「七五三おろし」・「綱打ち」・「綱運び」・「綱かけ」行事支援
7	谷区・稲光区、 山口区・八田山区(有志)	①「綱打ち」・「綱運び」・「綱かけ」行事主体
8	白川小学校3・4年生	①「田打ち」・「田植え」・「楽打ち」行事主体
9	日産自動車九州株式会社	①「綱打ち」行事支援
10	トヨタ自動車九州株式会社	①「綱打ち」行事支援②等覚寺地区の清掃
11	白川駐在所	①松会当日の場内巡回②シャトルバス運行路(一方通行)整理支援
12	学校法人戸早学園	①松会当日のシャトルバス運行駐車場提供
13	福岡京築農業協同組合苅田 ライス・育苗センター	①松会当日のシャトルバス運行駐車場提供
14	苅田町観光協会	①松会当日に「松会ウォーキング」等のイベント開催
15	苅田町交通商工課	①松会当日のシャトルバス運行・駐車場整理等の運営支援
16	苅田町教育委員会・苅田町歴 史資料館	①等覚寺の松会・調査記録作成②県指定考古資料経筒(等覚寺区所有)ほかの寄託 展示③等覚寺松会保存会・郷土の自然と文化を守る会補助金④DVD「等覚寺の松 会」等の販売⑤講座・展示等の普及啓発⑥等覚寺の松会・松庭復旧

(2)調査・保存について

平成 10 年(1998)の国の指定以降、見学者が増大したため、町は運営支援や調査を実施し、平成 21 年以降は、行事の写真・映像記録の作成を定期的に行っている。近年、伝承地における過疎化・高齢化により行事の担い手の減少が急速に進んだため、次世代への確実な継承を目指し、保護団体・町・関係機関が協力し、行事の継続、伝承者の育成、行事運営の組織化や支援強化、調査等を進めている。調査成果は、

苅田町文化財保護審議会・福岡県・文化庁・九州歴史資料館・九州国立博物館・東京文化財研究所・有識者の協力を得て、調査報告書の刊行、映像記録の作成・保管、シンポジウム・特別展示・講座等の普及啓発活動により公開・活用を実施している。既往の主な調査報告書・映像記録等を下表にまとめた。

主な調査報告書・映像記録等

刊行 年等	編者・刊行機関名等	報告書・映像記録名	備考
1977	等覚寺の松会保存会	『等覚寺の松会 無形民俗文化財記録調査報告書』	国庫補助事業
1991	苅田町・苅田町教育委員会	『等覚寺の松会——千年の時を紡ぐ山伏の祭りー』	藤ビデオ制作・教育普及記録映像 28 分
1993	苅田町・苅田町教育委員会	『等覚寺の松会——千年の伝統を紡ぐー』	全国「農村景観百選」選定記念事業苅田町歴史資料館特別展示図録
1996	苅田町教育委員会	『等覚寺修験道遺跡群調査概報』	国庫補助事業
2019	苅田町教育委員会	『国指定重要無形民俗文化財等覚寺の松会』DVD	森弘子(福岡県文化財保護審議会)監修・RKB 映画社製作・教育普及記録映像 14 分
2019	九州歴史資料館・苅田町教育委員会	『等覚寺の山岳信仰と松会』	苅田町教育委員会・九州歴史資料館共同開催特別展解説ガイドブック
2020	岡寺 良編・九州歴史資料館	『彦山六峰・等覚寺の山岳信仰の研究-豊前等覚寺の山岳霊場・信仰遺跡現地調査報告書-』	独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金(基盤研究(C)「山岳霊場・信仰遺跡における空間構造の復元的研究-豊前等覚寺を事例に-」課題番号 16K03180(研究代表:岡寺 良))
2020	苅田町教育委員会	『等覚寺の松会 映像・写真記録』ODA	平成 21 年(2009)～平成 31 年(2019)苅田町教育委員会ほか撮影した映像・写真記録、総点数 30,101 点(画像 27,599 点・映像 2,502 点)のデータ。東京文化財研究所に寄附。公開方法検討中
2022	苅田町教育委員会	『等覚寺の松会綱打ち調査報告書—平成 28・29・30 年度町内無形民俗文化財調査報告書—』	石垣悟(國學院大學)・久野隆志(福岡県九州国立博物館・世界遺産室)調査指導、中村琢(福岡大学)一部調査委託

3. 等覚寺の松会・松庭の被災状況と対応

(1) 被災状況と発生時の対応

等覚寺の松会・松庭の被害発生確認・対応を実施した期間は、令和 3 年 8 月 19・20 日である。令和 3 年 8 月 11～18 日頃に、北部九州において、記録的豪雨が続いた。8 日間で平年(1991～2020 年)の年間雨量 1793 ミリの約 1/3 が集中する約 532 ミリ(観測地点:福岡県行橋市)の雨量が記録された。そのため、被害の発生日時の詳細は不明であるが、降雨の状況等から、この 8 日間に発生したと考えられる。8 月 19 日(木)午前より、町内所在の指定文化財における豪雨による被災状況の確認を実施した際に、等覚寺の松会・松庭の斜面崩落を確認した。通常、災害時の現況確認については、史跡等を中心に実施していたが、

当時、令和2・3年4月の等覚寺の松会が中止になったことにより、保護団体より町補助金を活用して、等覚寺の松会に関係するまつり場の修理(白山多賀神社北側参道崩落箇所・松庭西側斜面見学者観覧席等)ができないかについて協議していたため、現地確認を実施することとなった。同日午後より、等覚寺区長(白山多賀神社宮総代)であり保護団体等覚寺松会保存会長(現顧問)と現地において協議し、これ以上の崩落が進まないよう2次被害防止として、崩落土で土嚢を作り崩落箇所の一部をブルーシートで覆う等の応急処置を実施した。また崩落土に大量の古代瓦・中世土師器片ほかが含まれていることを確認した。8月20日(金)、被災情報について、町は位置図・被災状況写真や下表の内容ほかをまとめ、等覚寺保存会長や地権者ほか関係者と情報共有し、福岡県教育庁総務部文化財保護課に報告した。

被災情報

被災箇所	苅田町大字山口字白山 3035 番 白山多賀神社境内 等覚寺の松会・松庭 ※等覚寺の松会「幣切り」行事ほかを実施するまつりの中心となる場所であり、周知の埋蔵文化財包蔵地「等覚寺遺跡」(古代中世山岳寺院・中世等覚寺城)に登録されている。
被災状況	①松庭西側の傾斜地に土砂崩れ(20×12m・240 m ³)が発生し、松会见学者観覧席一部と松庭に至る通路が崩落し、松庭の約1/3が崩落土で覆われている。 ②松柱を立てる箇所が崩落土に埋没し、お旅所を設置する箇所の一部にも崩落土の影響がある。 ③崩落土に、古代瓦片や中世土師器片等の遺物が大量に含まれる。

8月25日(水)には、福岡県教育庁総務部文化財保護課民俗担当・京築地域担当、苅田町文化財保護審議会委員(地質学)による被災状況の確認を行い、復旧について現地指導を受けた。また県を通じて文化庁に復旧への対応・方針について確認を行った。令和3年3月に『福岡県文化財保護大綱』が策定・刊行されており、文化財防災対策についての方針や災害発生時から何をやるべきかが整理・可視化されていたので、被災から復旧までの段階を関係者間で共有し、復旧への対応を促進することができた。

(2)復旧への対応方針

2次被害の防止を実施した後、今後の復旧への対応について、苅田町文化財保護審議会・県・文化庁・有識者と協議を行い、「松庭に松柱を立て幣切りを行うことができるように復旧する」という基本方針を決定し、令和4年4月の等覚寺の松会は被災前と同様あるいは近い位置に松柱を立て幣切りを行うことができる復旧を目標とし、復旧の事業化や保護団体・地権者等の調整を進めることとした。令和3年4月の等覚寺の松会は、コロナウィルス感染拡大防止のため、行事伝承を目的として施主を中心とした行事のみ非公開で小規模に実施された。「幣切り」を中心とした松会の行事を行うための約11mを測る松柱は松庭に立てられず、白山多賀神社社殿前に約2mの仮の松柱を立て、「種蒔き・幣切り・受け取り渡し」の行事のみが行われた。まつりの場を変更した場合、その場所の空間的な制限を受け、松柱や大綱の規模・構造、御神幸にはじまる当日の松会行事等が急激に大きく変化することが関係者間で理解された。一時的ではなく松庭以外に松柱を立てる場合は、県を通じて文化庁と適宜協議を行うこととした。松庭復旧の基本方針は、高齢化・過疎化等による担い手の減少、コロナウィルス感染拡大防止のための行事の休止・小規模開催、そしてまつりの場の被災と続き、伝承状況が急激に大きく変化する可能性がある「等覚寺の松会」を次世代に確実に継承するために必要な方針でもあった。

4. 等覚寺の松会・松庭の復旧への対応

(1) 崩落原因の抽出

復旧への対応の基本方針に基づき、関係者間の調整を行い、各種届出等を進め、具体的な復旧方法を事業化するために、地質・土木水利・考古学の有識者による崩落原因の調査や埋蔵文化財調査も実施した。崩落箇所上面からの大量の雨水流入が大きな崩落原因に挙げられた。崩落要因の解消のために、上面・傾斜面の排水工事が必要であること、また松庭の景観を重視する必要があることからコンクリート施行以外の復旧方法を検討した。古代中世山岳寺院・中世山城の遺跡の調査・保護も必要とされ、これ以上の遺跡の滅失を防止するために復旧範囲については被災範囲とほぼ同範囲が望ましいこと等の指導があった。

(2) 段階的な復旧対応

崩落原因および諸条件を勘案すると、目標を達成し、かつ恒久的な復旧を実施するためには、工程上、更なる日数が必要不可欠であった。荇田町文化財保護審議会・県・文化庁・有識者の指導および保護団体・地権者等の承諾を得て、松庭の復旧への対応は、下表のように、令和3・4年度の2ヶ年で復旧への対応1・2と段階的に実施した。

復旧への対応

実施期間	内容
令和3年9～12月	①地権者ほか関係者間の調整と各種届出等
令和4年1～3月	①地質学・土木水利・考古学・民俗学の有識者による調査指導および文化財防災センターの現地視察 ②埋蔵文化財調査による遺跡の記録保存と地形測量・基準点設置 ③恒久的な復旧の工法選択・予算措置等には日数が不足するため、スピード重視のまつりの場の確保のために「復旧への対応1」（応急的な保存修理）を実施した。 ※応急的に崩落要因を軽減するために、崩落箇所上端に崩落土を用いた土嚢積みの段敷や排水管を仮設し、松庭への雨水流入を軽減した。傾斜面の全ての崩落土を除去し、その一部を用いた耐候性土嚢を設置・補強することで更なる傾斜面崩落を防止した。また植生マットで被覆することで、景観に配慮した。
令和4年4月17日 (日)	①令和4年4月の等覚寺の松会は、コロナウィルス感染拡大防止のため、令和3年4月と同様に行事伝承を目的として施主を中心とした行事に「長刀舞」を加えて、白山多賀神社殿前において、非公開で小規模に実施された。 ②東京文化財研究所(民俗学)・文化財防災センターの現地視察
令和4年5月～令和5年3月	①文化財防災センターの現地視察 ②応急的な保存修理の経過観察、土木水利の有識者による指導、施工業者による崩落土の土質試験・設計に基づいて「復旧への対応2」（恒久的な復旧）を実施した。 ※恒久的に崩落要因を解消するために、崩落箇所上端に土堤・側溝を設置し、松庭への雨水流入を防止した。傾斜面は階段状に切土した後、傾斜角維持と排水のための碎石を充填し傾斜面裾を蛇籠で補強し集水・排水管を設置した。景観復旧と表面排水処理のため、全面に土質試験で強度が確認された崩落土を転圧し張り付け、緑色の浸食防止用多機能フィルターで被覆した。

5. まとめ

等覚寺の松会・松庭の復旧について、被災状況と対応の概要を述べたが、本事業を通じて得た被災経験から今後の防災・減災に対して、無形民俗文化財のまつりの場における被災前にできる対策等を挙げ、本報告のまとめとする。

- ①復旧への対応の基本方針・目標を決定するための必要条件となる無形民俗文化財の伝承状況の把握や保護団体と行事継承のための価値の共有を行うこと
- ②2次被害防止のための応急処置資材の準備
- ③復旧工事に必要な各種届出等を円滑に行うための所在地・地権者に関する情報更新
- ④復旧への迅速かつ組織的な対応を実施するための防災担当課との情報共有と連携
- ⑤既往調査、被災履歴、ハザードマップと文化財の位置情報の共有、復旧への対応の各種届出等や調査等記録作成に必要な詳細な地形測量図の作成



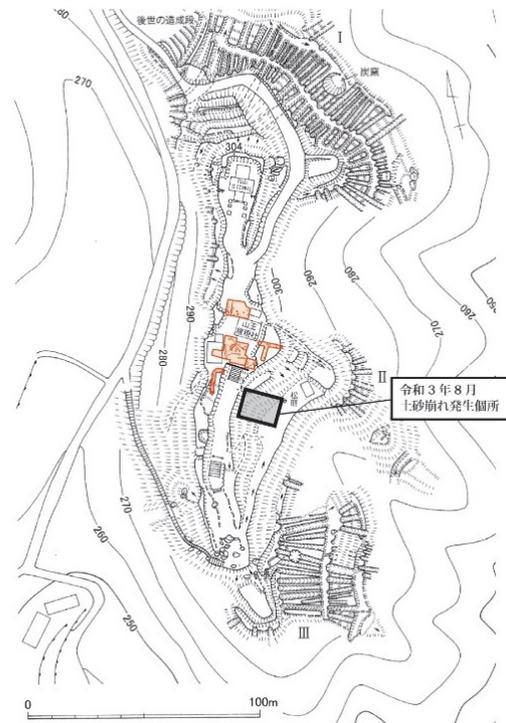
平成31年4月15日 等覚寺の松会「幣切り」(南東より)



令和3年8月19日等覚寺の松会・松庭傾斜面崩落状況(東より)



令和4年3月復旧への対応1(南東より)



令和3年8月19日等覚寺の松会・松庭被災箇所位置図



令和5年2月復旧への対応2(東より)

報告2 雄勝法印神楽の道具の再生

阿部久利（雄勝法印神楽保存会）



雄勝法印神楽

（司会）東日本大震災で被害を受けた民俗芸能が再開を遂げるまでの過程について、雄勝法印神楽保存会の阿部久利様にご発表をいただきます。阿部様は、宮城県石巻市雄勝に伝わる雄勝法印神楽の神楽師でいらっしゃいます。発表では、津波によって損傷を受けた神楽の衣装や面、道具をいかに再生していったのかについて、詳しく教えていただきたいと思っております。

（阿部久利）「雄勝法印神楽の道具の再生」という題で、保存会事務局の阿部より報告させていただきます。

東日本大震災による石巻市の被害

初めに、道具がなぜ滅失したかという部分で、道具滅失の原因となった東日本大震災における石巻市の被害について述べます。震災による死者・行方不明者は約3,500人、259カ所の避難所が開設され、約5万人が避難をしました。住宅被害は、全壊が2万棟、大規模な半壊が1万3,000棟で、約40%が住宅に甚大な被害を受け、そのほとんどが津波によるものでした。

そのなかに、石巻市雄勝町が含まれます。平成17年に石巻市と合併し、雄勝町から石巻市雄勝町となりました。雄勝町は宮城県の東端部に位置し、リアス式海岸で外洋と大きくくびれた入り江のある町です。その地形から平坦部が極端に少なく、人が住めるような場所は沿岸に約4.6%しかありません。その4.6%が、津波によって甚大な被害を受けた地区の一つです。

神楽の概要

その雄勝町に伝承されているのが雄勝法印神楽で、古くは山伏神楽や大乘神楽と呼ばれており、修験者が一子相伝で伝承されていたことが古い古文書『御神楽之大事』に記されています。明治期の神仏分離により、神職に受け継がれ、今は雄勝法印神楽保存会に受け継がれています。法印とは、僧侶の階位の一つで、修験者のうち、指導する立場の者にも与えられました。ここから、修験者を指す言葉として法印が使われております。

修験道は、神と仏の両方の性質を持ち合わせているわけですが、明治期に、神仏と一緒に崇拝することを国の施策で禁じられた影響から、修験道も廃止、禁止されました。その後、修験者は、仏教の僧侶や神主になり、お寺であれば神道由来の言葉を除いたり、神社であれば仏の言葉を除いたりして、それぞれの立場に身を置いたとされています。神主になった修験者に対しては「法印さん」という呼び方が残りました。石巻地方でも、神主さんのことを「法印さん」などと呼んでおります。

画像で見ると、こうした雰囲気のある神楽（スライド6～8）です。神社や宮守と呼ばれる地域の切り開きの中心となった旧家の庭などに、スライド6のような仮設の舞台を設置して行われます。この演目は「日本武尊」といい、櫓の上部に上がるなど、非常に「外連味（けれんみ）」があって人気の演目です。時には舞台を降りて地域を歩き、演目によっては観客とのやりとりを行って、会場一体となって例大祭を楽しみます。

雄勝町の各浜には村社が存在しており、その村社単位で祭りが行われていました。神楽で使う道具は、大浜葉山神社の社務所に保管していましたが、そのほとんどが、流出してしまいました。スライド9下に「大須地区でのみ使用する道具」という記載がありますが、それについては後ほど触れたいと思います。

ご覧いただいているスライド10が、当時、雄勝法印神楽の情報を発信するために作った掲示板上です。2011年3月7日の掲載であることが記されてございます。私は、毎年この時期になると、この掲示板上を利用して雄勝法印神楽の

情報を発信しておりました。旧暦で行うことが多いので、旧暦の3月十何日は新暦のいつであるという風に、日程が変わる関係上、お祭りの前になると、掲示板でその年のお祭りの日程をお知らせしていました。例年この時期には、充実した稽古を行って、翌月のお祭りシーズンをとても楽しみにしていたわけです。

津波襲来と災害発生直後の状況

スライド12～17に、仙台銀行の看板が見えると思います。そちらを基準として津波襲来の様子をご覧ください。まず、スライド12では小さな家が流されてきて、スライド13では水が勢いを増しながら、嵩が大きくなっている様子が分かります。そして、スライド14になると町のほとんどが水に飲み込まれ、ついにはスライド15・16のとおり全てが水の中に消えてしまいました。スライド17が翌日の3月12日の朝の様子ですが、全てが瓦礫と化したことが伺えます。

雄勝町の被害としましては、この雄勝町はそういう地形上、過去に何度かそういう津波の被害を経験してきましたが、東日本大震災の津波は、はるかに想定を上回るものでした。

私たち法印神楽保存会は、何も考えることのできなくなりましたが、その状況下で支えてくれたものの一つとして、先ほど紹介した掲示板があります。そこには、安否を気遣う励ましのメッセージがたくさん寄せられており、また、神楽の復活を願う声もたくさんありました。

被災から約1カ月後に、私たち保存会メンバーは葉山神社の跡地に集まり、今後について話し合いました。そこでは例えば、神楽を舞うことで、人々を元気づけられるかどうかなども含めて話し合いました。しかし、その時点では、熟練の神楽師を中心に、津波で神楽道具を失ってしまったことや、みんなが被災しているなかで、地区のハレの日である祭で奉納する神楽を舞ってよいのか、というような、活動を見合わせる旨の発言が相次いで出されました。彼らの意見は、「生きていただだけでもよかったじゃないか、神楽はゆくゆく考えよう」というものでした。

そうした流れに傾く中で、中堅や若手の神楽師たちからは、異なる意見が出されました。それは、「今、みんな生活再建に必死だけでも、何年かして、ふと振り返った時に、それが廃絶していて悲しい思いをするのではないか、頑

張って早期に再開しよう」というものでした。この意見に繋がったのが掲示板の書き込みでした。中堅や若手の神楽師たちは、携帯端末などを早い段階で使っており、全国からの励ましの声を知ることができたため、前向きな発言が生まれたようです。それでも、結論の出ないまま、その日は解散となりましたが、今度は被災者から「神楽が見たい」との依頼が舞い込んできました。そういう話であればという運びで、2011年3月11日からそう日数のたっていない2011年5月28日に、第1回雄勝復興市での公演を受けることになったのです。



雄勝復興市での神楽公演

そして迎えた当日、会場は海の底に沈んだ雄勝総合支所前でした。神楽再開を喜ぶ中、神楽師たちは残った道具と借りてきた道具を確認していました。この日のためにお面を作ってきた面打ち師の方もその場におり、再開を喜ぶ雰囲気にも包まれました。スライド6～8の完全な状態の舞台を思い出しながらご覧いただきたいのですが、その日の舞台はスライド24のような状態でした。海に流されて回収された太鼓は左手側にあります。神楽幕を失ったので、ブルーシートで代用した神楽幕を使用して、満身創痍の神楽舞台で公演は行われました。

当日はあいにくの雨でしたが、多くの方々が真剣に神楽を見てくださいました。観客の方が寄せてくださった、その熱いまなざしが素晴らしかったのです。被災後、第1回目の神楽奉納は、こうした状況で行われました。この奉納を契機に、同年6月18日には避難所での公演も行いました。この時点で、まだ仮設住宅も完成していないので、雄勝町の多くの方は避難所内のパーテーションに区切られた空間で生活していました。それにもかかわらず、「神楽を見たい」と言って見に来られ、さらには、別の避難

所でも公演してほしいとの要望が寄せられました。それには、われわれも非常に驚きましたし、「そこまでのものであったか」と認識したわけです。そういった経験から、われわれも心から「やってよかった」と思うわけです。

観覧客からの反応と心境の変化

様々な声が寄せられました。「顔は、面は変わっちゃったけど、また神楽が見られるとは思ってなかったから、うれしかった」、「いつか祭りで神楽が見られるように、復興に対する希望が持てた」や、「震災前の楽しかったお祭りを思い出した」などといった発言がありました。そこには、神楽を必要としてくれている人がいる、神楽を舞いたい人もいる、支援の声があると実感しました。そして、私たちの心境にも変化が表れました。民俗芸能の力をそこで再発見、再確認、再認識することで、地域の民俗芸能で元気になってもらいたい、また、地域の民俗芸能を発信することで、雄勝町のことを全国に発信できると考えるようになりました。

雄勝法印神楽は地区のハレの日の象徴です。神楽が復興すれば、地域の元気の起爆剤になります。以前は、ハレの日でないと、被災した時にはやっちゃいけないと思っていましたが、やることによってプラスの作用が心に働くということに、自分らがやって初めて気付きました。その当時、雄勝町の人口は4,000人しかいませんでした。被災して、その数はさらに減少し、1,000人切るような勢いでした。そのため、もはや雄勝町だけを拾うような報道はほとんどありませんでした。そういった状況で雄勝法印神楽は、雄勝の情報を発信できる事務所であり、「雄勝法印神楽は雄勝情報の飛び道具だ」なんて言いながら活動をしておりました。

道具の完全再現（再生）に向けて

先ほど「道具を全て失った」と述べましたが、「ちょっと待てよ」となりました。冒頭で触れたとおり、大須地区の道具では駄目なのかという疑問が生まれてきました。厳密に言うと、駄目ではありません。実際に、雄勝法印神楽のメンバーは、大須地区でやる時には大須の道具を使っているわけですから、それを使っても法印神楽は法印神楽で、全く駄目ではありません。

しかし、特に面（おもて）と呼ばれる面によって「違う神楽」と認識する人もいます。新しい面が舞台上で常用されるまでの行程があります。

まずその面を奉納いただく。それは10年に2面か3面ぐらいしか奉納されないものです。神楽師の目線で、奉納された面の様子を確認して着用します。着用に問題がないことが判断できれば、地域の人たちに受け入れられるか否かを、実際の本番で確認するという段階になります。10年単位の長い時間的スパンの中で、少しずつ新しい面は地域の人や神楽師に受け入れられていくものなのです。

つまり、完全再現の方向へ進んだ一言、「顔は変わっちゃったけど、また神楽が見られるとは思ってなかったの、うれしかった」に対する我々のアンサーは、「顔は変わっちゃいけない」でした。「顔が変わったね」は、かなりの人からかけられた言葉でもありましたし、神楽師自身も違和感を覚えていました。雄勝の人々にとって、お気に入りの顔があって、それが彼らにとってのヒーローでありヒロインであるんです。完全再現・再生することが、どうしても必要だったんです。

先ほど、大須の面を例に出しましたが、スライド33左の「大須」と書かれている面には、白い口開きのものがあります。その隣には、保存会が所持している面を示しました。共通しているのは、ぎょろ目で眉がつり上がって、大きく口が上がって、ひげが生えている部分です。雄勝ならではの特徴として、目の周りに赤い隈（くま）取りのような部分が入っています。これは雄勝特有のものであり、他では見られません。対して、大須の面は、石巻市の隣にある南三陸町の戸倉波伝谷の羽黒派修験斎藤家をつとして大正期に入ってきたものであり、雄勝以外にも共通している地区があります。

つまり、保存会の面は、旧雄勝町の雄勝地区や明神地区といった、限定的な地区でのみ作成され奉納されていた可能性が高く、もう雄勝町には面を打てる人がいないので、現物を見てしか再現できませんでした。皆さんの要望に応えるためには、それ以外の方法はないという状況でした。面一つとってもそのような難題があり、全ての道具をそろえるのは非常に大変な作業でしたので、保存会ではプロジェクトを組んで、この難局に取り組みました。

神楽道具再生プロジェクト

プロジェクトでは、プロジェクト総括、面担当、衣装担当、単純購入担当と担当分けをしました。面担当は、再生する面の選定、資料集め、

再現性の確認を行いました。衣装担当は、千早と呼ばれる衣装の縫製依頼、帯の選定と購入、模造刀や特殊物加工、例えば、ザイや石の帯などです。単純購入担当は、主に神具、例えば、宮太鼓や白衣袴、色袴、天冠、神楽鈴などを購入しました。そして、それぞれの担当に業務を割り振って仕事を進めていきました。

作業において特徴的だったのは、当時プロジェクトの一番上の世代は70代や60代の方でしたが、このプロジェクトそのものは40代や30代を中心として動いたということです。ほとんどの結果報告は事後報告で行われて、それに対して師匠さんたちは、特に何も言いませんでした。ただ、唯一、面の表情だけに関しては、多くのアドバイスをいただきました。ああいった大震災の中で活動できる30代や40代の力は、やはり非常に大きなものなのだと思います。

また、再生のプロジェクトは、私たちの手元だけで進むものではありませんでした。ウェブを利用した情報発信をすることによって、広く支援の手が広がったのです。それは、雄勝法印神楽のサイトで被災情報を発信したことがきっかけでしたが、ここで情報の拡散と支援の広がりを持たせたことで、公的支援以外にも、たくさんの支援が集まるようになり、被災状況を伝えることができるようになりました。震災前からホームページや掲示板を活用していたことが非常に生かされました。

さらに、インフォーマルな部分で入ってきたもので大きなことは、ユネスコ協会連盟の方が美術院国宝修理所を見つけてくれたことです。これにより、面の完全な再生が非常に順調に進みました。また、公的支援の面でも、雄勝法印神楽が国指定重要無形民俗文化財であったことから、補助金を利用することができました。当時、宮城県の職員でおられた小谷竜介さんが積極的に協力してくださり、13面を美術院国宝修理所に依頼することができるようになりました。

再生の工程

資金面は、補助金とユネスコから協力で何とかかなりでしたが、いざ面を再生しようとする、情報がなさ過ぎることが大きな障壁となりました。当時、手掛かりとなる写真すら存在しないという状態でした。特に、長期間使用に耐えられる面は、今あるものが未来永劫に存在するよう

な錯覚と、雄勝町内の方が奉納してくれていたため、神楽師は細部を知らない、いや、知らない過ぎました。一方、壊れやすい衣装などは、自ら修理することもあるので、構造については知識がありました。再生する段となって、日頃意識していなかった用具に関する認識の違いや情報に気づかされたのです。

それでは、どのような工程を追ったかをお話します。面の再生は、写真と、細部は神楽師へのヒアリングに基づいて行われました。そのまま一発本番彫りはしないで、加工が容易なバルサ材などをまずは使って仮彫りをして、その再現性を高めながら作り上げていくという方法がとられました。スライド38は比較写真です。左が失われた面で、右が再生された面です。非常によく再現されていると思います。よく見ると、歯の高さまでも全部再現されています。写真撮影の技術の差や、当時の写真の古さによって、色味が若干異なって見えるものの、再生の状態はかなりのものでした。衣装も、きれいに再生されました。こちらは岩手の呉服屋にお願いをしました。そうやって、約7カ月に道具がそろった時点では、まだ雄勝町ではなかなか公演ができるような状態ではありませんでした。しかし、スライド40にて示したとおり、全国からたくさん、神楽を奉納する場所を提供していただいたことで、私たちは、その芸域を失うことなく継続的に行うことができました。

おわりに

この道具の再生を通じてすごく思ったことは、スライド41・42に書いたとおりです。何より、来歴の情報を適切に管理が非常に重要であり、災害に備えて全ての情報を管理する必要があることです。また、舞えない期間に舞うための場所を提供してもらえたということも、非常に大きいということです。そして、地域の起爆剤になるということも重要な要素です。

もう一つ大事なことは、適切な事務局機能を持つことです。補助金などの支援があっても、うまく事務局機能が働かないと使えないし、公演調整もできないし、情報もうまく発信できません。単に「芸」に対する年功序列だけでは、なかなかうまく収まらない部分もあるので、事務局機能を持つことが重要であるということも含めて、東日本大震災で様々な学んだということ報告して、終わりにさせていただきます。



1

東日本大震災による石巻市の被害

● 死者、行方不明者数

区分	人数	割合
死者数	3,184人	人口の1.9%
行方不明者数	417人	人口の0.3%
※石巻市の総人口	162,822人	(H23.5.31現在)

● 避難所

区分	人数	割合
最大避難所開設数	259箇所	(H23.3.17時点)
最大避難者数	50,758人	人口の約31.2%

● り災状況

区分	棟数	比率
全壊	20,044棟	27.1%
半壊(大規模半壊含む)	13,049棟	17.6%
一部損壊	23,615棟	31.9%
住家棟数合計	56,708棟	76.6%
※被災前住家総数	74,000棟	
【参考】被災非住家数	7,301棟	

2

雄勝町について

平成17年4月1日横生町、河南町、河北町、北上町、杜鹿郡社鹿町と石巻市とで合併し、新しい石巻市となる。

平坦地が極端に少なく可宅地面積は総面積の4.6パーセントにすぎない

人家は比較的平坦地の多い雄勝地区に集中しその他は山間の比較的緩やか集落は15の地区に分かれている。

風光明媚なりアス式海岸を有する。それらの海岸線全てが南三陸金華山国定公園及び現上山万石浦県立自然公園の指定を受けている。

気候は海洋性気候を呈して寒暖の差は小さく、県内では比較的温暖で降雪も少ない地域である。



3

雄勝法印神楽 (おがつほういんかぐら)

古くは山伏神楽とか大乘神楽と呼ばれていた。

千葉家所蔵の御神楽之大事という古文書(元文四年西暦1739年)に記載されていて、修験者山伏が一子相伝で伝承。

明治元年の神仏分離により神職に受け継がれ、現在は、雄勝法印神楽保存会に受け継がれている。

宮城の三陸沿岸に受け継がれている、羽黒派の法印神楽の一つである。

<雄勝法印神楽が伝承されている場所>

雄勝町内全域

4

法印とは

法印とは、僧侶の階位ですが、修験者のうち指導する立場にあるものにも与えられました。ここから、修験者を指す言葉として「法印」が使われております。

修験道は仏教と神道の両者の性質を併せ持っているのですが、明治時代には、神と仏と一緒に崇拝することを国の施策で禁じられました。修験道も禁止されたので、修験者は、仏教の僧侶になったり、神社の神主になったりして、お寺であれば、神道由来の言葉を除き、神社であれば仏語を除いてそれぞれの立場に身をおきました。

神主になった修験者も「法印さん」という呼び方が残って、神主のことを法印さんと今でも呼んでいる地域は沢山あり、石巻地方もその一つです。

5



6



7

観客とのやりとり



8

神楽道具の保管・被災状況

【大須地区以外で使用する道具】
大浜葉山神社社務所に保管
→ほとんどが流失

【大須地区でのみ使用する道具】
 大須地区の個人宅に保管
 →被災を免れる。

9

そこにあった日常

春の祭典情報 投稿者:管理人 投稿日:2011年3月7日(月)11時18分43秒

平成23年4月17日(日)	大須地区八幡神社春季例大祭	神輿・神楽
4月18日(月)	熊浜地区五十鈴神社春季例大祭	神楽
4月21日(木)	森浜・羽坂地区白鷺神社春季例大祭	神輿・神楽
4月27日(木)	立浜地区北野神社春季例大祭	神輿・神楽
(未定) 4月29日(金)	荒地区熊野神社春季例大祭	神楽

10

平成23年3月7日

私は、毎年このころに掲示する書き込みを行っていました。
 宮城県石巻市の雄勝町に伝わる民俗芸能「雄勝法印神楽」その保存会に所属しています。
 趣味で立ち上げたホームページ「雄勝法印神楽」(当時は「法印神楽な奴」)

そこには、祭りの時期などを知らせる為に掲示板を設営していました。
 翌月から雄勝の各地区で春祭りが行われ「雄勝法印神楽」が奉納されます。

<書き込みの内容>

平成23年4月17日(日)	大須地区八幡神社春季例大祭	神輿・神楽
4月18日(月)	熊浜地区五十鈴神社春季例大祭	神楽
4月21日(木)	森浜・羽坂地区白鷺神社春季例大祭	神輿・神楽
4月27日(木)	立浜地区北野神社春季例大祭	神輿・神楽
(未定) 4月29日(金)	荒地区熊野神社春季例大祭	神楽

11



12



13



14



15



16

雄勝町の津波の様子6



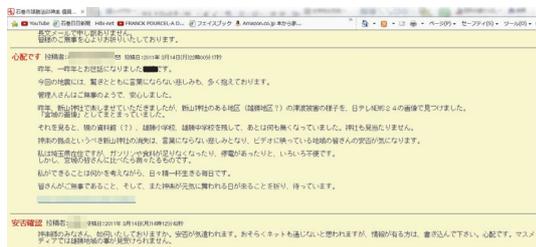
17

平成23年3月11日

東日本大震災
 雄勝町の中心部の壊滅
 165名の死亡
 71名の行方不明
 ・雄勝法印神楽の被害
 会長の死亡
 道具のほぼ100%流失

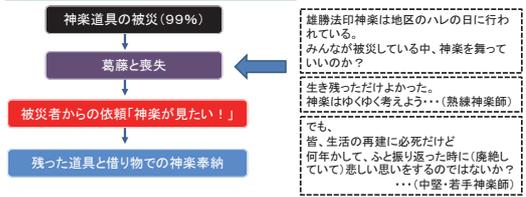
18

安否を気遣う書き込み



19

道具の再生の流れ



雄勝法印神楽は地区のハレの日に行われている。
 みんなが被災している中、神楽を舞っていいの？
 生き残っただけよかった。
 神楽はゆくゆく考えよう・・・(熟練神楽師)
 でも、
 皆、生活の再建に必死だけど
 何年かして、ふと振り返った時に(廃絶して)いて悲しい思いをするのではない？
 ... (中堅・若手神楽師)

20

雄勝復興市



21

雄勝復興市



22

残った道具・借りてきた道具



23

流されて帰ってきた太鼓、ブルーシートが神楽幕



24



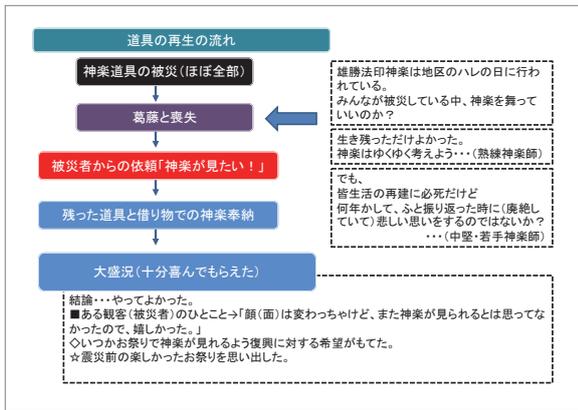
雨の中でも熱い視線

25



雨の中でも熱い視線

26



27

道具再生の第一歩

- 神楽を必要としてくれる人がいる。
- 神楽を舞いたい人がいる。
- 支援の声がある。

28

私の心境の変化

- 地域の民俗芸能で元気になってもらいたい
- 地域の民俗芸能を発信することで、雄勝町のことを全国に発信できる。

29

雄勝法印神楽の役割

雄勝法印神楽奉納は地区のハレの日の象徴

雄勝法印神楽が復興すれば地区が元気になる起爆剤になれる。

雄勝法印神楽は雄勝の情報発信事務所だ。

30

神楽道具の保管・被災状況

【大須の道具じゃだめなのか?】

特に面(おもて)は多くの人が違和感を覚え、「違う神楽」と認識する人もいる。

新しい面が舞台上で常用されるまでの行程
→奉納いただく。(10年に2~3面)
→神楽師の目視及び着用
→地域の人たちが受け入れるか否か

31

再生(再現)の方向へ進んだ一言

「顔(面)は変わっちゃけど、また神楽が見られるとは思ってなかったので、嬉しかった。」

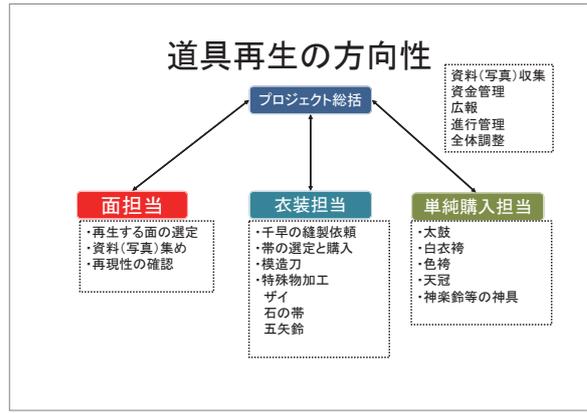
↑

「顔(面)は変わっちゃけど...」
かなりの人から言われた一言でもあり神楽師も感じた違和感おがつの人はお気に入りの顔(面)がある。
それは、ヒーローでありヒロインである。
完全再生(再現)をすることが必要であった。

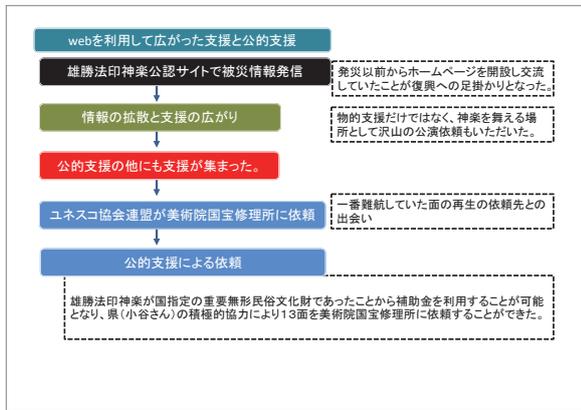
32



33



34



35

途方もなく苦勞した面の再生

面の大きさは？
面の裏の構造は？
厚みは？
塗料は？
材質は → 「桐です。」

「全部わからない(汗)」

資金は補助金で何とかして頂いたが、「面」の情報がなすぎた。当初は唯一の手掛かりとなる写真すら入手できなかった。特に長期間の使用に耐える面は、今あるものが未来永劫に存在するような錯覚と雄勝町内の方(氏子)が奉納してくれるものであったことから、神楽師は細部を知らないことがわかった。(壊れやすい「千早」などは自ら補修することもあるので構造は知っている。)

36



37



38



39

県外公演以外での公演		
1	平成23年5月28日	第1回おがつ復興市公演
2	平成23年6月18日	遊楽所公演
3	平成23年10月9日	雄勝法印神楽in鎌倉宮
4	平成23年10月15日	民俗芸能inとしま
5	平成23年10月22日	れきみん秋まつり
6	平成23年10月30日	北海道・東北ブロック民俗芸能大会
7	平成23年11月19日	おがつ復興市
8	平成24年1月11日	アジア太平洋議員フォーラム
9	平成24年2月26日	第12回地域伝統芸能まつり
10	平成24年3月3日	アイヌミュージアムin仙台
11	平成24年9月1日	古舞芸認めれあい祭
12	平成24年10月7日	雄勝法印神楽in鎌倉
16	平成25年1月13日	くまもり土芸能の祭典
17	平成25年2月2日	東北の芸能II(国立劇場)
18	平成25年2月16日	わたりび公演
19	平成25年2月24日	平塚ライオンズクラブ50周年記念式典
21	平成25年10月4日	地域伝統芸能大観覧式典
22	平成25年11月16日	安曇野市公演
23	平成25年11月23日	雄勝法印神楽-みんなよく公演
24	平成25年11月24日	奈良公演
25	平成26年2月22日	北海道土曜朝公演
26	平成26年6月8日	第20回大衆神楽大会
28	平成26年9月28日	ロシア公演

40

道具の再生を通じて

- <長期間使用できる道具>
来歴を管理する必要がある。
あらゆる災害に備えてその情報を管理する。
- <道具がすべてではない>
地元で舞えない期間に、地元外からの公演依頼があったから芸を繋げた。
- <郷土芸能が地域の復興の起爆剤になる>
東日本大震災の翌年には雄勝町の数か所で祭りが復活した。
神楽の他方公演を聞き、地元でも奉納できるようにと復興への機運が高まった。

41

もう一つ大事なこと

<事務局機能>
道具の再生は、補助金の活用や支援金、人的支援によって行われるが
団体の長にすべてが集約されていたら、機能不全に陥っていたと思われる。
民俗芸能の団体は「芸」に対する年功序列で事務能力ではない。

災害時に事務局が担った業務

補助金等	公演調整	情報発信と受信
補助金などの支援制度があっても適正に選択し活用できずに問題がある。思っている以上に難易度が高いものもあった。 ※事務局と会計の分離	資金・移動手段・宿泊場所 公演内容・プログラム・ポスター写真・団体紹介・リハール、プレス対応等々 復興支援で民俗芸能が招かれる場合、依頼主が当方の神楽を全く知らないケースも多々あるので調整が必須。	・団体が発する「公式情報」の発信 ・公演依頼 ・公的支援以外の支援情報の受信（検索）

42

報告3 コロナ禍における祭礼開催をめぐる地域社会での合意形成 －滋賀県・長浜曳山祭を事例として－

武田俊輔（法政大学）



長浜曳山祭（長浜市役所広報課提供）

（司会）最後のご発表に移りたいと思います。法政大学の武田俊輔様のご発表です。武田様は、長年にわたり、滋賀県長浜市の長浜曳山祭の調査をされておられます。近年、新型コロナウイルス感染症の影響で、各地の無形文化遺産が大きな影響を受けていることは、これまでの話でも登場していて、皆さんもご存じだと思います。

感染拡大防止のため、人が密集することを避ける方針のもと、多くの人が集まったり関わったりして行われる大きなお祭りは、行事を行うことが難しいという状況に陥ってしまいました。ご発表では、曳山祭に関わる方々が、どのような手続きや調整を経て、祭りの実施に至ったのか、その経緯についてご報告をいただきたいと思います。

（武田俊輔）法政大学の武田です。今ご紹介いただきましたように、この長浜曳山祭という祭礼に関して、2011年から調査を続けております。今回は、コロナ禍における祭礼開催をめぐるということで、お話しさせていただきます。こちらのスライドの写真は、2021年4月15日の時です。去年はあちこちで、この手の大規模な都市祭礼もしていましたが、2021年に行っていたというのは結構珍しく、縮小開催という形ですが、祭礼を行うようになったプロセスや、そこでの地域社会における人々の関係性に関して、報告したいと思います。

私自身は社会学者であり、スライドの左側にある『コモンズとしての都市祭礼』という長浜

曳山祭に関する著作を執筆しています。なお現在は品切れですが、もうすぐ重版が行われる予定ですので、ご興味があればご覧ください。また、スライドの右側にはコロナ禍に関する祭りの状況について論じた本、日本生活学会 COVID-19 特別研究委員会『COVID-19の現状と展望：生活学からの提言』（国際文献社、2022年）も掲載しておりますので、こちらももしよろしければご覧ください。

私自身は、曳山祭の若衆を何年かやりつつ調査をしてきました。左側の著作では、聚落的家連合といわれる、昔からの町内の変容とダイナミズム、それから、地方都市のネットワークを駆使しながら、どういう形でこういった伝統的な祭礼が継承されているのかを見ることを通じて、地方都市の社会学を研究しています。また2021年から2023年にかけて、地域社会学や農村社会学における災害研究の視点を活用しつつ、コロナ禍と都市祭礼に関する論考を出版してきました。

祭礼継承のための戦術とレジリエンス

今日の発表では、以下の3点について話をします。第一に、コロナ禍での活動や開催の中止、再開をめぐる、担い手間そして担い手とそれ以外の地域社会の関係者との間で、どのような問題が発生したかということです。第二に、担い手内や担い手間、それから他の関係者との交渉や方向性の一致を通じて、縮小開催を実施できた要因についてです。それから三番目に、コロナ禍における継承活動の継続とか縮小開催に向けた方向性の一致を可能にした基盤としての、町内社会のレジリエンスに関して、お話ししたいと思います。

実際問題として、2021年の段階から、全国的に単に中止というだけではなく、例えば飾りつけや山車の組み立てなど、何らかの形で継承に向けた実践が各地で行われていました。これは長浜に限らず全国的な傾向です。祭礼に関する技能や年間のルーティンなどが途絶えるのを何としても避けようとしたというところがあります。コロナと祭りに関して私と共同研究をしている三隅貴史さんという民俗学者が書かれた

ことを引用しますが、「祭礼の運営を続けてきた会員たちは、山車や屋台に関係する実践を完全に自粛してしまうと簡単に再開はできないし、途絶えてしまうかもしれないと、本気で悩んでいる」（三隅 2022：205）。

そして、実際、途絶は避けられてきました。これらの祭礼は、何世代にもわたって継承されていますが、これまで飢饉や疫病、戦争、災害などの危機を何度も乗り越えてきた歴史と記憶があります。それが種々のレジリエンスの基盤になっていると思っています。コロナ禍は、祭礼を取り巻く困難とともに、このようなレジリエンスの側面も顕在化したのではないのでしょうか。先ほど佐藤先生がレジリエンスという概念に関して話されたように、「絶えず変化する環境に合わせて、流動的に自らの姿を変えつつ、目標を達成する」という流動性や柔軟性みたいなものも含めて、継承してこられたのではないかと考えています。

長浜曳山祭の概要

長浜曳山祭は、滋賀県長浜市の中心市街地で行われます。以下の情報は事前のスライドや配布資料には入っていませんでしたが、先ほど追加しました。長浜曳山祭の概要ですが、この祭りは江戸時代の長濱 52 か町に基盤を持つ、山組という 13 の町内によって行われます。太刀渡りという武者行列を行う場所が 1 つありますが、それ以外の 12 町では毎年子ども歌舞伎を、この山車の上でやります。4 年ごとに 4 町ずつ、3 年に 1 回の頻度で子ども歌舞伎をやる出番が回ってきて、翌年は次の 4 町に交代するというように、輪番制になっています。

それぞれの家単位で町内に加入して、その家持あるいは店持が中心的な役割を持っている。子ども歌舞伎の役者は 12 歳以下の男子です。そして、子ども歌舞伎を運営するのは、若衆といわれる 45 歳ぐらいまでの人たちです。そのトップを筆頭といいます。若衆より上の世代は中老と呼ばれます。中老は曳山という山車の管理、また複数の町内が競い合うタイプの祭りにおいて、町内同士の交渉事などを行います。町内の代表を務める中老の方は負担人と呼ばれます。

■ 世代を越えた資源の供出と名誉・威信、興趣の配分

代々、その山組に居住していた家のなかに

は、長浜市が豊臣秀吉の城下町として開かれて以来、その地に住み続けていた方もあります。そういう家は長年にわたって資金とか労力の面で祭礼に貢献をしてきました。「何百年と貢献してきたんだ」というわけです。昭和 30 年代からお住まいの家などは、そうした昔からの家から「お前のとこ、まだこんだけ（これだけ）やないけ」と言われるほどです。何百年と居住してきた家は、長期にわたって資金・労力の面で祭礼に貢献し、それゆえに高い名誉や威信を持つとされます。先ほどの子ども歌舞伎や狂言の役者、筆頭、舞台後見といわれる狂言の黒子役、籤取（くじとり）人（何番目に狂言をするかを決める籤を引く若衆）などに選ばれることによって、その名誉・威信は示されるわけです。

世代を超えて、お金や労力を出しており、その貢献に対する反対給付として、名誉や威信を獲得できることが、各家にとっての祭礼の継承へのモチベーションになります。逆に言うと、「何でうちが選ばれへんねん」というような場合は、先祖の貢献を無にされた、ばかにされた、というように思ってしまうわけです。ただし、その反対給付としての名誉・威信を獲得するためには、祭礼はずっと継承される必要があります。「もう、今回でこの祭り、終わりなんだ」となったら、もはや、やる意味がなくなってしまう。各町内での、そしてそういった家同士では、限られた役者の数の問題がありますので、それは一種の希少資源になります。その中で、家同士の間で名誉や威信をめぐるコンフリクトやもめ事が起こるし、そのもめ事を周りが見ていて、「あそことあそこが、もめてる。面白い」といった興味のようなものも発生します。

そういった、同じ町内における競い合いや複数の町内同士の競い合いを通して、名誉や威信を誇示する機会を獲得すると同時に、競い合いを楽しんだり、面白がったりするという興味が生み出されるという形になっています。こういった子ども歌舞伎の場とか、左側の写真に示した一種のパレードであり役者が観客にその姿を披露する夕渡りという行事、そして若衆たちが籤取人を盛り立てて八幡宮に参拝し、役者や籤取人の家の名誉を讃える裸参りなどが、メインの行事です。裸祭りの時には、真ん中の右の写真にあるように、山組同士の喧嘩が起こることもあります。

■ 継承のための変容と外部からの資源調達

先に述べたように、もし現在や将来の祭礼が行われなくなってしまった場合、自分の家や町内が何百年にもわたって注ぎ込んできた資源は灰燼に帰してしまふ。また、名誉や威信が得られないにもかかわらず資源を供出する意味自体もなくなってしまいます。このような事態を避けるべく、山組の人々は、困難な状況であっても、人手、資金、山車、技能などの資源を維持する必要があり、それらが不足した場合には何としてもそれを確保しようとするというように、祭礼の継承に駆り立てられていくという形になります。

戦後、地方都市というのは、長浜に限らず大きな社会変動を経験しますが、その中で自治体、地域経済団体、青年会議所、学校、大学など、様々なアクターとの関係を構築しました。そして、それらに対して何らかの利益、例えば観光資源としての利益や用益を与えるなど、そうしたものを引き換えとして行政から資金を獲得したり、あるいは、祭りを体験するという楽しみと引き換えに山車を曳く人手を獲得したりするような形で、見返りとして周辺的な人的資源を獲得する仕組みを整えました。これによって、戦後から現在まで祭りは継承されてきました。

■ 総當番

一 祭礼全体の運営と外部アクターからの資源調達

ちなみに、こういった祭礼全体の運営と、それから外部のアクターからの資源調達を行う役割を総當番と呼びます。これは今日の話の中で非常に重要な意味を持つ組織ですので、覚えておいていただきたいです。戦後、山組の経済力だけでは祭礼を行うことが困難であったため、さきほど述べたように、色々な外部のアクターから資金とか人的支援を獲得することで、祭りが続けられてきました。この役割を中心的に行ってきたのが、出番山組が競い合うその年の祭礼を中立的に運営する事務局である、総當番です。これは、その年には出場しない山組の中老が主に担当します。彼らは、その年の祭礼全体を統括し、決定する責任を負います。例えば、先ほど述べたように、長浜市や観光協会と交渉して補助金を得たり、自衛隊や大学から人手を支援してもらったり、教育委員会や小中学校に対して子ども歌舞伎のために公欠を認めるように依頼したりします。

もともと各町内では資源を山組の内部、家 A、

家 B、家 C からそれぞれ供出してもらい、用益や名誉、威信、興味を配分していくというサイクルがあります。一方で、そのために必要な資源は家や山組の中だけからでは十分に獲得できません。そのため、外部のアクターから必要な資源を獲得してきました。例えば行政に観光資源として活用させてあげるとか、長浜市の地域アイデンティティの源泉としての位置づけを得て補助金を獲得するとか、そういった用益の供与と引き換えに資源を獲得するという形になっています。



長浜曳山祭の中止と再開

さて 2020 年のコロナ禍においては、安倍内閣の休校措置により祭りが緊急に中止され、一時は秋に延期することになりましたが、結局その年は開催できず、同じ出番山組が 1 年遅れて担当する形になりました。

2021 年には、1 つの山組が休場することが決定され、縮小開催という形で開催されました。先ほどの裸参りについては、この右側の写真を見れば分かるように、これをコロナ禍で行うのは不可能です。裸参りが中止になったのに加えて、神輿渡御や還御、曳山の曳行、夕渡りも行われませんでした。代わりに、オンラインでのライブ配信が行われました。山車をみんなで引っ張ってくると感染が発生する可能性があるため、各町内から長浜八幡宮のほうに山車を向けて、それで奉納狂言をやるといった形で行われました。2022 年には、裸参りと神輿渡御・還御以外は、ほぼ元の形に戻っています。オンラインライブは継続されています。

■ コロナ禍における祭礼実施の困難

具体的に、どのような問題がコロナ禍の 2020 年と 2021 年において発生したのかを見ていきます。まずスライド 13 に示したのは、シャ

ギリというお囃子の練習風景ですが、こうした形で行うので、当然、感染の問題が出てきます。

それから、下に示したのは、子ども歌舞伎、狂言の稽古ですが、いずれも、身体の近接性がなければ稽古や本番ができないので、技能資源の確保が困難になりました。それから、寄り合いの場を行うことも非常に難しくなりました。裸参りや夕渡りなども当然ながら困難な状況になりました。現在も、裸参りと神輿渡御、還御に関しては、中止のままになっています。

さらに大きな問題の一つとして、感染のリスクだけでなく、感染者になった時あるいは感染を引き起こした時の責任の問題がありました。担い手も、関わりを持つ地域社会のアクターも、この点を考えざるを得ませんでした。これは震災の場合とは異なる側面です。感染者に対する偏見や差別の不安が生じる可能性がありますし、例えば、稽古期間中に役者が感染した場合、町内だけでなく祭礼全体が中止になってしまう。

総當番が一番恐れたのは、その責任の所在でした。この時期にコロナは、感染した人を差別したり攻撃したりする材料になってしまいました。祭りの山組の中でそのような事態を引き起こすことは避けなければなりません。もし何か問題が発生したら、感染者が出た家や山組が、そのことによって祭りが中止された責任を取らなければならない、何も問題がなくても祭礼を行ったこと自体に対し、匿名を含めた非難が予想されます。

感染リスクに関しては、外部から連れてくる人的資源が感染していないことを保証することは誰にもできません。また、状況によっては、サラリーマンの勤務先とか自営業者の経済的苦境のために参加できてないこともある。例えば勤務先から「遠慮してほしい。参加してほしい」と言われることもあり得るわけです。さらに、資金に関しても、自営業者の経営難や、協賛金として出してくれるお金が減ってくる可能性もあります。先ほどのサイクルで言うと、この辺りが全部影響を受けているということを表現したのが、スライド17の図です。

担い手内や他アクターの対応

■ 技能資源、人的資源に関する対処

結局、2021年は、滋賀県健康保険部の専門家との協議を経て、ガイドラインが作成され、

シャギリの稽古が出番山組を中心に一部再開されました。狂言の稽古もガイドラインを作成して再開されました。こうしたガイドラインが作られましたが、感染リスクが存在する中で感染者が出た、また拡がった場合に誰が責任を取るのかという問題もあります。滋賀県健康保険部が「大丈夫だ」と「お墨付き」を与えることで、責任を外部化できたという点は大きかったです。山組の自分たちの責任ではなく向こうの責任である、専門家が言っているのだから大丈夫だ、と言えることが重要でした。

■ 山組内、総當番と山組間の同意と調整

2021年では、山曳きに関しては、暇番山組や中老など、担い手の内部で管理・責任が取れる範囲からだけ動員をする形で最終的に縮小開催が決定されました。当初は、次の年にスライドするという案もありましたが、出番山組から「3年に1回回ってきた順番を飛ばさないでほしい」という強い要望がありました。また、特に役者には年齢制限がありますので、その年に飛ばされると、次の機会がその家に3年後に来るかということ、かなりの確率で来ないです。

山組にとっては、3年後にできるかもしれないですが、3年前に名誉・威信という用益を配分された家にとってはもはや後の祭りです。役者とか籤取人といった名誉の配分は無に帰してしまいます。そのため、それを奪い取るような決定はできません。しかし、一方で、役者の家からは、コロナ禍を理由に辞退したいという申し出があった山組もあって、結局、その山組だけは最終的に中止という形になりました。

■ 分断の回避と「責任転嫁できる」重要性

分断を回避するために、責任を転嫁ができることが非常に重要でした。特定の家に矛先を向けさせない。役者1人のために全体が中止されるとなったら、「あそこの家のせいで止まった」となり、その家に対する地域社会からの糾弾が大きくなってしまいます。総當番として、祭りを預かる立場では、そうはさせないのが大事でした。総當番が、「総當番の責任として、やめるんです」と言えば、その人の家に矛先は向かないわけです。

最終的には、休場した山組の方が「山組としてやめます」という形になりましたが、やはり責任を外部化し、特定の誰かに責任を背負わせないことが非常に重要であったと思います。

■ 中止になる可能性と準備の持つ意味

ただし、中止になる可能性を見据えつつ、それでも常に総當番と各山組はずっと準備をしていました。できない理由を示すことは簡単ですが、それでもできる方法を一個一個積み上げていき、総當番として祭りの執行を「やります」と言い続けるということをしました。

なぜならば、途中で祭礼の実施ができなくなったとしても、そこまで行った分に関しては、みんなの記憶に残り、そしてまた記録にも残ります。すると、その経験は次の祭りに生かされることとなります。したがって、前日に緊急事態宣言が発令されて中止になったとしても、悔いはないというわけです。今回できるかどうかという短期的な問題ではありません。中止という判断を見据えつつ、結果的に縮小開催になりましたが、感染が何年続くか分からないですし、収束しても元の形に戻ることができるかも分かりません。

別のウイルスの流行も起こり得ます。今回のプロセスを教訓として生かすことによって、将来的な祭礼の実施可能性を高めることが重要です。そうした未来に向けた長期的な時間軸が前提になっている、今回できるかどうかという問題ではなく、将来的な実行可能性を高めていくことが重要なのです。そういったウィズ／アフターコロナの状況における不透明な将来の可能性を見据えて、たとえ今回できなくても同様の事態に対する準備を伝承するということが、この時になされたことだと思います。

■ 名誉・威信の配分機会の挽回

もちろん、コロナ禍においては名誉・威信の配分、誇示の機会が大幅に縮小したのは、間違いありません。ただ、その中において、少しでも埋め合わせてあげようという工夫が、いろいろと行われました。例えば夕渡りでは、普段であれば先ほどの写真のように多くの人が訪れていましたが、このスライドの上の写真のように、各町内だけの独自行事として、特に観光客などもいない中で行われました。これについては、相互によく知る町内の人々に対して、家の名誉・威信の誇示をする機会になったという解釈がされました。

それから、基本的に男性のみで、女性が入れない行事ですが、母親を参加させる試みも行われました。母親に対して、祭礼における名誉・威信の配分機会を設けるという新しい取り組み

が、この機会に行われました。将来的に、「女性が入ったことがある」という前例をつくっておくという意図が、実はここにはあります。それから、普段のスケジュールではできなかったような場所、これはYouTubeのウェブサイトのスライドを示していますが、町内にある大通寺といわれる、これまでやらなかった場所で初めてやってみたり、オンライン配信を通じて、山組の名誉・威信を外部に対して示すような機会を設けたり、ということがなされました。

■ 地域社会の諸アクターの協力和正当性の調達

地域社会の内部、町内の内部の話をしてきましたが、町内のそれ以外のアクターとの関係に関しても、お話をします。実は、2021年の段階では、長浜八幡宮の宮司は「もう一年延期してくれ」と言っていました。それは滋賀県神社庁の立場を反映したものでしたが、結果的に、曳山や山組の人びとは八幡宮には入らずに、各町内から八幡宮の方向に向けて奉納狂言を行うということとなりました。

教育委員会と学校に関しては、ここは普通に子どもの参加について許可を出しました。子どもたちにとっての祭りの経験の重要性を認め、特に小中学校の児童・生徒が、思い出をつくれるような機会が全くないなかで、こういった祭りは重要だという形で、むしろ参加を後押ししました。

■ 町内社会のソーシャル・キャピタルの重要性

このような対応は、曳山祭に関する伝統文化教室など通じて学校や教育委員会との間に緊密な協力・信頼関係が日常的にあったことが前提にあると思います。それから、長浜市と長浜観光協会も、山組とその中心となった名望家層が戦後脈々と築いてきた行政との協力体制が背景にあって、むしろバックアップをしました。

2021年の4月1日には、市と観光協会、総當番委員長、そして財団法人長浜曳山文化協会、これは子ども会に当たりますが、これらが、長浜市議会の議場で、「長浜曳山祭 未来に向けての宣言」を締結し、継承に向けての連携を確認する機会もあり、それが地方紙でも報道されました。

行政、観光協会、教育委員会、学校などのアクターが開催に賛同したことは、人的資源や資金の調達だけでなく、縮小開催を地域社会において正当化するための裏付けとして機能したと

言えます。この背景には、行政・学校・経営者団体との戦後脈々と築かれてきた人的繋がりがあります。総当番を通じて、山組とこれらのアクターとの間のソーシャル・キャピタルが機能したことが、祭りの開催を大きく後押ししたと言えると思います。

ただし、ソーシャル・キャピタルの豊富さが復興をもたらすという災害社会学の議論が、コロナ禍と祭礼、一般においても当てはまるかどうかは少々、別の問題だと思っています。外部のアクターとのソーシャル・キャピタルに頼る祭礼というのは、それらのアクターが慎重になった場合、再開が困難になる可能性があります。むしろ、ソーシャル・キャピタルの豊かさがマイナスに働く可能性はあり得るだろうと思います。

■ 地域社会での非難をかわすパフォーマンス的な諸戦術

それから、地域社会における非難をかわすために、様々なパフォーマンス的な戦術が取られました。まずオンライン化が行われたことは、もちろん観光客が来なくてもいいように、外に向けて発信するというのが目的でしたが、これは同時に、地域社会において、「ちゃんと観光客対策をやっています」という姿勢を示すパフォーマンスでもありました。それから、市内各所に設けられた中継場所も同様です。実際には誰一人それらを眺める観客はおらず、関係者しかいません。「いなかったですね」と総当番の人に言ったりすると、「そうでしょうね」というような返事で、当然いないものと思っています。あえて承知の上で設置している、一種のパフォーマンスなわけです。

それから、スライド29下の写真のように、公開看板を通じて、マスクの着用やソーシャルディスタンスの呼びかけを行いました。また、八幡宮に対しては、例えば、八幡宮との交渉の中で、神社でやる行事がすべて名称変更されました。例えば、「籤取式」が「曳山催行順決め」になっていました。これは、要するに、八幡宮としては、普通の祭りはやっておらず、適切な形で対策をして、普段とは違う形で開催しているということをアピールする一つの手段でした。このようなアプローチは一種のパフォーマンス的な戦術として捉えることができます。

■ 柔軟な変化を生み出す歴史意識

コロナ禍において色々な変化がありました。その変化がなぜ可能だったのかということ、述べたいと思います。その際に重要なのは、祭礼を継承する上での通時的な視野というものです。2021年の総当番の方は、太平洋戦争中の祭礼中断とその前後での祭礼の変容をさかのぼって調べました。これは、長浜市曳山博物館に保管されている当時の記録に基づいています。そのインタビューを引用します。

「今問われていると思うのは、5年くらいたって（祭礼が）再開したじゃないですか。60年から70年くらいたまたま同じ祭りを続けてきたと。ところが今回コロナによってそれが一旦中断された。再開された時に形が変わってるかも分かんないですねというぐらい、激震やと思うんです、はっきり言うて。僕らは一昨年ぐらいまでやってきた祭りの形の中で生まれて巣立ってきてきましたので、それが祭りやと思ってますけど、よくよく考えたら、戦争もなく疫病もなく、お金のゆとりも経済成長であって、たまたま平和にやっただけで、それが当たり前と思ってきただけの話で、実は、祭りの400年の歴史を考えたら、一部であって、当たり前でも何でもないのかな」

彼らが持っている時間的な感覚は、非常に長期的なものです。そのことが、自分たちが経験した祭礼の「当たり前」を相対化させ、変化に対応した新しい伝統をつくり出すという柔軟な視点をもたらしていました。これは伝統文化ならではの話だろうと思っています。そういった伝統文化ならではの歴史的な射程というのが培われていることが重要なだろうと考えます。

■ コロナ禍で祭礼を継承するレジリエンス

最後にまとめると、家と町内の名誉・威信を誇示するような機会をいつか獲得できるようにし、先祖代々の資源供出を無に帰するような帰結を避けるべく、何としても祭礼を継承しようとする力学がレジリエンスとして働いていると言えます。

この力学があるゆえに、戦後の社会変動に対応できてきました。そして、それが今回では、地域社会における正当性の調達としても機能しました。また、その年だけの開催にとらわれるのではなく、将来的な継承を常に見据えています。

す。たとえ今回が駄目でも、準備のプロセスを記憶・記録することによって、将来の継承可能性を高めるところに、重要なポイントがあります。

それから最後に、未来への継承が大事だからこそ、過去 400 年の継承という長期的・歴史的な視野から、自分たちが当たり前だと思っていた祭礼のあり方を相対化し、そのあり方を柔軟に変更することも辞さない。継承するために変化させていくことそのものが、実はコロナ禍以前からの持続なのではないかということです。以上となります。



1

自己紹介

- 文化社会学/地域(都市)社会学/メディア論
- 主著『 commonsとしての都市祭礼：長浜曳山祭の都市社会学』（新曜社、2019年）他
- 長浜曳山祭の若衆をめぐって（2012～15年）、2011年～現在まで調査。
- 近世以来の都市における集約的家連合（町内）の変容とダイナミズム、それが地方都市のネットワークを駆使しつつ現代において継承されていく様子（武田2019・2021a・2021b・2022a）。
- 2021～23年にかけて、地域社会学・農村社会学における災害研究の視点を活用しつつ、コロナ禍と都市祭礼に関する論考を刊行（武田2021c、Takeda 2022、武田2022b・2022c・2022d・2023（近刊））。

2

本報告が明らかにすること

- この滋賀県長浜市・長浜曳山祭を事例として、以下の点について報告する。
- 1) コロナ禍での活動・開催の中止/再開をめぐる、担い手間や担い手とそれ以外の地域社会のアクターとの間で、どのような問題が発生したのか。
- 2) 担い手内、そして担い手と他のアクターとどのような交渉と合意のもと、21年4月の祭礼が実施されたか。
- 3) コロナ禍での継承活動の継続や縮小開催、合意形成を可能にした基盤としての、町内社会のレジリエンス。

3

祭礼継承のための戦術とレジリエンス

- 2021年の段階から単なる「中止」ではなく、何らかの形で継承に向けた実践が各地で存在。
- 自治体と連携したガイドラインの作成/山車の組み立て・飾り付け・展示・短距離の運行/感染対策を行っている親子のお披露目/それらのオンライン配信/縮小開催（長浜）
- 祭礼に関する技能や年間のルーティンが途絶えるのを何となくも避けようとする。「祭礼の運営を続けてきた成員たちは、山車や座台に関する実践を完全に自棄してしまうと再開はできないし、数年間の自棄をすることで継承してきた祭礼が途絶えてしまうかもしれないと、本気で悩んでいる」（三岡2022:205）。
- 何世代にもわたって継承されているこうした祭礼が、これまでに何度も飢饉・疫病・戦争・災害といった継承の危機を乗り越えてきた歴史と記憶→祭礼継承に向けたレジリエンスの基盤
- コロナ禍は祭礼をめぐる困難とともに、そのレジリエンスをも顕在化した。レジリエンス：必ずしも「元の状態への『回復』を意味するわけではなく、「絶えず変化する環境に合わせて流動的に自らの姿を変えつつ、目標を達成する」（Zolli & Healy 2012→2013:19）という動態性。

4

長浜曳山祭の概要

- 江戸時代の長浜52か町に基盤を持つ山組という13の町内（山組）によって行われる。
- 太刀渡りを行う1つを除く12の山組が、毎年4/13～17にかけて、山車（曳山）の上で子ども歌舞伎（狂言）を行い、経済力や文化的な力を競う。4町ずつ3年に1回の出番（他は順番）。翌年は次の4町に出番が交代する。
- 家単位で町内へ加入。家（店）持が中心的役割。子ども：役者（12歳以下の男子）シャギリ（囃子）方（女子含む）若衆：45歳まで、狂言に関する運営。トップは兼頭。中老：曳山の管理と競い合う他町との交渉。トップは負担人で町内を代表する。

本日・長浜八幡宮での神前狂言（2012年4月15日）

5

家と町内における世代を越えた資源の供出と名譽・威信、興趣の配分

- 代々山組に居住していた家は、資金・努力の面で長期にわたって祭礼に貢献し、高い名譽・威信を持つとされる。それは祭礼の役者、若衆輩頭・舞台後見（狂言の黒子）・観取人（何番目に狂言をするかを決める職を引く若衆）にその家の息子が選ばれることで示される。
- 世代を越えた長期的な家としての資源供出に対する反対給付として、名譽・威信を獲得できることが祭礼の継承へのモチベーションとなる。それがもたらされたいは先祖の貢献を無にされること。
- 一反対給付としての名譽・威信を獲得するためには、祭礼は継承されねばならない（武田2019、2022a）。
- 各町内の家同士の間での名譽・威信をめぐるコンフリクトと、それがもたらす興趣（武田2019）。
- 同じ町内内部における競い合いと同時に、複数の町内同士も相互に競い合うことで、名譽・威信を誇示する機会を獲得し、また競い合いを通じた興趣が生み出される。
- 競い合いの場としての子ども歌舞伎（狂言）。
- 役者が観客にその姿を披露する夕渡り。
- 若衆たちが観取人を誇り立てて長浜八幡宮に参拝し、役者や観取人の家の名譽を讃える舞臺参り。若衆がその威信を誇示し、山組同士がすれ違う際に喧嘩とそれともなう興趣が発生する。

6

左：夕渡りでの役者の見得
中：裸参りで役者の家の名譽を讃える
右：裸参りで長浜八幡宮の井戸で身を清める

7

継承のための変容と外部からの資源調達

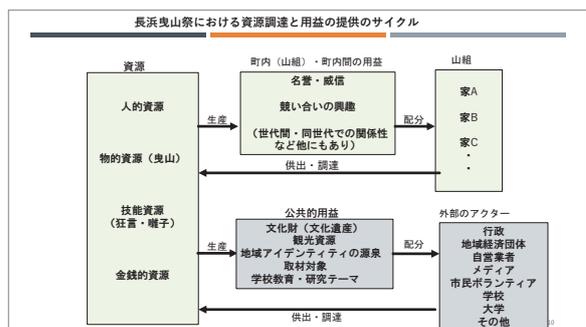
- 現在そして将来の祭礼ができなくなってしまうと、自分の家や町内が何百年にもわたって注ぎ込んできた資源は灰塵に帰す。また今回の祭礼で名譽・威信が得られないにもかかわらず、資源を供出する意味自体もなくなってしまふ。
- そんな事態を避けるべく、山組の人びとは祭礼に必要な資源（人手、資金、山車、技能）を絶対に維持しなくてはならないし、もしそれらが不足したときには何となくもそれを獲得したり、祭礼のやり方を調整して、継承しなくてはならない。
- 戦後の社会変動の中で、自治体・地域経済団体・学校・大学などさまざまなアクターとの関係を構築し、それらに利益を与えることで（その際にしばしば祭礼の時期ややり方は変容する）、見返りに資源を獲得するしくみを整えていった。
- 祭礼という世代を越えた全体的相互給付関係のしくみによって駆動されていく地方都市町内の継承とダイナミズム（武田2022a）。

8

総當番：祭礼全体の運営と外部のアクターからの資源調達

- 山組の経済力だけでこうした祭礼を行うのが困難になっていった戦後、山組はその外部のアクターから資金や人的資源を獲得することで、祭礼を継承してきた。
- その中心となるのは、出番山組が競い合うその年の祭礼を中立的に運営する事務局＝総當番。総當番山組の中老が中心。その年の祭礼全体を統括し、決定する責任を負う。
- 長浜市・観光協会と交渉し、補助金を受け取って各山組に配分。
- 曳山を曳行するために必要な人手を、自衛隊や滋賀県内の大学に依頼。
- 教育委員会・長浜市内の小中学校に対して、子どもたちが祭りに参加するための公文を認めるよう依頼。
- 三重堂の山組以外からの公募と補充。

9



10

長浜曳山祭の中止から再開に至る経緯

- 2020年2月：安倍内閣による休演措置により、祭礼を実施するかどうか緊急の総審議会、山組議会が行われる。
- 同年3月：三番受の奉納のみを行い、他は秋に延期することが決定。
- 同年4月：緊急事態宣言の発令にともない、三番受の奉納も延期。
- 同年6月：この年の祭礼を中止し、出番と総審議を一年そのままスライドさせることが決定。
- 同年秋：滋賀県健康保険部の専門家との協議を経て、シャギリ・狂言の稽古についてガイドラインを作成。
- 2021年2月：1つの山組の休演が決定。
- 同年3月1日：山組総集会で縮小開催決定。裸参りなし（羽織参り）、神輿渡御・選御なし、曳山曳行なし、夕渡りなし、各山組で八幡堂の方角に向け奉納披露実施、オンラインでのライブ配信を実施。
- 2022年2月：滋賀県健康保険部の専門家とアドバイスを踏まえ、緊急事態宣言が出てから年々の縮小開催を行うこと、本年以下の場合は曳山曳行・夕渡り実施、選御参り八幡堂・御祭所での奉納披露が決定。裸参りなし（羽織参り）、神輿渡御・選御なし。他は2019年以前に戻す。オンラインライブ配信の継続が決定。
- 2022年4月：2月の決定通りに祭礼が実施された。

11

1) コロナ禍における担い手間、また担い手とそれ以外の地域社会のアクターとの間で発生した問題

裸参り行事や曳山曳行における身体の密着と同調・共振

- 若衆たちの行事においても身体の密着に基づく同調や共振は不可欠。裸参りにおける飲酒と盛り上がり、「ヨイサ」の掛け声による同調、他の山組との喧嘩、鳴り響くシャギリ。
- 曳山の曳行においては山組間関係だけでなく、市民ボランティア等も参加して密着。
- 神輿渡御・選御においても身体の密着は不可欠。
- この部分が最も再開された祭礼において解決困難。裸参りは現在まで中止のまま。



12

町内での祭礼実施の困難①：身体・意識の同期・共振と技能資源

- シャギリ：3年間のスケジュールでの子どもたちの育成。子どもたち同士が親密になり、互いに上達しながら演奏を合わせていく。
- 狂言：振付の指導による3週間にわたる役者同士、太夫・三味線、舞台後見との稽古の必要。
- いずれも身体との近接性がなければ、山組内における稽古も本番も成り立たず、技能資源が確保できない。
- 過去の祭礼のコンフリクトをめぐる興味が生み出す記憶の共有、次の祭礼における「伝統」の創出と主張、名譽・威信をめぐる世代間の調整→それらを行う会議、日頃からの共同飲食の困難。



13

コロナ禍における祭礼実施の困難③：外部からの資源調達（潜在的）困難

- 人的資源：
 - 山曳きや祭礼における補助的役割は、自衛隊、シルバー人材センター、県内大学学生、労組、市民ボランティアなど。山組内で感染対策を管理できない。
 - 役者・シャギリの子どもたちの学校からの公休が認められるか（2020年秋の中止の原因の一つ）
 - 自営業者の経済的苦境や、サラリーマンの勤務先からの「遠慮してほしい」という働きかけによる不参加（ただしそうした影響を受けた人数は少ない）。
- 資金：
 - （2021年の祭礼は20年に集金済みで無関係だったが、22年の祭礼以降）コロナ禍がもたらした経営難で、山組の各家の取引先からの協賛金が減少。
 - （結果的には問題なかったが）行政からの補助金が影響があるのではという危惧。

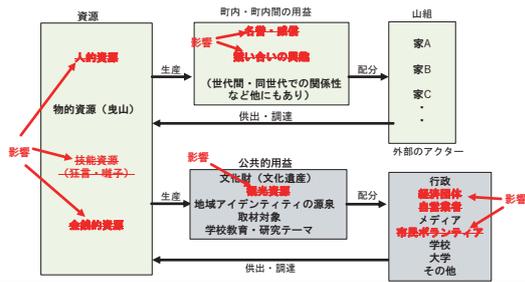
14

コロナ禍における祭礼実施の困難②：感染と非難、責任への不安、リスク認識をめぐる分断

- 祭礼が復興のシンボルたり得た震災と違い。感染者になったとき、感染を引き起こした時の責任を、担い手も関わりを持つ地域社会のアクターも考えざるを得ない。
- 感染者に対する偏見や差別の不安。稽古期間に役者が感染すれば、町内だけでなく祭礼全体が中止になる可能性。名譽・威信どころか、逆に責任を問われ汚名をこうむる危険。
- 総審議「コロナってのは人を差別したり、攻撃したりする材料に今はなってるんで、それを祭りの山組のなかで起こさせるわけにはいかない」若衆幹部「犯人捜しされないように組織「山組」としてどう守っていくか」
- 「もし何かあったら」責任をとらなくてはならないし、何もなくても祭礼を行ったこと自体に、匿名も含めた非難も予想される。
※長浜の場合は問題にならなかったが、例えば岸和田だんじり祭りの事例では、町会や年番の決定の責任の押し付け合いの結果、中止に（塩月他2022:288）。また周辺地域の事例に倣うことで言い訳ができる決定に→各各地での祭礼中止ドミノ（三隅2022:197）。

15

長浜曳山祭における資源調達と利益の提供のサイクルへの影響



17

2) 担い手内や他のアクターとの交渉と合意、コロナ禍に関する教訓の各町内での共有と活用

①技能資源、人的資源に関する対処

- 滋賀県健康保険部の専門家との協議を経てガイドラインを作成した上で、シャギリの稽古が一部の山組で再開。狂言の稽古も総審議においてガイドラインを作成し、2021年3月下旬からマスクやパーテーションを用いて稽古。
→感染があるかもしれないが、実施を断った「責任」を誰がとるのかという問題。
→専門家からの「お墨付き」を通じた責任の「外部化」。
- 2021年は山曳きについては、中老とその年に狂言をしない暇番山組という、担い手内部で管理・責任がとれる範囲から動員（2022年は自衛隊も再び参加）。
- 感染状況と各山組での意見集約を見極めつつ、最終的には3月に総審議と全ての山組の会議で、縮小開催という形式での開催が決定。

19

1. シャギリ練習等での感染拡大防止対策（イメージ）

〇はじめに
滋賀県での新型コロナウイルス陽性患者が累計1000人を超えました。（2020.12.25）
医療従事者のデータによると、新型コロナウイルス感染者の4割は無症状感染者からの感染であり、皆さん一人ひとりの対策が重要です。感染拡大を防止し、地域をまよやませないため、正しい知識を得ながら、差別をせず思いやりをもって、一緒にがんばりましょう。



20

各ステージとしゃざり練習の関係について

保存会基準	特別警戒ステージ	警戒ステージ	注意ステージ
紅白の状況 イベント開催の可否 観客参加の可否 観客参加の可否 観客参加の可否	祭礼行事は原則として中止 イベントや観客参加は原則として中止 イベントや観客参加は原則として中止 イベントや観客参加は原則として中止	イベントや観客参加は原則として中止 イベントや観客参加は原則として中止 イベントや観客参加は原則として中止 イベントや観客参加は原則として中止	イベントや観客参加は原則として中止 イベントや観客参加は原則として中止 イベントや観客参加は原則として中止 イベントや観客参加は原則として中止
県の判断指標（指標） 1. 人口 2. 高齢化率 3. 人口10万人あたり 4. 人口10万人あたり 5. 人口10万人あたり	人口10万人あたり 高齢化率 人口10万人あたり 人口10万人あたり 人口10万人あたり	人口10万人あたり 高齢化率 人口10万人あたり 人口10万人あたり 人口10万人あたり	人口10万人あたり 高齢化率 人口10万人あたり 人口10万人あたり 人口10万人あたり

21

②山組内、総當番と山組間における同意と調整

- 当初は2020年の出番山組の再開という案も。しかし採用されず。
3年に1度回ってきた順番を飛ばさないという出番山組からの強い要望。
→出番は山組にとって名誉・威信の発露の機会だが、3年後にできるだろう。
しかし家にとっては役者、職人等の名誉の配分が無に帰してしまいうわいで、**それ**の
家からそれを奪い取るような決定はできない。役者は年齢制限もある。
- 感染状況と各山組での意見集約を見極めつつ、最終的には3月に総當番と全ての山組の
会議で、縮小開催という形式での開催が決定。
- 一方で、役者の家からのコロナ禍を理由に辞退したいという申し出があった山組も。
- リスク認識をめぐる**判断の懸念**。「ここまで対処してくれるのだから」「何かあつても守ってくれる」という信頼で埋め合わせられないようでは、外からの批判にも対処できない（大石他2021:13、武田2021a）。

22

判断の回避に向けて「責任転嫁」できることの重要性

- 特定の家に先を向けさせず、判断を発生させない発想。
「総當番として、祭礼全体を預かる立場としては、[役者]一人のために全体が止まるというのは、その一人に対する[責任や批判といった]負担がすていじないかと考えた。そういふ声はもし今後出ていくのであれば、その声によって山組の動きが変わるのではなく、その前に総當番として重大な判断をせなあかんのかなと。」
要するに総當番の責任として、止めるなら止めるというようにすれば、先はこちらに向きますよね。もともとは役者[の家]が言ったことがわからなくて、それを察知したときに適切な判断をする。我々が止めることを考えれば、その方が人がかわることはない。[中略] [役者・役者親に]先が向かないのは「非常に大事なところ」と思う。コロナ禍のことは避けたり、攻撃したりする材料に今はなってるんで、それを祭りの山組のなかで起こさせるわけにはいかない」（総當番副委員長）
- 最終的にこの山組トップが特定の役者の責任にしないため、自ら「休宣言」を選択。
- ここで責任を「外部化」できることが重要。

23

中止になる可能性とそれでも準備することが持つ意味

- 他の山組は執行する方向で総當番と準備。総當番副委員長「できない理由を見せるのは簡単なんです。だからどうしたらできるかということの積み上げを一つ一つして、祭りの執行を総當番としてやりまうという感じ」。
- その一方で「途中で仮にやめたとしてもそこまでやった分に関しては[中略]記憶に残ったり、一応、記録にも残ったりするので、すると、次の祭りにには生かされる」。したがって「本日の前日に緊急事態宣言が出て、中止になったとしても悔いはありません」という判断。
→「今何ができるかどうか」という、短期的な問題ではない。中止という判断を見据えて、結果的に縮小開催になった。
- 感染が何年続くかは分らず、収束しても元に戻れるとは限らない。別のウィルスの流行もありうる。いつかそうなる時、今回のプロセスを教訓として活かすことで、将来的な祭礼の実施可能性を高めることが重要という判断。未来に向けた長期的な時間軸が前提となっている。
- ウィズ/アフターコロナの状況における、不透明な将来の可能性を見据えて、たとえ今回できなくても同様の事態のための準備を伝承する。「災害を所与のものとして組み込み『所有する』『災害を日常に組み入れる』（金妻2020:35）。

24

名誉・威信の配分機会の挽回

- 夕渡りや保赤りがない、神前狂言ができないこと、家・町内の名誉・威信を示す機会を奪われること。その代償をめぐる創意工夫。可能な範囲で、名誉・威信の配分機会の再構築。「祭りとしては本来は一番遅いけれど子どもの場所がなくなるということに対して...ということも大事に考えたいとあかん」（副委員長）
- 不特定多数に対する名誉・威信の誇示でなく、もともと相互によく知る町内の人びとに対して家の名誉・威信の誇示をする機会だったのだという、行事の再構築。
- 2021年には各山組の町内で、町を巡って夕渡りや保赤りを実行。これまでできなかった母親の参加を可しし、祭礼における名誉・威信の配分機会を設ける（※2022年は公式の夕渡りが復活したが、こちらは女性の参加は不可のまま）。
- 實際のスケジュールではできなかった場所（町内にある大通寺の巨大な観音様の門を背景とする場所）での昼餐披露、またオンライン配信を通じて、山組の名誉・威信を示す。

25

地域社会の諸アクターの協働と正当性の調達

- 地域社会的なアクターの祭礼実施に関する考え方。
- 長浜八幡宮司署：さらに1年の延期を主張
→道真神社神庁の立場の反映。総當番との交渉（後述）。
- 教育委員会・学校：
役者のほか、シャギリを担う200名以上の子どもについて4月13日～16日の公文が必要。
一子ももとの重要性を認め、積極的に参加を後押し。小中学校で日常的に曳山祭に関連した伝統文化教室が行われ、祭礼関係者との間に緊密な協力・信頼関係。
- 長浜市・長浜観光協会：
感染対策に注意した形での実施については前向き。山組とその中心となってきた名望家層が戦後継々と築いてきた行政との協働体制が（武田2019:226-247）、こうしたバックアップを可能にした。
- 2021年4月1日、長浜市・長浜観光協会・総當番副委員長、財団法人長浜曳山文化協会は「長浜曳山祭、未来に向けての宣言」を長浜市議会の議場で締結。継承に向けての連携を再確認。

26

各町内の活発な情報交換

- 前提となる各山組の自主性。総當番が祭礼全体の執行を司るが、2021年に休宣言が一つの山組でのみ決定されたように、毎年の祭りに参加するかどうかは各山組が決定する。
- それ以前から様々な存在していた、各町内からメンバーが参加するような機会では、情報交換や共同での活動が盛んに行われていた。
 - 財団法人長浜曳山文化協会（保存会にある）における学習会
 - 長浜曳山祭保存会での幹事会
 - 狂言を行う12の山組の若衆たちが集まる懇親の場としての若衆会
 - 総當番懇話会（過去6年の総當番正副委員長がその経験を引き継ぐ懇話会）
- 特に囃子保存会、若衆会や総當番懇話会で、2021年からコロナ禍における困難やノウハウ、工夫をめぐっての情報交換が活発化。
→各山組での状況が共有され、それをふまえて各山組が決定できる。

27

戦後築き上げた町内社会のソーシャル・キャピタルの重要性

- 行政・観光協会および教育委員会・学校といったアクターが協働に賛同。人的資源・資金の調達だけでなく、縮小開催を正当化する裏付けとしても機能。
- 背景には山組（中心は自営業の名望家層）が戦後継々と築いてきた、行政・学校・経営者団体との協働体制と人的つながり。
- 総當番を介した、山組とこれらのアクターとの間で従来から培われてきた、親密な関係性や信頼関係が継承されたことが、祭礼の開催を大きく後押しし、「世間・世論」からの風当たりを回避する上で重要な役割を果たした。
- また、こうした外部のアクターとのソーシャル・キャピタルに頼る祭礼は、それらのアクターが構想になった時点で再開が困難ともなる。
→ソーシャル・キャピタルの豊富さが復興をもたらすという災害社会学の議論は、コロナ禍に関しては必ずしも当てはまらないのではない。

28

地域社会での非難をかわすパフォーマンス的な諸戦略

- オンライン化は同時に「ちゃんとお客対策をしている」というポーズでもある。市内各所の中継場所は観客無だが、それを承認の上での設置。
- ガイドラインの作成と公開、観客向けの注意看板と総當番スタッフ。
- 八幡宮の慎重姿勢に対して交渉。
 - 八幡宮での奉納・曳山の発行を止めて、各町内で八幡宮の方に向けて奉納狂言に。
 - 観客等での長浜八幡宮で行われる行事について、全て人数を減らして時間を短縮し、名称変更。「通常の祭礼ではない」ことをアピール。ex)「観取式」→「曳山催行解決め」

29

コロナ禍に合わせた柔軟な変化を生み出す歴史意識

- コロナ禍における感染対策、山組内での議論や外部のアクターとの交渉のなかでのさまざまな「伝統」の変更を受け入れたされたもの。
- 祭礼を継承する上での過時的な視野。2021年の総當番は、太平洋戦争中の1937（昭和12）年～1949（昭和24）年の年の対応と、その前後での祭礼の実容を参照。
- 「今開かれていると思うのは、大東亜戦争が終わって5年経って[祭礼]が再開したじゃないですか。昭和27、28年くらいから今までやってきた祭りの形に落ちて、60年から70年くらいまた同じ祭りを続けてきたと。ところが今年コロナによってそれが一旦中断された。再開されたときに形が変わってからも分かんないですよ、っていうくらい激変かと思うんですよ。はっきり言うて、僕らが一昨年くらいまでやってきた祭りの形の中で生きて来ましたが、それが祭りの形と違ってますけど、よく考えたら、戦争もなく、疫病もなく、社会のゆとりも結構あったら、たまたま早稲田にやっていただけで、それが当たり前と思ってきただけの話で、実は祭りの400年の歴史を考えた一部であって、当たり前でも何でもないかな」
- 彼らが持つ長期的時間軸が、自分たちが経験した祭礼の「当たり前」を相対化させ、変化に対応した新たな「伝統」をつくり出す柔軟な視点をもたらしている。2022年にはかなりコロナ前に近いものに戻っているが、縮小開催は感染拡大時のオプションとしてそのまま保持。

30

3) コロナ禍で祭礼を継承するレジリエンス

■ 山組内に脈々と培われてきたレジリエンスの継承：

家と町内の名譽・威信を誇示する機会をいつか獲得できるようにし、先祖代々の資源供出を無に帰すような帰結を避けるべく、何としても祭礼を継承しようとする力学。

- ①その力学があるゆえに山組は、戦後の社会変動に対応して行政・観光協会・教育委員会・学校等との間にソーシャルキャピタルを蓄々と培い、人的資源・資金を調達してきた。それが今回では地域社会における正当性の調達としても機能した。
- ②その年だけの開催だけにとらわれるのではなく、将来的な継承を見据えた視点：たとえ今回ダメでも、準備のプロセスを記憶・記録することによって将来の継承可能性を高める。
- ③未来への継承が重要だからこそ、過去400年の継承という長期的・歴史的視野から、自分たちが当たり前だと思っていた祭礼のあり方を相対化し、祭礼のあり方を柔軟に変更することも辞さない。継承するために変化させていくことそのものが、コロナ禍以前の持続。

31

参考文献

- Aldrich, Daniel, P., 2012, *Building Resilience*, Chicago: University of Chicago Press (＝石田祐・藤澤由和訳 2015『災害におけるソーシャル・キャピタルの役割とは何か』ミネルヴァ書房)
- 独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所無形文化遺産部, 2021, 『第15回無形民俗文化財研究協議会報告書』
- 三橋貴史, 2022, 『祭礼と文化継承』島根啓之, 足立重和, 谷村聖編『コロナ時代の仕事・家族・コミュニティ：兵庫県民の暮らしから見るウイルス/ポストコロナ社会の課題』ミネルヴァ書房, 115-132.
- Oliver-Smith, Anthony and Hoffman, Susanna M., 2002, Introduction: Why Anthropologists Should Study Disasters, in Susanna M. Hoffman and Anthony Oliver-Smith (eds), *Catastrophe and Culture*, edited by Santa Fe, NM: School of American Research Press (＝若林信史訳 2006『序論：災害の人類学的研究の意義』『災害の人類学』明石書店:7-28.)
- 大石泰夫・高久舞・外崎純一・阿部武司・垣東敏博・武田俊輔・神野知恵・福持昌之・石山祥子・柴田真希・石井聖子・船野光典, 2021, 『令和2年度オンライン大会フォーラム『民俗芸能をつなぐ/民俗芸能研究をつなぐ』 第一部 各地の会費をつなぐ：民俗芸能と研究の現状』『民俗芸能研究』70:1-32.
- 塩月聖子・有本尚典・阿南透・伊藤純・三橋貴史・竹中聖子・武田俊輔, 2022, 『COVID-19下における祭礼・民俗行事の現状を共有する』に関する報告 日本生活学会COVID-19特別研究委員会編『COVID-19の現状と展望：生活学からの提言』国際文庫社
- 武田俊輔, 2019, 『コモンズとしての都市祭礼：長浜奥山祭の都市社会学』新曜社。
- 武田俊輔, 2021a, 『都市祭礼の崩壊とダイナミクスは維持されるのか：祭礼の『マニユアル化』がもたらすもの』牧野修徳編『変容する祭礼と抱いのしくみ』学芸社:73-115.

32

- 武田俊輔, 2021b, 『『囃子』というミュージック：シャガリが生み出す祭礼の場と関係性』野澤豊一・川瀬啓編『音楽の未来からの思考：ミュージックを越えて』アルテスパブリッシング:179-194.
- 武田俊輔, 2021c, 『コロナ禍における都市祭礼継承の困難と模索：地方都市の共同性と資源調達への影響をめぐる中間考察』『地域社会学会会報』(220):2-5.
- 武田俊輔, 2022a, 『地方都市社会学の構築に向けて：『伝統消費型都市』概念再考』出口剛司・武田俊輔編『社会の解読力(文化編)：生成する文化からの反照』新曜社:207-229.
- 武田俊輔, 2022b, 『COVID-19下における祭礼・民俗行事の現状をどう分析するか：長浜奥山祭の縮小開催を事例として』日本生活学会COVID-19特別研究委員会編『COVID-19の現状と展望：生活学からの提言』国際文庫社:265-284.
- 武田俊輔, 2022c, 『新型コロナ禍と祭礼行事』『日本民俗学』(310), 日本民俗学会.
- 武田俊輔, 2022d, 『コロナ禍における都市祭礼のレジリエンス：長浜奥山祭の再開を事例として』『月刊自治研』64(759):20-27, 自治研中央推進委員会.
- 武田俊輔, 2023 (近刊), 『コロナ禍状況における都市祭礼とそのフィールドワーク—祭礼をめぐる関係性・身体性の変容と地域社会における資的調達の状況』『社会学年誌』(64), 早稲田社会学会.
- Takeda, Shunsuke, 2022, Continuation of Festivals and Community Resilience during COVID-19: The Case of Nagahama Hikiyama Festival in Shiga Prefecture, Japan, in *Japanese Journal of Sociology* 31(1):56-66, The Japan Sociological Society, doi:10.1111/ijjs.12132.
- Zolli, Andrew and Healy Ann M., 2012, *Resilience: Why Things Bounce Back*, London: Simon and Schuster. (＝須川鏡子訳 2013『レジリエンス 復活力：あらゆるシステムの破壊と回復を分けるものは何か』ダイヤモンド社)

33

参考URL

- STUDIOこほく「令和3年長浜奥山まつり(4月15日)ライブ配信 Nagahama Hikiyama-matsuri Festival」 (<https://www.youtube.com/watch?v=JDe2gVLF4hU>)
- STUDIOこほく「令和4年度長浜奥山祭ライブ配信 Nagahama Hikiyama Festival '22(broadcast live) UNESCO Intangible Cultural Heritage」 (<https://www.youtube.com/watch?v=AVTdrPBBo7c&t>)

34

- 本報告は、いずれも報告者が研究代表者を務める以下の補助金・助成の研究成果の一部である。
- JSPS科研費 (20K02113)
- 公益財団法人サントリー文化財団2021年度研究助成「地域文化活動の継承と発展を考える」『COVID-19下における祭礼・民俗行事の継承をめぐる困難と模索、新たな可能性』
- 公益財団法人サントリー文化財団2022年度研究助成「学問の未来を拓く」『ウィズコロナ状況における祭礼・民俗芸能の継承に向けた戦術(tactics)とその可能性』
- 2021年度北野生涯教育振興会・生涯教育助成「都市祭礼の伝承活動を通じた生涯教育：保存会・学校・博物館・住民の連携によるとりのみ意義と今後の可能性」
- 2022年度一般財団法人カワイサウンド技術・音楽振興財団研究助成【音楽振興部門】『コロナ禍における囃子の継承をめぐる困難と模索：滋賀県長浜市・長浜奥山祭囃子保存会の活動事例として』
- 2022年度公益財団法人前川財団家庭・地域教育助成「保存会・行政・学校・博物館の連携による都市祭礼の継承と伝統文化教育」

35

質疑応答

質問 地方公共団体における文化財と防災の協働

京都大学防災研究所の金と申します。若枚さんのご発表に対する質問です。私は今、南海トラフ地震に備える「事前復興」について各地で取り組んでおります。なので、各地域にお邪魔して防災職の方と、災害前の時点で、発災してからどういう災害対応をして、復旧・復興をしていくのかについて議論する機会が多くあります。役所の方とお仕事をする場合には、災害対応を行う1年以上の長い道のりに関わる全部署の担当者を集めて欲しいとお願いをしています。

そのなかで、毎回、困っているのは、教育委員会の方々も加わっていただきたいとお願いすると、「なぜですか」と聞かれることが非常に多いです。そこで、東日本大震災からの復興でもそうでしたが、これまでの災害経験のなかで、例えば学校を再開しなきゃいけない、あるいは、都市計画を立てる際、埋蔵文化財の包蔵地について早い段階で把握し検討しておくことが大事ですという説明は、皆さん納得してくださいます。

ただ、この地域の持続可能性を考える上では、地域の歴史や文化を踏まえて考えていくことが重要で、文化遺産や文化財について地域の方も巻き込んで一緒に考えましょうという話には納得してくだらないケースが多いです。

先ほどのご発表の最後のまとめで、私が今までやってきた取り組みのなかで、地域でこういう活動していただきたいと考えていた作業を全部まとめてくださっていました。教育委員会のお立場からすると、どういうふうにしていけば、皆さんに内発的動機を付けられるような雰囲気づくりができるのかをアドバイスいただけますか。

回答

(若枚善満氏) ご質問ありがとうございます。私が課題に挙げた、復旧への迅速かつ組織的な対応を実施するための、町の防災担当課が施設建設や道路の復旧をする場合は、必ず、私たち教育委員会の埋蔵文化財の発掘調査や埋蔵文化財包蔵地の照会が必要となります。現状は町内でスムーズな連携が取れずにいるので、課題で

挙げております。福岡県の場合、文化財保護行政の枠組み内では、『福岡県文化財保護大綱』に基づいて関係者間の縦の連携ができております。

一方、苅田町の中の災害対応フローや防災に関する取り組みのイメージには、教育委員会が入りづらい現状があります。実際、私は災害発生時や災害の発生が予想され町として対応が必要になった際には、公民館で避難者の誘導を担当しております。避難所に一晩泊まった後に、状況が落ち着けば、翌日も出勤して今度は史跡の被害状況を見に行くという、なかなか厳しい状況です。

都道府県や国になるともう少し違うとは思いますが、本日も、金さんが今日こういうふうに質問を寄せていただいたことを、まず私、帰って報告しようと思います。そして、防災の担当部局や担当者と連携できるファーストステップを踏んでいこうと思います。



質問 用具の防災・減災のための取り組み

神戸の人と防災未来センターの林と申します。防災、広い意味では、応急対応から復旧・復興、それから、次の災害への備えまで災害サイクルのなかで考えることはできると思います。これまでのお話を聞いていても、事前防災の部分、どう災害を防ぐのかは、よく分かりませんでした。もちろん、災害対応の部分、受ける被害を極力少なくしたい、将来的なリスクも下げたいというところまで視野に入るのは当然ではあるのですが。

そこで、雄勝法印神楽の阿部さんに伺いたいと思います。東日本大震災時に、道具類のほと

んどが流出してしまったとおっしゃっておられました。その後、再生した面や衣装、太鼓等の道具類の保管・保存は、今、どういった配慮をして保管されているのでしょうか。配慮されているかどうかという点は、次の災害への対応とも関係してくると思うので、その点について教えていただければありがたいです。よろしくお願いします。

回答

(阿部久利氏) ご質問ありがとうございます。面を含めた道具の再生が無事できたので、そちらにつきましては、これまで保管していた場所より約22メートル高い山の上に道具保管庫を設置し保管しております。そして、毎年、各道具の状態をチェックして、自分たちで採寸を取り記録に残す工夫を行っています。

また、再生した際に国の補助を受けておりますので、事業を実施した際の採寸記録や使った塗料などの記録もございます。それらの記録は失われることがないように、今の若手神楽師たちに、事務局機能と併せて伝えることを年1回行っております。



質問 行事の伝承における長期戦略

文化財防災センターの小谷です。武田さんに質問したいと思います。長浜の人たちのいろいろな対応が、未来志向といいたいでしょうか、歴史を背負っているがゆえの長期的な視野をお持ちだと感じました。そして、こういう長い未来を見つめた継続性を意識できたのは、そういう歴史のある町という空間だからではないかと考えます。八幡神社で行う行事の名前を一時的に変える等の戦略的な部分、女性を今年だけ特別入れるという判断も長期的な視野で自分たちの祭りを捉えたからこそその判断だと思いたいますが、ああいった点は地元の方たちの中で明示的な形で議

論されていたのか、まさに町内の暗黙の了解のなかで形成されていったものなのかという点を教えてください。

回答

(武田俊輔氏) 最初のご質問にあった、歴史的な視点については、例えば地域社会学で団地の研究をされている方から「これは団地の町でやったら絶対不可能だ。そういった、すごい歴史を持っている、その歴史的な裏付けがあるようなタイプの地域だからこそ、可能な議論だ」という指摘をいただいております。そういうことなのだろうと私自身考えております。ただ、そうした性格は、必ずしも地方都市の町内に限定はされないとも思っています。

もう亡くなられましたけども、社会学者の植田今日子さんが東日本大震災における復興に関して述べられたお話でも、やっぱり同様のことが言えます。だから、そういった歴史性を意識してきた地域では、長浜と同様の議論ができると考えております。

それから、今回だけ、公式行事じゃないから女性の参加を認める、あるいは微妙に行事の名称を変えてしまうといった微細な戦略が、どれぐらいオープンな形で議論されているかというお尋ねですね。この点については、そこまでオープンにはしておりません。むしろ、密かにやっていく、その時の中心メンバーが、こっそりと紛れ込ませるような判断でした。

例えば女性を参加させておくことで、将来的に女性を参加させる事態が起こった時の布石にする発案はこっそり考えたものでした。やらなかった町内や山組もおられました。やらなかった山組は後から「うちもやっとならばよかった」と言っていました。

(小谷竜介) ありがとうございます。そうすると、女性参加の問題は、地元で課題として既にある、それが「ここで使える」とお考えになったのでしょうか。

(武田俊輔氏) そういうことになります。あらかじめそういった問題意識を常に持って、それを滑り込ませる判断、そういう普段からの問題意識を、コロナ禍の機会を捉えて行ったものでした。



質問 担い手が考える無形文化遺産の防災の課題

国立民族学博物館の日高と申します。後ほど、総合ディスカッションで登壇させていただきます。午前中、ご紹介いただいた有識者会議のメンバーの一人でもありました。先ほど民博の名誉教授である林さんが阿部さんに質問して、僕がまた阿部さんに質問するという形にはなってしまいますが、阿部さんに質問させていただきます。有識者会議で、無形文化遺産の防災ってどうするかを議論していた時、あまりにも対象が広いので、まずは民俗芸能を想定しながら考えていこうという前提から出発しました。

民俗芸能の視点から考えた時に、阿部さんが実際に神楽師として芸能の継承を实践されているなか無形遺産の防災を考える際、特に留意してほしい点がございましたら、最後の総合討議の際に司会の方の参考になるのではないかと思います。質問いたします。どうぞよろしく申し上げます。



回答

(阿部久利氏) 神楽師として被災した時の話にもなりますが、ソーシャルコミュニティワークを考える時に、社会資源に民俗芸能が入っていない実感があるので、民俗芸能を活用した防災

意識向上について、最近は考えております。被災した後に道具をどう再生するかではなく、減災・防災のために、地域資源である民俗芸能を受け継いでいる継承者が、防災においてどのような活動をすべきかを、継承活動の一環として捉えて考えるように心掛けているところですので、その点について少し議論をいただければと思います。

コメント 総合討議で議論してほしい課題

京都大学防災研究所の金です。次の総合討議の時に先生方にご議論していただきたいことがございます。先ほど武田先生の話の中の責任の外部化をするというお話が非常に刺激的でした。今日の趣旨には、無形文化遺産は地域を持続可能にするという前提が当たり前のように入っていて、そこから議論が始まっていると感じておりました。

私がお実際、地元の皆さんから聞いている印象では、地域によっては、無形文化遺産の継承自体が、世代間や地域内の意見を分断している事態が起こっています。地域の内部でどうすればいいか判断がつかないなかで、防災も地域全体で一緒に考えましようと言う話になった時、その問題をさらに加速化させるので、やめてくださいという意見はよく言われます。

やはり無形文化遺産は範囲が広く、災害のハザードによって損失される価値も異なるので、単一的に考えることはできず、それぞれの無形文化遺産とハザードとの関わりのなかで、どこを守り抜かなきゃいけなくて、どこは変質してもいいのかを明確にするマトリクス作業が必要になってくると感じました。これまでの議論ではそこまでの話がまだ見えておりません。たくさんヒントはいただいたような気はするので、ぜひ、次のセッションで先生方に御議論をお願いできますでしょうか。よろしく申し上げます。

小括

後藤知美（文化財防災センター）

午後の部では3名の方にご発表いただきました。3名の方の発表を、午前の発表で示した無形文化遺産の4つの要素を使って整理したいと思います。若松様のご発表が、場所への被害、阿部様のご発表が用具の被害、武田様のご発表が機会の被害と整理できます。

4つの要素のうち、人の要素は、無形文化遺産の被害という観点から、もっとも身近でイメージしやすい要素です。そのため、今回は、人以外の要素の被害が、実際にお祭りや行事、技術にどのような影響を与えるのかを、具体的事例から考え、3名の方に発表をお願いいたしました。



等覚寺の松会

等覚寺の松会の事例は、災害対応の対応法が非常に素晴らしく、迅速でした。若松さんご自身も発表の中で触れていたとおり、基本情報の把握と共有、応急対応のための物的資材の確保は、かなりスムーズに行われたと言えます。

ただし、ここで忘れてはならないのが、等覚寺の松会は、調査研究や報告書の刊行、映像記録作成といった取り組みを非常に熱心にされてきた行事である点です。そうした取り組みの集積や経験が地域の財産となっており、被災し今後どう復旧していくかをまとめる段階で、それらの成果が、復旧方針を検討する材料として機能したと、本日の発表をうかがって感じました。

事前に何をやっておくかという問題は、非常に重要な問題です。本日お話いただいた内容から、災害対応を検討・協議するための体制づくりの必要性を改めて実感しました。若松さん

の発表のなかには、福岡県の文化財保存活用大綱の話題も出ておりました。ご発表を聞き、行政が作る計画的なものが実際の発災時に効力を発揮できるのかという点については、うまく仕掛ければ有効に働くのではないかと期待を持ちました。

また日常の文化財保護行政の中での取り組み、例えば、記録作成や後継者養成事業の成果が、守るべき価値を支える根拠となることもあるでしょう。また、そうした取り組みを通じて、地域内外における様々なネットワークが構築されます。困った時に助けてくれる存在との関係も形成され、そうした方たちが、無形文化遺産の防災に関わっていく良い機会となり得ます。

等覚寺の松会

▼ 災害対応のための準備

- 基本情報の把握と共有
- 災害対応のための物的資材の確保
- 無形文化遺産の「価値」の共有
 - ・ 再開・修理・復旧（復興）方針をまとめる鍵となる

▼ 災害対応のための体制づくり

- 各種の計画上での位置づけ
- 記録作成や後継者育成等の取り組み
 - ・ 守るべき「価値」を支える根拠
 - ・ 人的資源の蓄積（困った時に助けてくれる人）

2

■ 雄勝法印神楽

次に、雄勝法印神楽についてです。事例で私が印象的に感じたのが、面の復旧・再生と、千早という衣装の再生について、地元の方にとってもその難易度が異なった点でした。長期的に使用していた用具は専門家の方や業者の方にメンテナンスや修理をお願いすることが多かったために再生しづらく、他方で、傷みやすく補修も修理も自分たちの手でしていた用具は再生しやすいというお話でした。用具と人の関わり方で、再生のハードルに影響が及んだ点が興味深かったです。

久保田さんの発表で、有形資料の採寸や写真記録の話が登場していたと思います。阿部様のご発表の内容を踏まえると、それぞれの用具の性格に合わせてどういう記録を、作っていった

らいいのかを考えなければいけないことが分かります。話が細分化していった恐縮なのですが、用具もそれぞれに色々な使い方や役割、位置づけ、性格があって、それに合わせて、一番適した記録の取り方があることを、事前段階では意識しておいたほうが良いと感じました。

本日、道具の再生について発表いただきましたが、阿部様の話をうかがっていくと、各要素が相互に関連し再開に至ったプロセスが見えてきます。周囲の方や地元の方の「神楽を見たい」「やりたい」という声や、道具の再生の機会はもちろん、発災直後から折々にふれて神楽を奉納したり披露したりする機会を得たことが、地元の皆さんのモチベーション維持に繋がり、最終的な再開に繋がっていく過程が浮かび上がってきました。1つの要素に対処しにくい課題があっても、各要素が関連し影響しあうことで再開に至る場合があることが、阿部様の発表から明らかになりました。

雄勝法印神楽

- ▼ **道具の被害**
 - 同じ道具によっても再生のしやすさ・しにくさがある
 - ・ 「面」：長期的使用、専門家・業者への依頼
 - ・ 「千早」：短期的使用、地元主体の手入れ
 - 記録作成が重要 → **どういう記録が必要か？**
- ▼ **要素の相互作用が「再開」に繋がる**
 - 一つの要素だけでは、なし得なかつたろう「再開」
 - ・ 「人」：周囲からの「見たい」の声
 - ・ 「道具」：道具の再生
 - ・ 「機会」：神楽を披露する機会

3

■ 長浜曳山祭り

長浜曳山祭は大規模な祭礼で、様々な立場の方が多く関わるお祭りです。祭礼を傳承する共同体の外部の方も関係しつつ、共同体の内部の論理によって行事は行われます。行事实施のためには、地域社会内の衝突や葛藤をうまく回避をしつつ、内側と外側との論理的な整合性を確保しながら、祭礼の開催に向けて筋道をつけなければいけないわけです。新型コロナウイルス感染症拡大下の祭礼実施は、複雑な調整を経て、現在の実施状況に至った点が、発表から分かりました。

ただ、大規模な祭礼だからこそできたという部分も感じられました。通常どおり祭礼を行う際にも、様々な関係者の方との調整が繰り返さ

れているからこそ、非常事態下でも開催に漕ぎつけられた側面はあると思います。つまり、もともとの傳承のプロセスにも、共同体内の調整や交渉といった作業が含まれており、担い手や関係者が調整力を発揮できたのだと感じます。

もう1点、祭礼の実施方法の変化を、一つの選択肢として戦略的に蓄積している点が印象的でした。行事への母親の参加にまつわる判断にあらわれていたと思います。自分たちが今回、緊急的な対応として下した判断を、将来の祭礼における選択肢や可能性の一つとして残すことを主体的に選び取っている点は、これまで傳承する人たちの間で調整や合意形成を繰り返してきた歴史があればこそ戦略だと思います。

曳山祭りの事例から、担い手や関係者間での合意形成は緊急事態のもとで行うにはハードルが高く、事前に取り組んでいたほうが良い作業だと感じました。もともとそういった作業を当たり前に行っているところと、そうでないところでは、経験に差が出てくるでしょう。そして、多くの無形文化遺産の担い手、主体となる団体は、そういった経験がない団体であることが多いです。災害発生時のことを話し合う機会を、災害前に作っておく、例えば話がまとまらなくても、しっかり機会を作って、災害時の想定されるリスクについて地元で話をしておけば、その経験が、発災後には活かされていくのだろうと考えます。

長浜曳山祭り

- ▼ **大規模祭礼のメリット・デメリット**
 - 多様なアクターの論理を調和させる難しさ
 - ・ 外部の論理と内部の論理の整合性
 - ・ 地域社会（担い手）内の衝突・葛藤を回避
 - 大規模祭礼だからこそ「できた」部分があるのでは？
 - ・ 通常の祭りの催行においても不可欠な調整
 - ・ 祭りの運営の論理が、ある程度共有されている
- ▼ **合意形成の難しさ**
 - 緊急事態下に行うのはかなりハードルが高い…
 - 事前に取り組んでおく必要がある

4

冒頭で人の被害は無形文化遺産が受ける被害の代表例と申し上げました。多くの無形文化遺産は、現在、後継者不足、過疎化、少子高齢化の問題を抱えています。つまり、人の問題は、自然災害による被害にとどまらず、無形文化遺産が潜在的に有するリスクでもあるわけです。

そして、人の要素は、災害による無形文化遺産への影響が長期化する要因でもと考えられます。3名の方の発表から、改めて無形文化遺産の防災に必要な作業を考えてみたいと思います。

繋げることもできるでしょう。この、平時の取り組みと防災に特化した取り組みを往還しながら、「危機に対抗する力」を、各無形文化遺産で内部に培う方向が、事前の段階で目指すべき目標だと考えました。

発表をお願いした狙い

▼ 「人」の被害

- 無形文化遺産が受ける被害の代表例
- 無形文化遺産が潜在的に有するリスク
 - ・ 「後継者不足」「過疎化」「高齢化」等々…
 - ・ 災害による影響が長期化する要因でもある

▼ 「人」以外における被害が与える影響

- 災害対応上の「戦略」の意識化
- 平時の防災対策を通じて「危機に対抗する力」をつくる
 - ・ 平時の防災対策の作業過程
=すべての要素（「人」の要素も）の底上げにもなる可能性

5

1つは、災害対応上の戦略を意識的に構築する必要がある点です。例えば、被害状況がはっきりと分かって、災害発生後の比較的早い段階でアプローチをしやすい有形的な要素から入り、それを人や機会の被害把握へと広げていくアプローチはとることができるのではないのでしょうか。

大きな被害が出ているなかでは「何を優先すべきか」という判断が常につきまといまいます。無形文化遺産が持つ複数の要素のなかでも、緊急的にやったほうがいいものから、その他のものへと広げてアプローチしていく、無形文化遺産における災害対応の戦略の確立を、ポイントとして指摘したいと思います。

この戦略は、平時も活用できるものでもあります。例えば、最初は、用具の取り扱いに困っている方に用具の取り扱いを教え、その取り組みを発展させながら次の段階として形があるもの以外の無形の要素の伝承に目を向けてもらうような働きかけもできると思います。

無形の文化遺産の防災では、平時の防災対策を通じて、危機に対抗する力を構築することが必要だと考えています。平時の防災対策の作業過程が、全ての要素の底上げになる可能性があります。

平時の文化財行政で取り組む事業に、防災のエッセンスを取り入れることです。両者を切り離さず考えることで、文化財保護行政のなかで防災にも取り組むことができますし、防災を一つの切り口に平時の取り組みの強化と促進にも

第三部

総合討論

コーディネーター

今石みぎわ（東京文化財研究所）

パネリスト

村上忠喜
（京都産業大学）

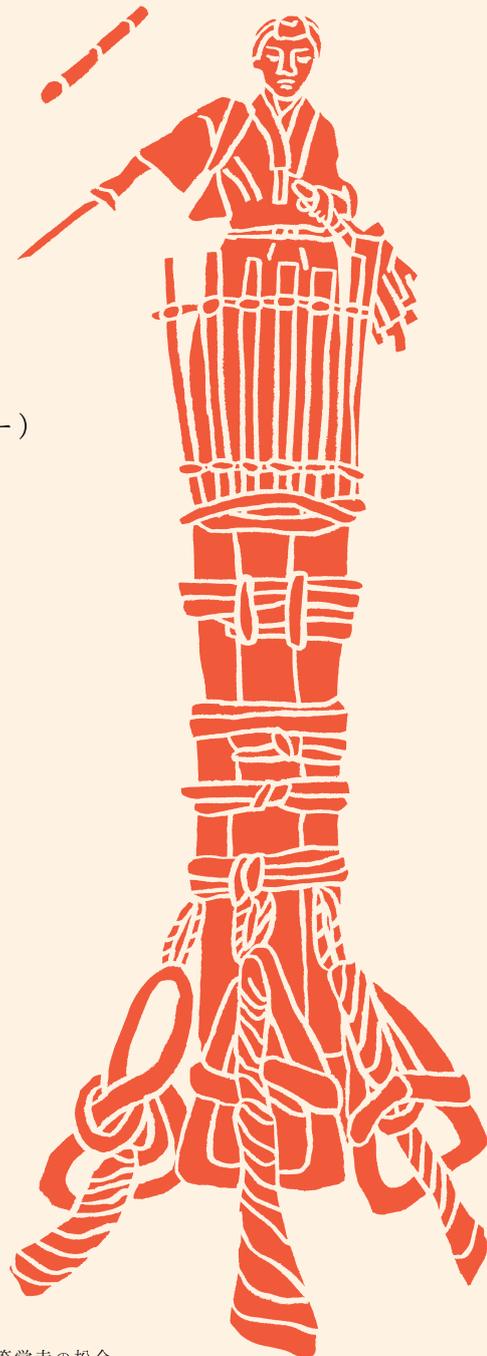
宮田繁幸
（東京福祉大学）

日高真吾
（国立民族学博物館）

野嶋洋子
（アジア太平洋無形文化遺産研究センター）

佐藤翔輔
（東北大学災害科学国際研究所）

小谷竜介
（文化財防災センター）



等覚寺の松会

総合討論



(司会) 時間となりましたので、第三部を始めたいと思います。総合討論では、令和3年度文化財防災センター事業「無形文化遺産の防災に係る有識者会議」にて委員を務めていただいた京都産業大学・村上忠喜様、国立民族学博物館・日高真吾様、アジア太平洋無形文化遺産研究センター・野嶋洋子様、東北大学災害科学国際研究所・佐藤翔輔様、東京福祉大学・宮田繁幸様の5名の先生に、ご登壇をいただきます。また、文化財防災センター・小谷竜介も加わって議論を進めてまいります。ここからの進行は、コーディネーターである東京文化財研究所・今石みぎわが務めます。

(今石みぎわ) 東京文化財研究所の今石です。短い時間ですけれども、皆さまよろしくお願いたします。最初に少しだけ私自身のことをお話ししたいと思います。私が東京文化財研究所に着任したのは、東日本大震災直後の4月でした。

私自身、東北地方で民俗学を学んできたこともあって、震災の被害を胸がえぐられる思いで見えておりました。ですので、その後の数年間は、無形文化遺産の復興、あるいは、無形文化遺産の防災を、自分の中でも大きな課題として意識し、調査を進めてきた経緯があります。

その時の感覚から言うと、今日のような無形文化遺産の防災をテーマにしたシンポジウムが開かれるのは、「やっとここまで来た」という、非常に感慨深いものがあります。当時の感覚からすると、「無形文化遺産の防災、何それ？」

といった雰囲気が主流でした。文化財に関わっていらっしゃる方ですらそうした反応で、ほとんど議論の蓄積がなかった状況でした。

文化財防災は、ご承知のとおり、これまで有形の文化財が主導で進めてきた分野です。非常に乱暴な言い方をすれば、有形の文化財は被害が目に見えやすい、そうすると、対処の仕方も検証しやすい。あるいは、ハード面をある程度整える—例えば耐震設備を整えとか保管の環境を整えることで、防災・減災を推進することができます。

しかし、これに対して無形文化遺産は、今日、後藤さんの発表のなかでも無形文化遺産は複数の要素から成り立つという話がありましたが、人・物・空間・機会が有機的に絡まり合う、様々な要素・要因や関係者が有機的に絡まり合う中で存在しています。かつ、常にその時点での社会的な状況に対応しながら、変化しつつ伝えられてきたものです。

もちろん、無形文化遺産の伝承にも、用具や施設といった有形のものも含まれるので、これまでの文化財防災の議論が援用できる部分は多くあると思うのです。一方で、無形文化遺産特有の問題もあるという点は、今日ここまでの議論でご理解いただけたと思います。

被害が目に見えにくい、長期化しやすい、あるいは無形文化遺産それぞれによって状況が様々であり、多様性がある。あるいは、関係者が非常に多いという問題。そして、無形文化遺産の復興が地域の復興と歩調を合わせるようにして進められていくなかで、どうやってアプローチしていくのかという点では、これまでの有形文化財に対するアプローチとは異なる視点からのアプローチが、追加で必要になってくるのが前提として考えられます。

ここにご登壇いただいている方たちは、1年間、有識者会議に参加してくださった方たちです。そこで何が話しあわれたかということ、後藤さんのご発表にもあったように、これから文化財防災センターがどういった取り組みをしていくべきかという方針が話し合われたわけです。それをもう一度だけおさらいしておく、災害の被害を最小限にとどめて、かつ、災害が起こった後に、その後の復興のステップをできるだけ

円滑に進めていくための「事前の準備」を、各無形文化遺産の担い手の方や地方公共団体などの関係する方々に取り組みでいただきたい、そのお手伝いや支援といったものを、防災センターが行うということだったと思います。

それをこれから具体的に進めていくわけですが、本当にそれがうまくできるのかというのが、第3回の有識者会議の最後でも意見として出ておりました。後藤さんが見せてくれたロードマップがあまりに美しく出来過ぎていて、「本当にできるのか」という話になったわけです。

ですので、今日の討議の中では、具体的に事業を進めていく際に、どういうところに気を付けなくてはいけないか、これまでのどのようなノウハウが使えるのか、あるいは、どういう課題があるのかという点を議論できればと思っています。

これまでのお話の中でも、例えばガイドラインを作る、記録のあり方を考えるなど、様々な解決策が出ていたと思いますので、こうした提案も含めて議論できればと思っています。ご登壇の皆さま、自己紹介も兼ねて、これまでこういった形で無形文化遺産や、あるいは防災といったことに携わってこられたのかを簡単にお話しいただき、今言った課題に対するご意見やご提案、ご感想も含めて、お話しただけならと思っています。最初は宮田さんをお願いしたいと思っています。



(宮田繁幸) 宮田と申します。本日会場内には、ご存知の方もいっぱいいらっしゃるし、ご存知じゃない方もいらっしゃると思います。東京福祉大学に所属しておりますが、別に、福祉の専門家でも何でもございませぬ。今お話しいただいた今石さんが入所した当時の、無形文化遺産部長でございました。私はそれ以前、文化庁伝統文化課の芸能部門の調査官として文化庁に勤

めておりました。ですから、阪神・淡路大震災も、文化庁におったわけです。

しかし、その当時は全く、無形、特に芸能分野では、防災という感覚や視点はほとんどなく、やはり、深く関わった最初は東日本大震災です。東日本大震災の起こった年に、今石さんが着任されてすぐ5月に文化財レスキューの一員として石巻に入ったというのが、最初の経験でございます。

ただし、それは無形文化遺産部長、つまり無形文化遺産の専門家として入ったというわけではなくて、たまたま、その時、無形文化遺産部で車の免許を持って運転できるのが私だけだったということと、当時50代前半で、少しは体力がありましたので、力仕事要員として、石巻文化センターの近くにあったパルプ工場から流れてきた大量のパルプを除去するという作業を1週間やらせていただきました。

その時は、他のメンバーとして、もちろん有形の専門家もおられましたし埋蔵文化財のご専門の方々もいらしたわけです。そういう方々は専門的知見を、そのレスキューの現場で生かす機会がおりになったろうと思います。私は当時、無形の専門家という立場が全く生かせないという忸怩たる思いがございました。だからといって手を抜いていたわけでは全くなく、一生懸命やりましたが、今日このシンポジウムに参加し、昨年の有識者会議にも参加し、先ほど、今石さんからもありましたが、「やっとなんかここまで、無形も来たか」ということは実感しております。

もう一つ感じたのは、先週でしたか、マスコミで、「若者に通じないビジネスの場でのおやじ言葉」というのが発表されていて、私はおやじなので挙がっていた言葉のほとんどが分かるのですが、その中に「一丁目一番地」という言葉がございました。

政治家の人はよく使うのですが、あまりビジネスでは使わないですね。まさに、無形文化遺産は、災害に対する復興とか、あるいは防災という観点から見ると、「一丁目一番地」なんじゃないかということ、強く思ったわけです。

先ほど、無形文化遺産を一律に論じるべきではないという、フロアからのお言葉もありましたけれども、特に、祭礼とか民俗芸能がなぜ行われているのかと。現在は、文化財だから、あるいは伝統だからと継承されている面も多いとは思いますが、その大元を考えると、その地

域社会や地域のコミュニティが平和に存続していくための祈りの気持ちから始まっていると思います。ですから、災害に対する備えという意味で、無形文化遺産の、特に民俗芸能や行事が続いてきたということ、今後、この事前準備も含めた活動の中で、もっと多くの皆さんに再認識してもらおうというところを出発点にすればいいのではないかと考えて発表を聞かせていただいております。以上です。

(今石) ありがとうございます。無形文化遺産が復興に際して持つ意義は、私自身も非常に感じています。先ほど阿部さんのご発表の中でも、実は担い手の方も、震災が起こって初めて、こんなに力があるんだと気付いたということをお話しされていました。そういったことをこれから社会に対しても、もっと戦略的に発信していく必要がありますね。

そうしましたら、奥の村上さんからこちらに向かって、日高さん、村上さん、野嶋さん、佐藤さん、そして、最後に小谷さんにまとめていただくという形でお願いしたいと思います。

(日高真吾) 国立民族学博物館の日高です。先ほど質問させていただきました。私は、民俗文化財、中でも、民具といわれる資料の資料保存を専門としています。そういう意味では、今日のテーマの無形の文化財よりも、有形の文化財が専門となります。

私自身が実際に、民具あるいは民俗資料の保存を考える時には、それらの資料を将来に向けて継承していくというゴールがあって、そのための保存という活動をしていきます。では、なぜ継承するのかと問われた時、レジリエンスとか持続可能な社会という言葉がいろいろ出てきますけれども、いずれも目指すところは、豊かな社会の創出だろうと捉えています。自分の中では、その時に、文化財あるいは文化遺産は絶対必要な資源であると考えています。

ただ、保存と継承だけの活動だけだと、継承という目標まで到達できないということ、東日本大震災の時、あるいはそのほかの災害で被災した民俗資料のレスキューをやりながら気付くところがありました。

どういうことかといいますと、保存しようとする資料が、一体どういうものなのかという再発見をするプロセスが保存の前には必要で、そこで再発見された知識や知見も含めて保存した

うえで、しっかりと活用し、今を生きる世代の人たちが、その文化の素晴らしさに気付くというプロセスを経て、初めてこの文化財を次の世代に「継承しましょう」という機運が高まるのだと考えます。

これが、私自身が今考えている、文化財保存の一つのモデルであり、文化継承の一つのモデルと考えていて携わっています。

そうした気付きは、今日も会場に来ておられますけれども、1995年の阪神・淡路大震災の時に初めて文化財レスキューが行われた際、当時中心的な役割を担った内田先生のもとで文化財レスキューの手伝いをさせてもらう中で得たものです。

もう一つ、民俗文化財で大事なものは、実は、モノだけを直すのではなく、その民俗資料、民具が一体どういう使われ方をされていたのか、その地域においてどのような生活の部分を支えていたのかという情報も残すということです。これは記憶の部分、つまり無形の部分です。そうした記憶や情報を併せもってモノを残していかなければ、資料はなくなってしまいます。

本日の話をお聞きして無形と有形の両者が二項対立論で語られることはないのですが、この点を整理しておかないと、結果として二項対立論で語られるという、若干の危うさを感じていました。私自身としては、無形と有形の両面から矛盾なく、有形の中にも無形の情報があると思いますし、無形の中にも有形の中から学び取れる情報があるという考え方で、この仕事に携わっております。

そこでまた保存の問題に戻るわけですが、私たちの扱う資料で、一番、保存上何が問題になるのかというと、生物被害や避けようがない経年劣化、時間の流れのなかでモノが劣化していく事態に対して、どのような手を打てるのかを考えていくことが主要テーマでありました。

一方、阪神・淡路大震災以降を見ていると、災害によって資料が失われてしまうことが大きな要因となっていることを日本では気付き得たため、日本では文化財防災の観点から文化財の保存について考えるようになったという経緯があると思います。

したがって、私自身は文化財防災になぜ取り組むのか、何故必要なのかへの回答は、先述の内容を踏まえると、豊かな社会をつくるに当たって必須の存在である文化財を保存し、継承していくために、文化財防災にも取り組むとい

う答えになります。

具体的に、東日本大震災では、今日も来られていますけれども当館の名誉教授の林先生と、いろいろと無形文化遺産の支援について議論しながら活動を進めてきましたので、後ほど時間があれば紹介できればと思います。私からは以上です。



(今石) ありがとうございます。有形の中にも無形の伝承がある、まさにそのとおりだと思いますし、価値の再発見のプロセスを経なければいけないという点も、非常に重要な指摘だと思います。先ほど、後藤さんから話がありました、記録を事前にとって蓄積して、常に再確認するという点にも繋がってくると感じました。そうしましたら、村上さん、お願いいたします。

(村上忠喜) 京都産業大学の村上と申します。今日は、皆さんの報告に目を開かれたことがたくさんありました。ありがとうございました。

私自身は防災について研究したことはあまりなく、この会に召集された時もお招きいただいた理由が当初分からなかったのですが、20年以上、京都市の文化財保護課で民俗担当の技師をしておりまして、そうした経験から文化財行政の面からの意見を期待しているというご説明でしたので、メンバーに加わらせていただいた次第です。

自己紹介を兼ねて防災との関わりを話せということだったので、何にしようかと思って迷ったのですが、去年まで、日本民俗学会の編集担当理事をしておりました。学会誌『日本民俗学』では、3年に1度、『研究動向号』を出します。動向号では、民間信仰や生産・生業といった分野別に研究動向をまとめます。私が編集担当だった時、今回の動向号は分冊にしようという話になりました。通常分野別の研究動向は残

しておき、それとは別にテーマを組んで別冊にしました。

そこで、テーマの一つに災害と民俗学、つまり、東日本大震災10年を経て、今日まで様々な活動がありましたけれども、被災地での民俗学の研究者の取り組みの振り返りと、コロナ禍における全国の祭礼行事あるいは芸能の様子、あるいは博物館活動への影響をまとめました。

もう一つのテーマに、2019年に改正された文化財保護法と、続いて改正された博物館法の問題、そして国際的には、ICOMの新博物館定義に表れるように、いわゆる社会的課題に文化財保護や博物館が対応すべきだという方針へと舵が切られていましたので、それを文化政策の中で、どうコントロールしていくべきかという特集を組みました。興味のある人は見て、読んでください。

よくよく思い出してみたら、今日お話しされた武田さん、久保田さん、後藤さん、小谷さんに、その特集号に書いていただいていた。武田さんやその他の方々のお話にも登場した、合意形成という観点について私見を述べたいと思います。

文化財保護法が改正になって、あまりまだ数はそろってはいませんが、各都道府県で文化財保存活用大綱を、市町村では保存管理計画を策定しているところが増えてきています。当然、そのなかでは、防災についても触れられていくことになります。

民俗文化財、無形の文化財に関しては、これまで文化財保護行政が行政と保存会の、一対一の関係の中で処理されてきました。その体制では、なかなか、新しい時代に対応できないという話が出てまいりました。それは、先ほどの、若松さんのお話でしょうか、保存会と関連団体の組織図が出ていましたが、現在、無形民俗文化財を保存会だけの力で担っているところは少なくなっています。

ところが、文化財保護行政は保存会しか把握してきていないような状況もあるので、今後はもう少し範囲を広げて考える必要があります。例えば、民俗芸能を享受する人、楽しむ人たちで構成されたサポート組織のような、直接の担い手ではないけれど継承を支えている存在や組織、これを文化政策の中にどう定義していくのかという点も大事だろうと思います。その上での合意形成、保存会だけの合意形成ではなく、広い組織をつくった上で実態に即した合

意形成のあり様を、文化財防災センターはどうされていくのかなと考えているところです。

先ほど昼食の時に小谷さんに「文化財防災センターには補助金はあるのですか」と聞きましたところ、「ない」とおっしゃいました。ないのであれば、何か災害が起こった時の対応をどういうふうにするのかと。基本的に公務員の仕事は、お金をどう振り分けるか、極論を言えば、集めた税金をどこにどう落とすかが一番大きな仕事ですので、無形文化遺産の防災の実態を捉えどのように効果的な実行性の高いことに資金や知恵を投下していくか、ここが肝要になると考えています。



(今石) 補助金のお話、後で小谷さんにもお答えいただければと思いますが、いかに広いネットワークを築いていくのかは、普段の無形文化遺産の保護に関しても非常に重要な課題だと思っています。とにかく、地域が弱っていく中で、外の人を入れないと、もう成り立っていかないものがたくさんある。そんな中で、関係人口をいかに増やしていくかが普段からの課題になっていく、それがやはり防災にも繋がっていくということ、あらためてお聞きしていました。次に、野嶋さん、お願いできますでしょうか。

(野嶋洋子) アジア太平洋無形文化遺産研究センターの野嶋と申します。私の所属しておりますアジア太平洋無形文化遺産研究センター、IRCIと呼びますが、これは、東京文化財研究所や文化財防災センターと同じ、国立文化財機構の中の一組織で、非常に小さな組織になります。

少し特殊なのは、この機構の中であって、日本国内の文化財ではなく、アジア太平洋地域の、海外の無形文化遺産を中心に扱っているという

点です。

あともう一つ、私たちは、機構の中の一組織であると同時に、ユネスコの無形文化遺産領域におけるカテゴリ2センターという立場でもあります。ですので、基本的にはユネスコの「無形文化遺産の保護に関する条約」および無形文化遺産保護の推進に資するような活動をしていかなければいけない、そういうミッションを持った特殊な組織です。

私たちの組織では、2016年度から、アジア太平洋地域における無形文化遺産と災害リスクマネジメントに関する調査研究ということで、当時から東京文化財研究所無形文化遺産部にも協力いただきながら、アジア太平洋の各地で無形文化遺産が具体的にどのような被害を受けるのか、どういうふうなそれを保護していけばいいのかを考える活動をしてきております。私自身、その事業の運営にも関わってきました。

同時に、無形文化遺産には、実は防災に有効な側面もあるのではないかという視点があります。これは、ユネスコも非常に高い関心を持っていた視点で、この2つの側面を意識して、当時から現在に至るまで事業を進めています。特に、2020年度からの活動では、より具体的に、アジア太平洋の特定のコミュニティにおいて、無形文化遺産のどのような要素や側面が影響を受けるのか、それが、防災や災害のサイクルの中の、どの過程で生じるのかを丁寧に見ております。

無形文化遺産に含まれるものは非常に幅広く、日本の文化財制度内には入ってこないような要素もあるのですけれども、それらをいっしょくたにして論じていくと何が何だか分からなくなっていく。そこで、ユネスコのカテゴリに依りながら、それぞれの区分に分けて見ていくという非常に細かな作業を、各国の研究者に協力してもらいながらやってきていて、それを踏まえて、今、現地調査をやっているところです。

特にコミュニティを中心にした保護のアプローチですとか、場合によっては、その無形文化遺産を活用した、コミュニティにおける防災計画を考えていくことはできないかと活動をしています。ちょうど今、各国のカウンターパートからレポートが上がってくるのを待っているところです。

来年度になると、より具体的な事例も交えながら議論ができると思っています。特に、後藤

さんが紹介してくださった構成要素の図の、人・場所・用具・機会の区分、実はよく似た区分を、私たちも2020年度からの活動の中で使っています。

私たちの場合は簡単に、人と場所とモノ、道具でも用具でもなくて、素材なども含めて、モノというくくりにしているのですけれども、そういう区分に分けて、実際に自分たちの無形文化遺産に当てはめてみて、こういう災害が起きた時に、何が被害を受けるのだろうかという点がある程度分かってくれば、そこから、被災したらどうすればいいかを考える次のステップに進んでいけるのではないかと考えておりまして、そういう具体的な例が出てくることを期待しているところです。

ですので、私たち自身、文化財防災センターの動きにはとても関心を持っております。また来年度事業で一緒にしつつ、試行錯誤も繰り返しながら、より色々な、アジア太平洋地域にも応用できるようなガイドラインなりツールキット的なものが、この先、防災センターの活動から出てくるとよいと思っています。



(今石) ありがとうございます。海外の事例ということで、環境も違いますし災害の種類も恐らく違う、無形文化遺産の中身も違うわけですが、共通言語で話せる場所も恐らくたくさんあると思います。

先ほどフロアから、無形文化遺産というのは非常に多様だというお話が出ましたが、これは普段の保護の段階でも、これをすれば有効だという特効薬的な回答は無形文化遺産に関してはあまりなく、そうなった場合に、やはり様々な事例をとにかく積み重ねて、いつでも参照できる状況にしておくことが、ひとつ有効な手段としてあると思っています。そういった意味では、海外の事例も含めて事例を集積していった

らよいのではないかと感じました。それでは佐藤さん、お願いいたします。

(佐藤翔輔) まず、自己紹介から始めます。私に取り組んでいるのは、過去起きた、現在起きた災害について、体験や知識を広く地域や社会に共有するための仕組みづくりや、災害時に発生する情報のマネジメントを主な専門としています。ただ、私のように地方におりますと、結局、何でもさせられることになりまして、事前に行う防災や避難行動、復旧・復興までお手伝いするようなことをしております。そういった点では、先ほどから盛んに質問されている京都大学の金さんと同じような立場にいる者です。

午前の部の質疑応答で、「そもそも、こういう文化財防災に取り組むにあたっては、翻訳が必要じゃないか」というご指摘があったと記憶しています。まさに私もそう考えています。恐らく、文化財防災と地域で取り組む防災の間には隔たりがあって、隔たりを埋めるような、翻訳するような取り組みが必要だと考えております。そして翻訳と、もう一つ大事な戦略として「溶け込み」も必要だと思っています。

最近、防災の中で「フェーズフリー」という言葉がはやっております。要は、平時にやっていることが、いつの間にか災害時に生かされることを、フェーズフリー概念と呼びます。昔から大事だと言われてきたことですが、それが片仮名でシンボル化されました。何でそういうことが求められているかということ、防災のためだけにできないというところが正直なところかなと思います。

これは、金さんも私も現場に行った時、何度も「それはちょっと、できない」みたいな場面に遭遇しています。その時に大事なことは、先ほどの翻訳だったり、敷居を下げたり、いつの間にか防災になっているみたいなことにアプローチが及んでいかないと、なかなかうまく進みません。

そういった意味で、先ほど後藤さんが出された構成要素の図ですが、人・場所・用具・機会とあった時に、後藤さんは、場所・用具・機会ということで、人以外のところからアプローチする戦略を最後にご提示されました。それがアプローチ1ですね。もう一つは、私はやっぱり人中心でアプローチしていただくのがいいなと思います。これは先ほどの「溶け込み」とか「いつの間にか」の対策に関わってきます。

今日、午後ご発表していただいた方に失礼な発言だったら後で叱っていただきたんですけども、ご発表をうかがって、「場所が駄目でも、道具が駄目でも、機会が駄目でも、何とかなった」というふうに私には見えたわけです。要は、場所が駄目で道具が駄目で機会が駄目であっても、それ以外のリソースがしっかりしているから、形を変えつつ持続可能なものへとトランスフォームしていることが、私にとって大きな発見でした。

そこで失われてなかったのは、多くの方が亡くならなかった、生きておられたなかで実現できたと思います。そういう意味では、無形の文化財においては、人は必須の要素だという点は、私が言わなくても、皆さんが共通に認識されていることですので、人を守ることを第一優先に、私は考えるべきだと思います。だから、無形の文化財の防災が人の命を守る防災になれば、私はいいいのではないかと考えています。

当たり前のことを言っています。災害対策基本法という、日本の防災をつかさどる基本の法律の一番新しい改正で何が変わったかというところ、避難行動要支援者と呼ばれる人たちの個別避難計画の策定を努力義務化するという内容が入りました。まず避難行動要支援者という方たちは、自分一人でスムーズに避難できない方、サポートが必要な方を指します。その方のためだけの避難計画を、個別避難計画といいますが、これを作ることを自治体の努力義務とするということが、最新の改正の一番のポイントです。

私は、この個別避難計画の対象者の一人が、無形の文化財のキーパーソンなんじゃないかと思っています。既に、介護度の関係で、必然的に個別避難計画の対象者になる可能性もあると思いますが、地域にとって非常に重要な命であるとする、その方の個別避難計画を考えること、一般の防災に取り組んでいることが、無形の文化財の防災における一番のクリティカルポイントを保護してくれる意味では、「無形の文化財のための防災です」というよりも、普通に「災害から命を守るためです」とやったほうが、一段、敷居が低くなり、かつ、先ほど述べたように「災害対策基本法で努力義務化されています」と、制度がさらに乗っかれば、前進すると思っ

て聞いていました。

なので、先ほどの後藤さんの提案、アプローチ1は、場所・道具・機会から入るほうがやりやすい、戦略として取りやすいというプランA

と、やっぱり人中心に考え、無形の文化財の防災じゃなくて、そもそも災害から命を守るというアプローチに変える、溶け込ますという戦略も方法としてあり得ると思いながら聞いておりました。以上でございます。

(今石) ありがとうございます。人中心のアプローチと聞いて私が思い出したのは、東日本大震災の後にも非常に印象的だったのが、「家や車は流されたけれども、体に染みついた技だけは流されなかった」とおっしゃった方がおりました。確かその方は漁師さんだったと記憶していますが、それは芸能も同じで、それが無形の強みなのかなとも感じるところです。

それから、無形文化遺産の防災という特化した形ではなくて、防災計画全体の中に無形文化遺産を組み込んでいくというご指摘は非常に重要だと思います。

先ほど村上さんもちらっとおっしゃった、地域の保存活用計画や、日常業務の中に防災をうまく入れ込んでいくことが、今後、持続的に取り組んでいくためには必要だということは実感するところです。ここまでの先生方のお話を受けて、小谷さんに文化財防災センターとして、今までのコメントに対する返答ですとか、どういったことを今後中心的に考えていくのかについてお話いただきたいと思っています。

(小谷竜介) 私は、東日本大震災の対応では文化財レスキューに携わって資料の救援をしてきたという面と、他方、無形民俗文化財の研究者として地域の民俗芸能について関わってきたため、そのまま震災以降の対応も継続してやったという二面を持っています。

両者はあまり重ならないので、この十数年間、「小谷さん、こういう事もやっておられるんですね」というコメントを両者の関係の方から言われてきました。東日本大震災以降の12年間、文化財防災センターに職場が移って仕事をしている背景にも、この両者の繋がりというのとは関係しています。

まずは無形文化遺産のお話からさせていただくと、東日本大震災後、色々なところで、無形文化遺産の話をお話してくれとお話をいただきました。国内での考え方を整理していかなきゃと考えていたところ、IRCIではもう着手されていることを知って、もうやっていたのかと驚きました。よく無形文化遺産の被災のお話をする

際、私自身は人・物・環境という表現を使っておりましたが、この3つの被災があって、それぞれどういう意味があるってという観点でお話しする機会が多かったように思います。

もちろんその場その場で、ある程度使い分けながらお話ししておりました。人の被災をどう考えるかという問題はあるのですが、無形の伝承という観点では、人の被害については、平常時においても交通事故で伝承者が亡くなるような事態はあり得るわけで、大規模災害だけで人が亡くなるわけではないと考えると、とても重要な要素であるものの、ファクターとして考えていく上では、考え方がなかなか難しい。では、物と環境ってどう考えようかみたいな話をずっとしてきたわけです。

今回、この一連のプロジェクトを通して、後藤さんが最後に「機会」という、私が「環境」と呼んでいた要素を、「場所」と「機会」に分けて図を書き上げました。私としては図を見た瞬間に「これだ」と思いました。そのため、今日の議論もあの図が基本的に全てで、問題はそのなかでどう考えていくのかが論点になっているわけです。

ただ、後藤さんは純粋に無形文化遺産の話から考えてくれましたが、人と物（用具）と機会と場所の4要素の話を考えていくと、実は動産の文化財でも不動産の文化財でも全ての文化財に当てはまる話でもあるわけです。

例えば、博物館資料の場合、博物館の資料という物が存在し、そしてそれを収める場所としての博物館があります。箱である博物館が脆弱だと、物がどれだけ頑丈なものでも、箱の被災によって被害を受けるかもしれない。一方で、箱が立派だったら、物が被災するリスクも下がるかもしれない。

では、機会って何だろう。展示や活用といった機会なのかなど、他文化財に応用する場合、もう少し詰めなきゃいけない点があります。ただ、ここで先ほどの佐藤先生のお話に繋がって、人の要素の問題になってくるのだと思います。

東日本大震災の後の対応で忘れもしない経験があります。ルーブル美術館の人が来日された際、「東日本大震災の話をしてほしい」とリクエストをいただきました。そこで、ルーブルの方から「何が一番大切か」と聞かれました。そこで「学芸員が死なないこと」と答えたところ、質問した方に「何を言っているの？」って顔で見られました。

この話、実は真剣な話で、博物館が被災した際、そこで働く学芸員が死んじゃったら駄目です。学芸員がいなかったら、この資料はそもそも博物館の資料なのかも分からなければ、この資料が何なのかも分からない。やはり人の問題は、動産だろうと形のある文化財であろうと無形の文化財であろうと、かなり重要な要素を占めています。佐藤先生のコメントを聞きながら、改めてそのことを実感いたしました。日高先生も同様のことをおっしゃっておりましたけれども、全てが繋がっているということ、今日のお話を聞きながら思った次第です。



ただ、その中で物を救援するスピード感と、無形の文化財を救援するスピード感はやはり違って来る。今日たくさんの方に御来場いただいておりますが、その中の多くの方は無形の文化財だけを扱って仕事をしている人ではない人がおられると思います。その点をどういう時間軸の中で対応を考えていくのかが、きっと考えどころなのだろうと思っております。

先ほど、村上さんが話題を出してくださった地域計画の策定では、特に防災について書かなければいけないので、センター発足後は、結構うちのセンターにもお問い合わせをいただきました。この辺の時間感覚や規模感は、計画を作っていく時には「大切だよ」「だから、守らなきゃいけないよね」といった曖昧なイメージの共有で終わってしまっていることが多いです。そのため、その点をどう具体化していくのが重要になってきます。

その一つの、分かりやすく、かつ色々な地域の人に波及しやすいモデルが、今後センターが取り組んでいくガイドラインやハンドブック、それらに伴って行うワークショップだと考えています。ただし、ワークショップを開いて地域の皆さんに働きかけていくと考えると、無形の文化財から導入し、そして、地域に伝わる仏様

や石造物といった様々な動産の文化財など、その他の文化財にも展開させながら、先ほどの甲南大学の方のご質問に、地域の暮らしを豊かにしていく文化財との関わり方を提案するという形で、答えていくことを考えています。

「民俗芸能だけやりましょう」という話ではなく、地域にある様々な文化財をつないでいくことがセンターのミッションです。またそういった発想を広げていくために、われわれが頑張らなければいけないという点では、今日の宮田さんのコメントにあった「一丁目一番地」ではないけれども、出発点としては無形の文化財から取り組んでいくことが、地域の方にたちにとって効果的だと思っています。

(今石) 今、ガイドラインやワークショップというお話がありましたけれども、地域の中に多様な無形文化遺産がある中で、地域の方をどう巻き込んでいくかが、一つの大きなポイントになってくると思います。ここからは自由にご発言いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。例えば、佐藤さん、当事者意識やワークショップの重要性をコメントの中でもおっしゃっていたと思うのですが、いかがでしょうか。

(佐藤) もしお手元にございましたら、後藤さんの午前中の資料を出していただいてもよろしいでしょうか。スライド17です。



(後藤発表・スライド17)

私が漠然とイメージしていたものを、後藤さんが可視化していたと思っています。「代替場所はどう奉納するの?」、「まず誰に連絡したらいいの?」から始まって「被災後、誰に相談するの?」という投げかけがあります。被災後、誰に相談するかっていいですね。あと、「材料の確保は十分?」みたいな発話もあります。こ

のスライドを拝見して、もう、「これだ!」と思いました。防災のワークショップの内容は、これだと思います。何故「これだ」と思ったかという、それには理由があります。

今、私が住んでいる宮城県は、東日本大震災が起こる以前、宮城県沖地震と呼ばれる地震が38年から39年ぐらいの周期で起こることが経験的に分かっていました。ですので、宮城県の皆さんは、それに向かって備えておりました。解説しますと、宮城沖地震は宮城の沖合を震源とする地震です。だから、たいしたことない地震って言うと恐縮ですけども、東日本大震災の規模と比べるとたいしたことない地震です。そうした地震が40年程度で来るから、それには備えとこうと準備されていた。それゆえ建物の倒壊とかが東日本大震災の際にもあまりありませんでした。私が思うに、しっかり地震に向けて準備していたのが宮城県庁さんでした。

宮城県庁の財務課さんでは、1978年の宮城沖地震を受けて、この地震はどうやらまた38年後に来るらしいということが分かっていたので、少なくともマニュアルは最低限作るけども、この時の経験を引き継いでいこうと考えたらしいのです。その時にやっていたのが、飲み会です。

皆さんご存じのように、役場や役所って人事異動がありますよね。その経験を継承するために、別に災害の経験を受け継ぐための飲み会ではなくてただの飲み会のなかで、またお茶飲みや昼食の場で、経験談を伝えていくことを意識的にされていたとおっしゃっていました。

東日本大震災が起きた時は、宮城県沖地震発生当時、入庁したばかりだった方が、副知事や部長等の幹部になっていて、経験談が役に立つ時が来たと感じたそうです。客観的な評価は分からないですけど、主観的には、あの時の経験と、その語り継ぎが続いたからこそ、自信满满でできましたと胸を張っておっしゃっていました。それが、全部局で見た時に、財務課だけだったのです。それは経験をもとにした対話を続けてきたからこそのことでした。

後藤さんの整理の中では、発生直後は、かなり共通性、標準的な対応ができるけれども、復興の過程ではだんだん各地域や団体ごとの多様性が増えていくというお話でした。この指摘に補足しますと、災害によって対応方法は大きく変わってしまいます。さらに時代が変われば、またこれも対応方法は変わってしまいます。そ

の時に大事なものは、こういうことをしなきゃいけないっていうマニュアルめいた情報じゃなくて、どんなことが起きるだろうというシミュレーションと対話です。それが災害に対する対応能力を高めるのだと、私は理解しています。

そういった点で、この後藤さんが作ってくれた発話集は完璧で、「こうしたらどうしよう」を当事者や関係者で話すきっかけの種がいっぱい書いてあるので、これをもとにしたワークショップを、私はやればいいんじゃないかと思いました。もう一個ポイントがあるのですが、それは時間が余ったらお話ししたいと思います。



(今石) 宮城県庁でのお話は、そのままコミュニティにもスライドして当てはまる話なのかなと感じながらお聞きしておりました。普段の村の飲み会や井戸端会議、そういった機会のなかで経験を共有していくことがとても重要なのだろうと感じました。これに関して、他の皆さま、いかがでしょうか。小谷さん、ご経験から何かございますか。

(小谷) 飲み会や井戸端会議がなくなってきている現代社会で、そういったコミュニケーションをとる機会をどう確保するのかが、地域社会にせよ職場にせよありますね。特に、担い手の人たちは、地域でずっと生活を続けていくわけなので、特別な機会がなくても別に問題は生じないわけです。

先ほどいただいた金さんの質問にも繋がる気がしておりますが、地域内での情報の断絶をどこで解消していくのかが、今、問われている課題だと思いました。要するに、一つのグループで継承してきたものを、地域全体のものへと広げていく方向性です。

それには様々なアプローチの仕方があって、

今日の話で言うと、阿部さんが何回か言及されておりましたが、文化財部局が文化財の話と投げかけた時点で保存会の人たちだけの話になってしまう。これが、地域防災と教育委員会がタイアップをしていくと、もう少し幅の広い話、文化財だけではない地域全体の話に繋がってくると感じました。

1点は、久保田さんの最後のスライドにあったのですが、地域ベースではなくて、芸能を介した繋がりを求めていく方向性です。結局、神楽の人たちが、地域で神楽だけのグループでやっても、地域内では「何かあいつら仲良しだけでも、あいつらだけで盛り上がりゃいいのでは？」と距離をとられてしまう。もちろん、そこを解消していく努力は考えましょうって話ではありますが、他方では、神楽の伝承団体同士のネットワークは構築できないかと思っています。

阿部さんの御発表のなかで、本吉法印神楽という神楽が出ております。以前、本吉法印神楽の調査写真を見ておりましたら、若かりし阿部君が太鼓を叩いているのを見つけました。南三陸の戸倉神社での写真でしたね。

法印神楽同士はもともとそういう、神楽師同士のネットワークがあります。そこから広がっていかないようにも思えますが、久保田さんのスライドを見ると、公民館ブロック、全国レベルとかっていう、そういう様々なレベルのネットワークが設定をされておりました。そういったネットワークもきっと大切だし、そこで生み出されていく、「どういう対応したらよいのだろうか」も、防災に繋がっていくと思います。

(今石) 日高さん、ネットワークに関して、お願いいたします。

(日高) ありがとうございます。私自身、理屈で考えるほうではないので、実際に自分たちでやってきた経験から少しお話ししたいと思います。先ほど、無形文化遺産について、どう、私たちが取り組んできたかについて、時間があつたらお話ししますと言っていたことを紹介させていただきます。

私自身としては基本的に資料への災害対応、つまり文化財レスキューに大きく関わらせてもらななか、無形文化遺産については、今日いらしている国立民族学博物館の林先生が中心となり、いろいろと考えていただきました。

その時に、特に民俗芸能に注目したのは、やはり被災した方々を元気づける、大きな原動力になっていることが、はっきりと見える状況がある中、博物館としても被災地の支援を何とか考えたいという気持ちがあり、私が所属する国立民族学博物館は、震災発災後、かなり早い段階で、大規模災害復興支援委員会という組織を立ち上げ、被災地の東北に何ができるのかを考え、実践する活動をずっとしてきました。

そうした状況下、民俗芸能についてお話をしていくと、民俗芸能の団体としてやる気は少しずつ出てきているのだけれども、実際にやる場・機会がなかなかできないという点が課題としてあがっていました。そこで、一回、当館に来てもらって演じてもらうのはどうだろうかという発想に至ったわけです。

その時に、演じ手の人たちが演じる様子を関西の人たちが見て、「自分たちが一体何ができるのか」を考えてもらう、特に関西は阪神・淡路大震災を経験していますから、その記憶を呼び起こしてもらいながら、東北の大震災について、参加者がそれぞれで考えてもらう機会としたいと考えました。

また、演じ手の人たちには、関西の参加者の皆さんの反応を見てもらいながら、今後のことに向けた団体内でのコミュニケーションを図ってもらう、自分たちの今後の活動について具体的に考えてもらうきっかけになればと考えました。先ほどの後藤さんの言葉を借りて言うと、関西で見る人、演じていただく東北の団体の方々、双方のモチベーションを上げてもらうきっかけの一つにでもなればと考えたわけです。阿部さんの雄勝法印神楽には、当館で2回、神楽を披露していただきました。

もう一つは、そうした議論を進めていく中で、東日本大震災では、様々な支援の手が入りました。今日の阿部さんのお面の再生への支援も、その一つだと思います。ただ、そういう情報をキャッチできる団体はいいのですが、キャッチできない団体が多くあるという課題が明らかになりました。

では、そうした情報交流をするための機会を設けようと、大船渡と釜石で2年間にかけて、「郷土芸能復興支援メッセ」を開催して、その時には今石さんや久保田さんにも来てもらって、どういった支援ができるのかを、実際に郷土芸能をしている方々と「皆さん、どういうことにお困りですか」ということを伺いながら、

意見交換する機会を設けました。

その時に、「補助金とかは分かったけれど、申請書は一体どう書けばいいのかが分からない」という意見が多かったです。その時に、「こうやって書けばいいんですよ」といった書き方レクチャーもしました。もう一つがやっぱりどういふところと連絡・連携を取っていけば自分たちの道具を取り戻せるのかが分からないという話も出てきました。そういう繋がりでも、今日、久保田さんの話にも出てきた宮本卯之助商店の方々であるとか、衣装を提供できる被災地の染め物工場さんに来ていただきました。

演じる方、用具を整える人たちを繋いでいく場、そういう機会を設けて、人と支援の情報をつないでいく試みをしたことがあります。この試みは、実際に被災して、頑張ろうと思った芸能の団体の人たちに困っている点を教えてもらいながら、じゃあ、博物館としてどういうことができるのかを考え、情報を得ながら進めてきたイベントとなります。ですので、何かそうした場の提供が有効に発揮していたのであるとするならば、もしかすると無形文化遺産の防災対策として、ワークショップを企画する時には、こうした事例に則した企画があってもいいのかなと思いつきながら聞いていましたし、防災活動の項目の一つになっていく可能性を感じながら聞いていました。以上です。



(今石) いろいろなネットワークの話が出たと思います。地域の中のネットワークを、分断を生まないようにどう築いていくか、地理的には遠く離れていても、芸能団体同士をつないでいく重要性、それから最後に日高さんからは、支援する側と支援される側をつないでいく必要性についてお話をいただきました。

それぞれ、ハブになるところが必要で、そのネットワークをいかに築いていくかが重要だろ

うと思うのですけれども、その点について、先ほど村上さんから、保存会だけではなくて、いろいろな人を組み込んで、無形文化遺産の継承ということ自体を考えていかななくてはいけないのではないかという指摘がございました。村上さん、そのあたりのところはいかがでしょう。

(村上) 少々アリストぶって話をします。今回の改正文化財保護法で、各個別の文化財に対する保存管理計画を書けということがうたわれております。それは、史跡であればできると思っています。

しかし、例えば、伝承している人が10人とか20人しかいない芸能で、あるいは人口6,000人ぐらいの村で、そんなものをつくって一体何になるのでしょうかと思うわけです。一度できた法律を変えることは難しいので、じゃあ、何かもう少し上にかぶせるような、もう少し汎用性の高いものを何か示したほうが良いと思っております。

先ほどから話がありました、文化財担当者が、例えば仮に人口3万人の町におられて、その方が、それプラスアルファで防災のこともやっていく、それはもちろん個人の熱意でやっていくことはあり得るでしょうが、現実にはなかなか難しい。

しかしながら、通常業務に無理なくかぶせていけることはあります。例えばある範囲内に5つの小さな町があったとして、それぞれの町でひとつ民俗芸能を伝えていたとしたら、それらを横断的にまとめる方法が、今の制度ではないのです。それを防災センターのほうで制度化してしまう、また、文化財保護法に紐づけてやるような取り組みはできないのでしょうか。

補助金がないならば、そういう形の支援でもいいのではないかと思いますし、もし、災害が起こった場合、被災された文化財に対して何かケアすると思いますが、その時にはどうしても、なぜそれが必要なかガイドが要りますよね。それを、防災センターは作るべきじゃないのでしょうか。

確かに、現実ネットワークをつくるとか、それを誘導していく作業、そうした作業は大事だと思います。それに加えて、もし何か起こった時に備えて、何か起こった際の対応のために合意形成ができる、なおかつすぐ動けるような規模の組織化は、意図的に進めていく必要があると感じています。今の法整備では難しいとこ

ろかもしれません。「地元に入って一緒にやろう」という取り組み、全国規模では展開できませんよね。一体、全国に何市町村あるか分かりませんが、それは、やるべき人がやったらいいと思う。やっぱり国としてやるべき作業は、他にあると思っております。それを期待しております。

(小谷) 重い宿題ですね。やっぱり、ナショナルな組織のやり方、義務は当然あると思っております。それをどう実現していく、見せていくのかという問題ですね。無形民俗文化財の専門家としては、あまり抽象的になり過ぎると組み立てにくいところもあるので、思案のしどころだと考えています。

(今石) 文化財分野は本当に人材不足なので、その中でどう無理なく進めていけるのかが大きな問題になってくると思いますが、宮田さん、長い間文化財行政に関わってこられたお立場から、コメントをお願いしたいです。

(宮田) 今のお話に関係するかなと思うのは、いわゆる市町村単位では、どうしても手が足りないという問題があります。

ただ、都道府県レベルまで上げてしまうと、またそれは都道府県内での地域差、それから各地域の民俗的な背景が違うということでやりにくい。その中間的な組織、そういうものができればいいと思うわけです。



私が仕事で関わっているもののなかに、長野県の南信州に「南信州民俗芸能継承推進協議会」という組織がありまして、南信州の市町村の広域連合が事務局を務められています。そこに参加する民俗芸能の団体、それから市町村、それから、この協議会がユニークなのは、地元の事業体、事業所、企業もパートナーとして巻き込

むという形をとっておられます。民俗芸能の継承に関して様々な取り組みを、もう、8年、10年ぐらい取り組んでおられますね。それで、様々な成果を上げているところです。

まだ、幸いにして、南信州は大きな災害に遭ってないので、災害時の対応という点では前例がないのですが、そういった組織を、今回、センターがガイドラインを作る上で、一つのモデルケースとして全国に紹介し、そういう形の展開が合うような地域であれば、それを後押し、情報提供も含めて応援するっていう形は、有効ではないかと思いついておりました。

(今石) 既にうまくやっておられているところの事例をみんなで共有していくのは非常に重要なことだと思いますし、そういうふうないろいろなアクターを巻き込んでいくためには、最初に宮田さんが言われたような、無形文化遺産の意義や魅力みたいなものも、もっともっと発信していかなければいけないだろうと思います。ここまでの議論を聞いていて、野嶋さん、何かコメントがありましたらお願いしたいです。

(野嶋) 日本は文化財行政がとてもしっかりしていて、市町村にまで担当部署が設置されています。手が回らないとは言いつつ、各市町村レベルでもあって県にもあって、無形文化遺産保護の体制はとて整っていると感じております。そういう点では、アジア太平洋地域の多くの途上国とはまったく状況が異なります。だからこそ、こういう国レベルからの大きな枠組の提示が期待できると思っています。

それに対して、私たちが一緒に仕事をする多くの国では、文化省のような機関はあるけれども、そもそもスタッフが限られており、文化遺産保護の課題は大きいとはいえ、それに手が回らない。また、災害自体が必ずしもプライオリティが高くない状況もあるため、国のレベルで防災体制ができて様々な地域の無形文化遺産を守っていこうとすると、なかなか難しい現状があります。

逆に、私たちが事業で何かしら提言としたとしても、それがその国の提言に反映される可能性も低いだろう、時間もかかるであろうと感じているところもあります。

それならば、私たちができるやり方としてはボトムアップの方向で、特定のコミュニティで、自分たちの防災計画なり無形文化遺産保護の計

画なりを考えてみよう、取り組んでおります。そうしたところから、自分たちで自分たちの無形文化遺産を守り継承していくための具体的な手法が出てくるとよいと思っています。今後の事業の過程では、この日本の事例なども共有していただければと思います。

(今石) IRCIでの取り組みがどういう形で進んでいくのかといったことも、また今後、共有していただけたらと思っています。50分までということで、あと2分になってしまいました。あまり議論を深められてなくて大変申し訳ないのですが、一言ずつ村上さんから順に、そして最後に、小谷さんにまとめていただくという形で、今後、防災センターに期待することやお考えをご発言いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(村上) 先ほどは少々言い過ぎました。やはりちゃんとした事例研究は必要だと思います。当然、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で地域社会が分断されているような例が多々あるわけですから、そういった事例もすくい上げないといけない。しかしながら、防災センターに関して言えば、さらに大きな網を掛けられるような制度設計を期待しております。

(日高) 先ほども述べましたけれども、有形だ、無形だという話に深くとらわれないほうがいいと考えています。それと、動産文化財という文化財レスキューは1995年からずっとやっていて、そのなかでは何かしらの失敗をしながら改善し、また文化財レスキューに取り組むことを繰り返しながら東日本大震災までたどり着き、大きな成果を上げることができたということを考えると、16年の年月がかかっているわけです。

それでもまだ反省しないといけない点がたくさんあるということを考えると、今回のように、無形文化遺産についてフォーカスして考える際、なかなか一気呵成に結論は出ないのだろうと思います。その点でいうと、始めたばかりの本日のテーマについては、これまで同様、失敗と改善、そして議論を積み重ねながら、より良い考え方を鍛え上げていくことが重要なだろうと、あらためて思いました。以上です。

(野嶋) 私からは一点だけ、先ほどお話しでき

なかったのですが、課題と感じた点を述べたいと思います。人を守ることが第一だということは私も同意しているところで、それに関連して、人に関わるリスクについては、地域コミュニティや実践者のコミュニティや、そういう共同体としての人の集まりも入ってくるものと考えます。

そうすると、災害が起きた時に、避難や移住、あるいは離散してしまってコミュニティがなくなってしまう場合はどうなのか。もっと広くエマージェンシー全般に視野を広げると、海外では紛争による難民化や強制移住など様々な課題があると思うのですが、そうした課題をどういうふうにケアしていくのかも含めて考えていただくと、私たちも勉強になるなと思いました。

(佐藤) 今回、後藤さんにまとめてお話しいただいた、有識者会議の取りまとめの部分なのですが、現状ではあくまで仮説をつくったに過ぎないと私は認識しています。これからワークショップや事例を積み重ねることによって、それが本当に実現可能かどうかを実証していくことが、私たちがやらなければいけないことだと思っています。自分への責務を言って終わりにしたいと思います。

(宮田) センターに関しては、先ほど後藤さんにお示しいただいたスライドの17の「被災後、誰に相談する?」、「まず誰に連絡したらよい?」こういう問いへの答えが、自然と全国で「文化財防災センター」という認識になるような取り組みを目指されればと思います。まずセンターに相談すれば、そこから何か繋がれる、そういった存在に成長されることを切に願っております。

(今石) 小谷さん、今までのお話を受けて、よろしく願いいたします。

(小谷) 本日は、たくさん様々な要望をいただきました。文化財防災センターが出来上がって2年半、そろそろ認知もされ、何をやるのかが見えてこなきゃいけない時期だと思っています。そういう中で、今日の日を、ご参加の皆様からいただいたお話やご指摘もそうですし、仮説ができたことを共有する場と考えるとすれば、次回、開催する際には「実践したらこ

うなりました」という報告をすることを約束させていただきたいと思います。

(今石) ありがとうございます。今回のシンポジウムは、まずきっかけづくりだというふうに伺っております。ですから、ここから始まるということになると思います。まずは、この会場に来ていただいた皆さんが自分のところに帰った時に、「自分のところでは何ができるのだろう」と考えていただいて、それに文化財防災センターが、あるいは東京文化財研究所が並走させていただく形を取れるのが一番いいのかなと思っています。そして、各無形文化遺産を担っていらっしゃる関係者の方々が、まず自分事として防災を考えていくような機運を醸成していけたらいいのかなと思っています。ということで、これからもどうぞよろしく願いいたします。これで総合討議を終わりたいと思います。

閉会の言葉

早川泰弘（東京文化財研究所 副所長）

東京文化財研究所副所長の早川でございます。

閉会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。本日は、令和4年度文化財防災センターシンポジウムにご参加をいただき、誠にありがとうございました。長時間にわたるスケジュールにもかかわらず、最後までご参加いただき、本当にありがとうございます。また、本日ご登壇いただいた先生方、お忙しい中貴重なご発表ご発言をいただき、誠にありがとうございました。

文化財防災センターと東京文化財研究所の無形文化遺産部では、無形文化遺産の防災とは何かという本日のテーマについて、ご登壇をいただいている先生方を中心に、約1年間にわたって様々な議論を重ねてまいりました。その中で、本日も何度も出てきました、人・物（用具）・場所・機会、この4つの要素に分けて考えることで、その方向性が見いだせるのではないかという議論を行ってきました。

しかし、本日の議論にもありましたけれども、この4つの要素は、個々の無形文化遺産それぞれによってその比重が異なっており、文化財防災センターおよび東京文化財研究所では、それぞれの無形文化遺産の特徴それぞれに適した様々な取り組みをしていく必要があるということを痛感している次第でございます。

さらに、今回の議論は、特に無形の民俗文化財を対象として、防災・減災あるいはまたその継承に関して、いろいろ議論をしてきたわけでございますが、無形文化遺産のもう一つの対象である古典芸能とか伝統芸能に関する防災・減災、継承については、現時点ではほとんど議論がなされていないのが実情だと認識しております。古典芸能や伝統芸能に関する防災・減災を行っていくためには、今後どのようなアプローチが必要なのかということも、大きな課題として残されているわけです。

無形文化遺産の防災という概念自体は、12年前の東日本大震災以降に出てきた考え方であると捉えております。まだ歩き始めたばかりの考え方、分野であると思っています。今後、様々な展開が期待されている大きな研究対象であって、文化財防災センターそれから東京文化財研究所では、このテーマに今後真摯に取り組んでいく必要があると思っています。

本日のシンポジウムにご参加いただいた皆さまにおかれましても、今後の防災センターおよび東京文化財研究所の取り組みの伴走者として、引き続きご指導ご協力をお願いしたいと思っております。最後にもう一度、本シンポジウムにご参加いただきました全ての皆さまに厚く御礼申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。



報告 令和5年度の取り組み状況

報告 令和5年度の取り組み状況

後藤知美（文化財防災センター）

令和4年度文化財防災センターシンポジウム「無形文化遺産と防災―被災の経験から考える防災・災害対応―」の開催から約1年が経過した。シンポジウム当日は、発表者の皆様、総合討論に御登壇いただいた5名の有識者の先生方をはじめ、御参加の皆様から、様々な意見や御指摘をいただいた。シンポジウム報告書の刊行にあたって、令和5年度に実施した事業内容について、簡単に報告したいと思う。

行政的な取り組みにおける防災と災害対応

無形文化遺産の防災を考える際、防災という課題にのみに集中し、取り組みを展開することは難しいだろう。地域の方にとって、自らが担う無形文化遺産の将来を考えるにあたって、地域の過疎・高齢化や後継者不足等のほうが、より実感を伴った危機となる。それらへの切迫感に比べると、防災を次の段階の作業に感じる方は多いのではないか。

この点は、無形文化遺産の担い手を支援する行政機関職員の方たちも同様の状況だと思われる。シンポジウム当日、参加者からのアンケート回答では、「日々の様々な業務との優先順位のなかでは、防災への取り組みは後方に退きがちである」と周囲や御自身の状況について、お話を寄せてくれた方もおられた。そこで、平時の文化財保護行政における業務や事業のなかで防災を効率的に取り入れる方法について、検討を開始した。

■文化財保護行政担当者との意見交換

令和5年6月21日に開催された「令和5年度 近畿2府4県民俗文化財担当者会議」では、文化財防災センターで実施する無形文化遺産の防災事業について報告をする機会をいただいた。会議中の質疑応答では御参加の皆さんに、様々な御意見をいただいた。

一つに、無形民俗文化財の災害被害を検討するにあたっては、想定する災害の規模や、対象となる文化財の性格を判別した上で具体的に検討したほうがよいという指摘があった。南海トラフ地震のように広範囲での甚大な被害の発生が予想されている場合と、近年、毎年のように発生している豪雨災害のような比較的狭い範囲

で被害が発生する場合とでは、文化財の災害対応に割ける行政機関職員の人数や、担い手たちが置かれる状況に大きな違いが出る。

議論では、ここ数年の新型コロナウイルス感染拡大による無形民俗文化財の伝承状況の悪化についても話題にあがった。今後の検討のなかでは、そもそも、災害の捉え方を従来のように、いわゆる自然災害に限定するのではなく、無形文化遺産に影響を及ぼす災害という視点で見直す作業も必要になってくる可能性がある。

また、特に民俗技術や工芸技術に関わる話のなかでは、その技術が個人によるものなのか、分業体制で行われているものなのか、制作環境がどういったもののかなど、諸条件によって被害の出方は大きく変わるという点が議論された。シンポジウムでも、各文化財の備えている条件が被害の出方に大きく影響を与えるという話はでていたが、被災事例に関して調査を実施する際には、よりその点を念頭に置きながら捉えていく必要があると考える。

今後、ガイドラインやガイドブックを作成するにあたっては、分かりやすく取り組みやすい提示の仕方を練る必要があるだろう。本節冒頭でも指摘したとおり、これまで防災という課題をあまり意識する機会がなかった担い手の方にとっては、初めて経験する作業となる。難しく活用しにくい形式にしてしまうと、作業を開始する段階での心理的ハードルが上がってしまうため、出来るところから少しずつ取り組めるような形式で提示することが理想的であろう。

会議では、無形文化遺産の担い手（地元）と、行政機関が行うべき作業をそれぞれリスト化し、段階別に示すと良いという助言があった。例えば、レベル1からレベル10まで段階別に目標を示すことで、自分たちがどこまで達成できているかを可視化することができ、さらに余力がある場合には、今後の目標も同時に意識することができる。今後センターでは、無形文化遺産に関わる方たちにとって参考になる情報や被災事例調査の成果を、指標やあるいはマニュアル・事例集といった形で見せることが当面の目標である。この機会に具体的にどういった形式を目指していくかについて、民俗文化財を担当する職員の方から具体的な意見をうかがうこ

とができたのは大変参考になった。

■人材育成の可能性

「令和5年度 近畿2府4県民俗文化財担当者会議」に参加した際、兵庫県の担当の方より、無形民俗文化財のヘリテージマネージャー養成講座を開講しているとうかがった。

ヘリテージマネージャーとは、一般に、地域に残る歴史的価値の高い建造物に関する活動（調査・修理・保存・活用等）に対して助言や提案ができる専門的知識と技術を備えると認められた人材を指す。阪神・淡路大震災の教訓や、平成8年（1996）の文化財保護法改正によって登録文化財制度が新設されたことを受け、兵庫県建築士会でその育成が始まり、その後、全国の都道府県において講習会が行われている。

兵庫県では歴史的建造物のみならず、天然記念物（樹木）、名勝（庭園）など、文化財種別の各分野で、ヘリテージマネージャーの育成を行ってきた。近年、無形民俗文化財に関しても講習会を行い、地域に伝わる祭りや行事の安定的な継承のため、担い手や住民に寄り添って有効な手立てを助言できる人材の育成を目指している。ちょうど、今年度に第2期生の募集を行い、講習会を実施しているとうかがったので、数回、参加をさせていただいた。

受講生は、年間全7回の講習を受ける。講習会で取り上げられる内容は、無形民俗文化財の保護に関する制度的な話から、近年の県内状況や保護・継承に関する取り組み事例、現地演習に至るまで非常に多岐にわたっていた。そして最終講習では、各受講生が年間をとおして学んだ知識を活かし自らの問題意識に沿った県内の祭り・行事を選択し、発表を行った。

講習会への参加をとおして、折に触れて担当職員や受講生、講師にお話をうかがったなかでは、ヘリテージマネージャー養成における今後の課題について話題にあがることもあった。しかし、非常に熱意がある受講生が多く、講習内でのやり取りは、彼らのモチベーションを今後、良い形で活かすことができれば、無形民俗文化財が直面する様々な問題を解決する大きな力となる可能性を感じさせるものであった。

令和3年度に開催した防災センターの有識者会議では、担い手と行政機関や支援団体との連携を取り結ぶ「仲介者」の重要性について話題にあがった。被災後、すぐに自らの状況を外部に発信できる担い手に対しては支援が行き届く

一方、どうしたらよいか分からず困った状態のままの団体は、その窮状が周囲に共有されない。なかには、そのまま再開できずに継承が途絶えてしまう団体が出てくる恐れもある。災害対応で行うべき作業の一つに、外部との状況共有というステップを加えるべきと考えた。



（後藤発表より転載・スライド9）

兵庫県の無形民俗文化財のヘリテージマネージャー育成の取り組みは、災害時に団体と外部とを繋げてくれる「仲介者」の役割を果たす人材育成ともなり得るものであると考えられ、今後の発展が期待される事業である。

■防災における取り組みと無形民俗文化財

その他、無形民俗文化財の保存活用計画内に災害に関する事項を盛り込んだ事例についてもお話をうかがうことができた。前述のとおり文化財保護行政内における取り組みに着目する一方、今年度は一般的な防災における取り組みに参加させていただく機会を得た。

平成25年6月に公布された「大規模災害からの復興に関する法律」では、特定大規模災害を受けた市町村が国や県の定めた方針に即して復興計画を作成できることが定められた。この復興計画で考えるべき事項を含めて、被災後の復興まちづくりを考えながら災害復興の備えを事前に準備することを復興事前準備と呼ぶ。

今年度は事前復興準備作業の一つ、「復興まちづくりシンポジウム」において災害後の無形民俗文化財に関してお話をうかがった。この経験をとおして印象的であったのが、一般の方からの無形民俗文化財が持つ力に対する期待の大きさである。シンポジウム後にうかがった祭りに関するお話や実際に拝見した祭り当日の様子はもちろん、そもそも災害からの復興を主題とするシンポジウムで祭り・行事について取り上げる点からしても、この地域で祭り

が重要な位置にあることは強く感じとれた。地域の方々にとって災害後、暮らしを立て直す過程で祭りが力を発揮し得るという話は、自然と理解される様子であった。

そこで、「復興まちづくりシンポジウム」では、“復興のなかで祭りの力を最大限活かせるよう、事前に何を準備したら良いか”を考える重要性を指摘させていただいた。興味深いのは、地域の方々がその後の議論で考えた方策が、無形民俗文化財を保存・継承するために行う取り組みと同様の指向性を有していた点である。例えば、祭りの歴史について地元の方たちで調べ記録を作成する、その成果を若者や子供たちに伝える機会を設けるといった内容は、文化財保護行政における事業に盛り込まれていても違和感がない内容だ。

この経験をとおして、地域に伝わる祭り・行事が持つ潜在的な力を、災害からの復興過程で発揮できるように行う準備作業と、無形民俗文化財の保存と継承を確実なものとするための作業には、実のところ大きな違いがないのではないかと感じた。東日本大震災以降、祭りや行事が災害後において地域の結束力を高める・地域のアイデンティティの核となるという言説が、一般にも共有されるようになった。祭り・行事の持つ特性を考えれば、ある程度納得できるものである。しかし、シンポジウムの質疑応答でフロアからも投げかけられたように、災害後そうした力が十分に発揮されず、むしろ、祭りや行事の実施が地域の方々の葛藤や衝突の種になってしまうケースも存在している。

今後文化財防災センターでは、各地の無形文化遺産が災害を乗り越えて継続される強靱さを備えるには何をすべきかを考えるとともに、災害発生後の社会において無形文化遺産が果たす効果や機能を十分に発揮するために、どういった準備を行っていくべきかについても検討していきたいと考える。

被災事例調査

昨年度に引き続き無形文化遺産が被災した事例に関して調査を実施した。いずれの事例もまだ調査中の段階であり、最終報告は別稿にて論じるべきものであるが、ここで途中経過について簡単に報告したい。調査を実施したのは、等覚寺の松会、お法使祭、珠洲焼の3件である。

■ 等覚寺の松会（福岡県）



無形文化遺産と防災シンポジウムで事例報告が行われた等覚寺の松会は、豪雨による土砂災害被害からの復旧が完了し、令和5年4月から再開される運びとなった。ただし残念なことに、行事实施直前の3月下旬に、会場へと向かう林道が崩落の恐れがあるとされ一部通行止めになった影響により、一般観覧は中止となった。

一般の方の観覧は叶わなかったものの、保存会や行事関係者・協力団体、等覚寺地区住民とその縁者等が参加し、行事は無事に開催された。実のところ、直近数年間の行事は新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、内容を絞った形で開催していたが、令和5年度はほぼ以前と変わらない内容で行われた。

等覚寺の松会も、多くの地域の民俗行事と同様に、少子高齢化や過疎化といった継承に関する課題に直面している。災害からの復旧という段階を経て、今後、地元の皆さんがどのように課題解決や状況の改善に取り組んでいくのか、推移を引き続き見守りたいと考える。なお、等覚寺の松会の被災事例については『無形文化遺産研究報告』17号（令和5年3月発行）でも報告させていただいた。あわせて参照いただきたい。

■ お法使祭（熊本県）

お法使祭は、熊本県上益城郡益城町・阿蘇郡西原村・菊池郡菊陽町の12地区において、毎年10月30日に行われる民俗行事である。1年交代で当番を務める各地区は、当番年には地区内に御仮屋を立て、1年間、オホシサン（お法使さん）と呼ばれる神を祀る。祭礼日には、益城町に鎮座する津森神宮より神輿を借り受け、その神輿に神をうつし、地区内を巡りながら次の当番区へと引き継ぐ。神輿渡御の道中、神輿を田畑や道などに投げ落とす所作を行うこ

とで、よく話題となる行事である。平成30年(2018)3月には熊本県指定無形民俗文化財に指定されている。



お法使祭は、平成28年(2016)に発生した熊本地震で震度6弱～7を観測した、非常に揺れが大きかった地域で行われている。地震による家屋やインフラへの被害は言うにおよばず、人的被害(災害関連死含む)も発生した。そうした状況下では、行事の実施自体も形態も大きく影響を受けた。行事が安定して再開し始めているとかがって実施した、令和4年度の調査では、益城町・杉堂地区における再開の様子を確認した。令和5年度は、西原村・瓜生迫地区での行事の様子を調査するとともに、地震直後の状況から再開に至るまでの様子を関係者の方に教えていただいた。

令和5年度の調査では、災害発生後に行事をどのタイミングで・どうやって再開するのかについて、関係者間での合意形成を行う重要性和難しさが浮かび上がった。『津森神宮お法使祭』(平成29年3月刊行)によれば、お法使祭りは宮座の祭りと神宮の祭りの形態が組みあわさった形態をとると指摘されている。行事に関する事項は、津森神宮、各地区の「オホシヤ(お法使屋)」と呼ばれる特定の家(現在、一部の地区では持ち回りとなっている)が中心となって決定し、津森神宮やオホシヤからの話を受け、当番区を務める各地区の住民が行事を実施するという形式をとっている。同じ地区の住民間でも、行事に関する知識や行事に関する決定権に違いがあるため、同じ土台の上で協議はしにくい状況であった。

大規模災害の発生後は、災害対応や応急的対応、復旧作業のために、様々な属性の人々が地域に関する事項を協議する話し合いに加わることになる。当然、行事の歴史や経緯の前提は共有されておらず、行事に対する考え方や感覚も

様々である。そうした状況下で、行事の将来を定めていく作業は非常に困難なものとなることが、今年度調査では明らかとなった。

通常、無形文化遺産に係る“人の被害”は、保存会や関係者といった担い手が亡くなったり地域を離れてしまったりすることで、祭りや行事、芸能、技術を支える層が弱体化する事態が予想される。しかし、その弱体化の一つの形態には、支える層のなかでこれまで自然と共有されてきた慣例や慣習が当たり前のものでなくなり、再度一から構築しなければならない事態への負担感や葛藤も入ってくるのではと感じた調査となった。お法使祭については、今後も引き続き調査を継続していきたいと考える。

■ 珠洲焼(石川県)

シンポジウム内で報告した珠洲焼については令和5年度も引き続き調査を継続した。なぜなら、令和5年5月5日にも石川県能登地方を震源とする地震が発生し、石川県内で最大震度6が観測されたためである。

発生後、令和4年の調査でお世話になった関係者の方に連絡をとってみたところ、復旧が徐々に進んでいた複数の薪窯が再び被害を受けたことが明らかとなった。おりしも地震が発生したゴールデンウィーク前後は、例年、窯焚き作業を行う作家が多く、作業のために窯の中に作品を入れていた人も多かったようだ。そのため窯の中で転倒し破損した作品も多かった。

地震発生直後、令和4年に発生した地震の際と同様に、珠洲市産業振興課から被害状況の調査が行われた。調査は、事業者として登録がある窯元を中心に電話で状況を尋ね、その後20軒に対して被害状況に関するアンケート調査を実施している。また、市所有の珠洲焼関係施設の被害状況把握も行った。ただし、令和5年の地震は前年の地震より被害が大きく、市役所職員が窯元個別に対応できる状況ではなかった。

この地震で、珠洲焼は3年連続で地震被害を受けていることになる。揺れによる作品の破損や損傷、工房内に備え付けられた備品の転倒、ガス窯のズレや移動、薪窯の崩壊といった被害は、経済的負担となるばかりか、作家の方を落ち込ませ、一部の方にとっては今後の活動を考えさせる契機となった。なかには今回の被害を受け、年齢のことも考えて、自身の窯での活動から引退することを考えた作家もいたようだ。

ただし心強いことに、多くの作家は引き続き

活動を続けることを決めた。近年研修生として珠洲焼を学び、制作を続けている方々も、引き続き作陶を続けていく意向であった。窯に被害が発生した作家は、地震発生に伴って募集が開始された個人事業主向けの補助金制度を活用し補修したり、自身で修復を行ったりして、薪窯での制作を続けようとしていた。薪窯の復旧に時間を要する窯元は、自身が所有するガス窯を使うか、日頃から親しくしている作家の窯に作品を入れさせてもらうといった対応で制作活動を継続していた。

特筆すべきは、地震被害からの復旧を試みるなかで、一部、次世代への珠洲焼の継承を意識した試みが生まれた点である。前述した引退を決めた窯元の場合、自身の窯を、最近活動を本格的に始めた若手の作家に譲ることとした。また、倒壊した窯の復旧と再建を、一般の方と協力して実施した作家もいた。いずれの場合も、今が珠洲焼を次世代に繋げる時期だという認識から発想された試みであった。

現在の珠洲焼の制作が開始されたのはおよそ40年前と言われる。平安時代から室町時代にかけて能登半島先端で生産された焼き物を念頭に、昭和50年代より珠洲市が中心となって制作者の育成が開始された。ちょうど制作開始初期に関わっていたメンバーが高齢に差し掛かり、市内では次世代の担い手の育成が意識されつつあるところであった。そうした問題意識が、災害発生後の対応のなかで具体的に形となったと言えるだろう。

おわりに

ここまで令和5年度に実施した調査について、その概要を述べてきた。シンポジウム報告書の作成のために原稿を入稿するべく編集作業を進めていたところ、令和6年1月1日16時10分、令和6年能登半島地震が発生した。珠洲焼に関わる方々が、過去3回、地震による被害を受けながらも、次世代の育成も視野に入れて進み始めたことを直前の調査で聞いていただけに、今回の地震発生には言葉を失った。この広範に甚大な被害をもたらした災害は、文化財の類型を問わず、各地の文化財に大きな被害をもたらしている。今、センターとして何をするべきなのかを考え、そしてその作業を着実に実行に移していくことも、今後の本事業に課せられた大きな課題と考える。

(担当より)今年度も調査実施にあたっては、多くの方に御協力をいただきました。ここで改めてお礼を申し上げます。今後も無形文化遺産に関わる様々な方々に御意見や御指摘をいただきながら、事業を進めていきたいと考えています。引き続きどうぞよろしくお願いたします。

令和4年度 文化財防災センターシンポジウム
「無形文化遺産と防災—被災の経験から考える防災・減災—」報告書

令和6年3月29日発行

編集・発行 独立行政法人国立文化財機構 文化財防災センター
〒630-8577 奈良県奈良市二条町2丁目9-1
Tel: 0742-31-9056
<https://ch-drm.nich.go.jp/>

協力 独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所
〒110-8713 東京都台東区上野公園13-43
TEL: 03-3823-2241
https://www.tobunken.go.jp/index_i.html

表紙・中扉
デザイン YUKARI SATO / さとうゆかり
(<https://yukarisato.com/>)

編集・印刷 株式会社松本文信堂

